

平成 2 2 年 第 4 回

# 身延町議会定例会会議録

平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日 開会

平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 2 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 3 日

平成22年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成22年12月13日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 野 島 俊 博 | 2番  | 望 月 明   |
| 3番  | 河 井 淳   | 4番  | 望 月 秀 哉 |
| 5番  | 芦 澤 健 拓 | 6番  | 松 浦 隆   |
| 7番  | 望 月 寛   | 8番  | 深 沢 脩 二 |
| 10番 | 草 間 天   | 11番 | 福 与 三 郎 |
| 12番 | 川 口 福 三 | 13番 | 渡 辺 文 子 |
| 14番 | 穂 坂 英 勝 | 15番 | 伊 藤 文 雄 |
| 16番 | 望 月 広 喜 |     |         |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 9番 日 向 英 明

4. 会議録署名議員（3人）

- |    |         |    |       |
|----|---------|----|-------|
| 2番 | 望 月 明   | 3番 | 河 井 淳 |
| 4番 | 望 月 秀 哉 |    |       |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

事務連絡をいたします。

11月19日に開催されました教育委員会定例会におきまして、教育委員長に千須和繁臣氏が就任されました。本日は初めての議会ですので、紹介し、あいさつをお願いしたいと思います。

千須和教育委員長、登壇をお願いいたします。

○教育委員長（千須和繁臣君）

皆さん、おはようございます。

ただいまご指名、ならびにご紹介をいただきました千須和でございます。

過日、11月の定例教育委員会において、教育委員長という大役を仰せつかりました。学校教育、そして生涯教育ともに、人づくりのために大役を果たしたいと思っております。微力でございますが、精一杯頑張るつもりでございます。よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

千須和教育委員長のあいさつが終わりました。

本日は、大変ご苦労さまです。

平成22年身延町議会第4回定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

本年もいよいよ師走を迎え、寒さもひとしお身にしみる年の瀬であります。議員各位には年末ご多忙の中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表わす次第でございます。

本定例会には、町長から平成22年度身延町一般会計補正予算をはじめとする諸議案が提出されます。これらは、いずれも重要な内容を有するものであります。議事が円滑に進められるよう、慎重なご審議により適正・妥当な結論を得られますよう、切望する次第であります。

これからは、日増しにせわしくなります。各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げて、開会とあいさつとさせていただきます。

欠席の連絡をいたします。

日向議員は入院のため、欠席届が出されております。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により、執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

2番 望月 明君

3番 河井 淳君

4番 望月秀哉君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成22年12月13日から12月16日までの4日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成22年12月13日から12月16日までの4日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は、お手元に配布の報告のとおり、各種行事等に参加しておりますので、ご了承ください。

次に産業建設常任委員会が閉会中の継続調査を実施いたしましたので、報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長、登壇を願います。

○7番議員(望月寛君)

それでは、報告いたします。

平成22年12月第4回定例議会

産業建設常任委員会閉会中の継続調査結果報告書

本委員会は下記のとおり、閉会中の継続調査を実施しました。

調査日ではありますが、平成22年10月6日、午後2時から午後3時30分まで実施しました。

調査事項ではありますが、中部横断自動車道。

調査場所は、醍醐山トンネル工事(一色地内)の現地視察であります。

出席者は、そこに記載のとおりであります。

調査結果ではありますが、皆さんご承知のとおり、この自動車道は静岡を起点に佐久市に至る延長13.2キロメートルで、このうち新直轄事業として、山梨県区間(富沢~六郷間)の延長約2.8キロメートルの工事を行っております。この区間は、トンネルと橋梁で約75%を占めております。特に醍醐山トンネルの工事用排水につきましては、ホタルの生息環境に配慮して、厳しい排水管理のもとに工事が進められております。また、この工事は最新の方法で行われ、1日約3メートルのペースで掘り進んでおります。この自動車道が完成しますと、町の経済効果・活性化はもちろん、災害に強い道路ネットワークを構築すると同時に地域医療サービスの向上も図れます。このようなことから一日も早い完成を願ひまして、閉会中の継続調査の報告といたします。

以上、閉会中の継続調査を終了したので、身延町議会会議規則第76条の規定により、報告

いたします。

平成 22 年 12 月 13 日  
身延町議会議長 望月広喜殿

身延町議会産業建設常任委員長 望月寛

以上であります。

○議長（望月広喜君）

続いて、議員合同研修が11月15日、16日に実施されましたので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長、登壇願います。

○12番議員（川口福三君）

議員合同研修の報告をいたします。

平成 22 年 12 月 13 日  
身延町議会議長 望月広喜殿

身延町議会運営委員会委員長 川口福三

議員合同研修報告書

標記研修について、議会運営委員会が中心となり、本町の議会活性化に向けて、その取り組みを学ぶため、各常任委員会に呼びかけたところ、全議員に賛同をいただき、先進地である長野県山ノ内町議会を訪問し、視察研修を実施しました。

研修内容につきましては、日程は平成22年11月15日、16日。月曜、火曜にわたっての研修です。

研修場所は、長野県山ノ内町議会。

研修参加者は16名。この日、1名の議員は近所に不幸が出たということ。それから1名は病欠欠席で、議員が14名、事務局2名の参加でした。

研修内容、議会報告会について。議会懇談会について。議会活性化研究について。住民アンケート調査結果について。

山ノ内町のあらましですが、長野県の北東部に位置し、志賀高原や温泉地である湯田中温泉等があり、山林原野が93%という地域でございます。町は、昭和30年4月に1町2村が合併して、現在の山ノ内町となっております。人口が平成22年11月1日現在で、1万4,224人。財政状況ですが、平成22年度当初予算、一般会計が57億8千万円、一般会計・特別会計合わせて、103億3,453万6千円という財政状況です。

研修内容につきましては、山ノ内町議会は平成19年度より1地区ごと、5会場で議会報告会を開催しています。当初は議会の活動報告（常任委員会）を主に行ってききましたが、回を重ねるに伴い、参加者の要望もあり、現在は意見交換に重点を置いています。

議会懇談会は、常任委員会主体で担当分野の団体等と随時開催しています。また、議会の活性化を図るために、議会だよりの充実、ホームページの充実、住民への積極的情報提供、勉強会の開催等を実施しています。さらに通年議会、議会基本条例の制定、反問権、夜間・休日議会の開会等、現在、検討中です。

当日は、これらのことについて説明を受けたあと、質疑応答を行い、最後に両町で意見交換を行いました。

両町とも議会の活性化に真剣に取り組んでいる姿勢が見受けられ、大変、有意義な研修とな

りました。

所感といたしまして、議会は、議事機関としての町の重要な施策の決定と執行機関の監視の役割を担っています。さらに地方分権が推進されている今日、議会の役割はますます重要となっています。このような状況の中で、本町議会では、議会改革の一環として、開かれた議会、身近な議会、町民と協働する議会を目指して、議会活性化等特別委員会を設置し、議会の活性化を目指しています。

議会と町民との懇談会を充実し、町民が大勢参加して意見交換できる懇談会のあり方等について、研修しました。

今後はこれらをもとに、議員みずからが地域に出向いて、議会運営状況や課題の取り組み状況等について、説明責任を果たすとともに、意見や要望等を聞き、住民との意思の疎通を図り、町政に対する提言などを町民から直接受けることで、町政の諸課題に柔軟に対応し、議会の政策提言機能に資することが重要です。

したがって、現在、実施している「町民と議会との懇談会」を今後も継続し、所期の目的である議会の活性化に向けて、議員が共通課題を模索し、心を合わせ、積極的に取り組んでいくことを希望し、議員合同研修の報告といたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本日、平成22年身延町議会第4回定例会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残り少なくなり、何かと気忙しい中を議員の皆さまには出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私も町政を担当させていただいて、丸2年が経過し、3年目に入りました。この間、依然として厳しい経済状況が続き、円高も含め、海外に進出することのできない小規模零細企業や農業は崖っぷちに立たされていると思います。

そんな中、尖閣事件や国後島のロシア大統領訪問は、私たちに自分の国を守るとはどういうことか、そのためには何をなすべきかを問いかけられているように思います。さらにTPPにみられるように、環太平洋の国々には、わが国抜きでもという考えがあり、わが国の国際的地位の低下が心配でなりません。

このような中、例年どおり、山梨県は去る11月4日、2009年度の市町村普通会計決算の概要を公表されました。この中で、財政の弾力性を示す経常収支比率についてであります。本町は77.8%であり、県内平均は前年比1.1ポイント上昇の85.9%と6年連続の悪化でしたが、本町においては7.6ポイント改善をされました。この要因は合併以来、取り組んでまいりました、経常的経費の抑制と地方交付税の増加によるものであります。

経常収支比率は改善が見られたものの、歳入における町税は減少傾向にあることから、引き



続き行財政改革に取り組み、経常的経費の節減・節約に向けて、あらゆる努力と工夫を重ねていくとともに、少ない自主財源であっても町民の皆さんへのサービスの低下を招かないよう、職員に対して徹底したところであります。

また、去る11月19日には、来年度の予算編成方針として、町税等の減収や来たるべき地方交付税算定替え等を考慮して、経常経費における一般財源の対前年比5%減の予算を作成するよう、職員および小中学校の関係者に周知したところであります。

また、去る10月8日に閣議決定をされ、11月26日に成立した補正予算の地域活性化交付金のうち、情報によりますと、きめ細かな交付金はおおむね1億3千万円、同じく住民生活に光を注ぐ交付金についても、おおむね2千万円ぐらいが交付されると考えられます。交付決定がなされましたら、議会に諮ってまいります。

次に、教育委員会の構成についてであります。

去る11月18日に任期満了を迎えた小松文雄教育委員に代わり、渡邊勢津子さんが11月5日の臨時議会において同意をいただきましたので、11月15日に任命を行いました。さらに11月19日に新体制初の教育委員会を開催し、委員長、委員長職務代理の任期満了に伴う改選を行い、委員長に千須和繁臣さん、委員長職務代理には小倉是勇さんが再任され、委員には山田省吾さん、渡邊勢津子さんが、教育長は佐野雅仁さんであります。これを受けて、先ほど千須和繁臣教育委員長が親しく、皆さんにごあいさつを申し上げたところでございます。

次に、中部横断自動車道についてであります。

平成29年開通に向けて、町内でも醍醐山トンネルや田原川橋等で、工事が目に見えてまいりました。しかし国の予算も厳しく、22年度当初予算は直轄区間で4億3,700万円で、前年比、大幅な減額でございました。県および国のご配慮で、補正において予備費も含めると23億1千万円が、さらには23年度予算分のゼロ国債が10億円認められ、その合計は77億4,700万円となりました。直轄区間の29年度開通に向けましては、来年度当初予算で、さらなる増額をお願いしなければなりません。議会の皆さんや町民の皆さんの予算獲得に対し、最大限のご協力・ご尽力をお願い申し上げます。

次に、ふるさと町民制度の一環であります「身延ふるさと便」も好評のうちに2年目を迎え、今年もすでに10月中旬には、85名の皆さんが1回分として曙大豆の枝豆や手作り梅干等の発送を終え、多くの皆さんから、孫がおじいさんのふるさとに行ってみたくてというようになった等の喜びの便りもいただいております。

次に、新たな地域産業の創設についてであります。

住民がみずから取り組む事業、コミュニティビジネスについてであります。

富士川を利用して、ラフティング事業が10月末をもって、今シーズンの営業は終了いたしました。当初の目的を大きく上回る全国の皆さんの利用をいただきました。さらに、来年度はすでに県外の中学校から200名を超える修学旅行で、利用の問い合わせもきてございます。今後に期待ができると思います。

また、自分たちで資金を出し合って森林整備をし、地元で恩返しをしようという団体が、身延地区では「フォレストサポート身延」が、中富地区では「中富森林愛護会」がそれぞれ土産業者有志によって設立をされ、所有者と協定が整い、すでに活動を開始しております。このほかにも耕作放棄地を借用しての、農業導入グループ等の動きが出てきております。財政の厳しい本町にあって、このような動きが出てきましたことに拍手を送りたいと思います。

町といたしましても、知恵とやる気のある皆さんには、県や国と連携をとりながら協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、鴨川市議会議員の親善訪問についてであります。

ご案内のように11月8日・9日の両日、市議会議員の改選に伴い、姉妹都市締結に基づき、実施をされたものでございます。8日には対面式や交流会が、9日には身延駅前街路事業や、切り絵の森では指定管理者の取り組みを見ていただきました。

今後も姉妹都市として、諸事業や人的交流を通して、両市町が一層、友好の絆を深めていくことを願っております。

次に去る9月13日閉会の第3回定例会以降の主な行事等について、申し上げます。

10月1日、下部浄化センターの通水式を行いました。その他、町内各小中学校の運動会、地区運動会、さらには地区文化祭、峡南衛生組合、峡南広域行政組合、一部事務組合飯富病院のそれぞれ臨時議会および定例会に出席をいたしました。町村会への出席はもちろん、国、県への要望活動も行ってまいったところでございます。

次に、本定例会に提出いたしました議案につきましては、条例の制定および条例の一部を改正する条例について4件、平成22年度補正予算が8件、町道路線の認定が1件の計13件でございます。

次に、公共下水道の各戸への早期接続をお願いしているところでございます。

12月1日現在、中富処理区は加入戸数983戸で、加入率64.6%。身延処理区は加入戸数97戸で、加入率16.6%。下部処理区は10月1日に供用を開始しましたが、加入戸数1戸で、加入率は1.2%という状況であります。早期の接続をお願いしているところでございます。

これからも厳しい財政運営が続くことが考えられます。こういうときこそ、町民の皆さまも町が何をしてくれるのかのみを期待するのではなく、今まで以上に自分は町のため、地域のために何ができるのかを考えていただくときではないだろうかと思っております。

私も2年を振り返って、本当に町民の皆さんのための施策のみを行ってきたのかを見直し、公務員の原点に立ち返って、役に立つ職員、さらに職員全員が仕事のプロを目指して、職員の先頭に立って頑張ってもらいますので、町民の皆さんや議員の皆さんの格段のご指導をいただきますことをお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、ならびに上程を行います。

議案第75号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 身延町農村連絡施設等整備基金条例の一部を改正する条例について

議案第77号 身延町下部リバーサイドパーク条例の制定について

議案第78号 身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例について

議案第79号 平成22年度身延町一般会計補正予算（第3号）について

議案第80号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第81号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第82号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第 8 3 号 平成 2 2 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 8 4 号 平成 2 2 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 8 5 号 平成 2 2 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 8 6 号 平成 2 2 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 8 7 号 町道路線の認定について  
請願第 4 号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願について  
請願第 5 号 TPP の参加に反対する請願について  
以上、議案第 1 3 件、請願 2 件を上程いたします。

日程第 6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

議案第 7 5 号から議案第 8 7 号までの 1 3 件について、町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、提出案件の提案理由について、一括ご説明を申し上げます。

今回、提出しました議案につきましては、先ほども申し上げましたとおり、条例関係が 4 件、平成 2 2 年度補正予算が 8 件、それに町道路線の認定が 1 件の計 1 3 件でございます。

それでは個々について、順を追って申し上げます。

まず議案第 7 5 号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町職員、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

人事院勧告等により、国家公務員及び山梨県職員の勤務時間が短縮されたことに伴い、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 7 6 号 身延町農村連絡施設等整備基金条例の一部を改正する条例について。

身延町農村連絡施設等整備基金条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

以下、提出日、町長名につきましては、省略をさせていただきます。

提案理由

身延町農村情報連絡施設が廃止され、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から身延町地域情報通信施設に名称が改められたことに伴い、身延町農村連絡施設等整備基金条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 7 7 号 身延町下部リバーサイドパーク条例の制定について。

身延町下部リバーサイドパーク条例の全部を改正する議案を提出いたします。

提案理由

身延町下部リバーサイドパーク内に足湯施設を設置することに伴い、身延町下部リバーサイドパーク条例の全部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第78号 身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例について。  
身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。  
提案理由につきましては、身延町高齢者保養施設の利用状況の推移および利用者への利用時間の明確さの観点から、身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する必要が生じました。  
これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第79号 平成22年度身延町一般会計補正予算(第3号)、  
平成22年度身延町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,552万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億7,991万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

平成22年12月13日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第80号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、  
平成22年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,088万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,795万8千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第81号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、  
平成22年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,347万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,725万1千円とする。

以下、省略をさせていただきます。

次に議案第82号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)、  
平成22年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,023万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億891万7千円とする。

以下、省略をさせていただきます。

次に議案第83号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、  
平成22年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,941万3千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第84号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

平成22年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,634万円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第85号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成22年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,949万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,644万3千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第86号 平成22年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)

平成22年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,482万2千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第87号 町道路線の認定についてでございます。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

路線番号はN3-265号。上二9号線。身延町西嶋675番1地先から身延町西嶋648番2でございます。延長が92メートル、幅員は2.6から7.4でございます。

次にM3-203号。鏡平線。身延町梅平536番9から身延町梅平544番5まででございます。この延長が93.5メートル、幅員が4から4.7でございます。

提案理由を申し上げます。

すでに道路の形態をなしており、町道と町道を結ぶ路線であり、地域住民の利便性向上のため、町道として認定するものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上、13件につきまして、提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決をいただけますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

町長の説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時10分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

なお、議案第76号、議案第87号の2件につきましては、詳細説明は省略をいたします。

まず議案第75号について、総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それでは議案第75号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

この条例につきましては、職員の勤務時間を短縮するという内容の改正をお願いするものです。そもそも地方公務員の勤務条件につきましては、地方公務員法第24条第2項に、勤務条件を定めるにあたっては、国および他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように、適当な配慮を払わなければならないとあります。先ほど、町長が述べました提案理由にもありますように、国家公務員および山梨県職員の勤務時間が短縮されたことに伴いと説明されましたが、具体的に申しますと、国家公務員につきましては、昨年度、平成21年4月1日から、山梨県職員につきましては今年度4月1日から、すでに実施をされております。それらに伴いまして、今回の改正をお願いするものです。

2ページをご覧ください。

2ページの本文の頭ですけど、第2条第1項中とありますけど、第2条第1項は一般職員の1週間あたり、月曜日から金曜日の1週間あたりの勤務時間のことで、1日15分の短縮。月曜から金曜の5日分を足しまして1時間15分の短縮ということで、40時間を38時間45分に改めるものです。

次の同条第3項につきましては、再任用短時間勤務職員、また同条第4項につきましては、任期付き短時間勤務職員、いずれも身延町には現在、該当職員はいませんが、その職員に対する1週間あたりの勤務時間の改正です。

本文5行目の第3条第2項につきましては、一般職員の1日あたりの勤務時間のことで、8時間勤務を15分短縮で、7時間45分に改めるものです。同条第3項は、試験研究に関する業務に従事する職員の1週間の勤務時間ということで、これにつきましても、本町には該当職員はいません。

次に第6条第2項については、1日の勤務時間が6時間以上、8時間以下の場合は休憩時間を置くという条文の中の8時間以下を7時間45分に改めるというものです。

以上、附則第1項にもありますように、施行につきましては、平成23年4月1日からとなります。

附則の第2項につきましては、勤務時間改正に伴い、身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

該当職員の内容は、育児のために短時間勤務、試験研究に関する業務に従事する職員等、特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務形態のことですが、今現在、身延町には該当職員はいません。

附則の第3項につきましても、同じく勤務時間改正に伴い、身延町職員給与条例の一部を改正するものです。内容につきましては、時間外勤務手当のうち、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員に関する勤務時間の条文の中の改正です。これも現在、該当職員はいません。

以上が、上程しました条文の説明ですが、具体的に言いますと、平成19年4月に退庁時間が、平成18年度までは退庁時間5時15分でしたけど、平成19年4月から5時15分から5時半までと変更してきましたけれど、来年4月1日から平成18年と同じように、退庁時間を5時15分に変更させていただくというものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第77号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは議案第77号 身延町下部リバーサイドパーク条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

今回、下部奥の湯温泉の有効利用と公共の福祉の増進、また観光の目玉の1つとしての期待から、下部リバーサイドパーク内に足湯施設が設置されることとなり、この足湯施設の維持管理については、リバーサイドパーク内の1施設として捉え、教育委員会が周辺の施設と一体として、維持管理を行うことが最も効率的で実効性が確保できるものと考えられます。

これらの点をふまえ、現状のリバーサイドパークの設置および管理に関して規定している条例では、足湯施設に関する事項の明記が難しいこと、またほかに全般的な、細かな点についても、修正する箇所も見受けられたため、これまでの明記等の見直しも含め、既存の基本そのものは維持していきながら、その具体的内容を全面的に改め、維持管理に当たろうというものであります。これが、改正したい理由でございます。

それでは、6ページをご覧くださいと思います。

まず第1条の関係ですけれども、設置です。これは略称に関することで、略称は最初に付けるという原則から、下部リバーサイドパークの略称を規定させていただきました。

第2条ですけれども、名称および位置の関係です。パーク全体の名称および位置の規定であることから、旧規定では施設の名称および位置はとなっていました。これをパークの名称および位置と規定いたしました。

第3条については、管理の関係でございます。第1条での略称の関係から、パークという表現の修正をいたしました。

第4条については、施設の関係です。改正前の見出しには、休業日、休みの日を規定していますが、町の管理における条例の必須事項ではないため、施行規則の同趣旨の内容を施行規則で規定することとし、これを外しました。

改正後の今回の第4条では、見出しを設置としまして、パーク内の施設である3種類を規定しました。ゲートボール場、テニスコート場、それから加えまして、足湯施設ということで規定させていただきました。

それから第5条については、利用の許可ということですが、改正前については、ここに利用時間を規定していましたが、やはり町の管理における条例の必須事項ではないため、施行規則で同趣旨の内容を規定することといたします。

改正後は、利用の許可としまして、改正前の規定。第6条から12条の規定については、1条ずつ繰り上げました。

なお、第5条の規定では施設のうち利用許可が必要となるものを明記しまして、足湯施設については許可がいらぬため、除外いたしました。

それから第6条の関係ですが、利用の制限ということで、改正前の第7条でございます。書き方は変わっていますが、趣旨は踏襲しております。

それから第7条の使用料の関係ですが、改正前の第8条の規定が基本となっておりますが、足湯施設については無料という施設で、利用料金等については明記いたしません。

それから第8条についてですが、使用料の減免の関係です。これは改正前の第9条の規定を利用してあります。

それから第9条の関係です。使用料の還付の関係です。これは同じく改正前の第10条の規定を使用してあります。

7ページをご覧いただきたいと思います。

第10条として、損害賠償の関係です。改正前には、損害賠償についての規定はありませんので、その規定を設けました。また改正前の11条の見出しに利用者の義務がありましたが、これについては、これらの規定を条例で明記する必要はないため、改正後はこれを外しました。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第78号について、身延支所長。

○身延支所長（望月和永君）

それでは議案第78号 身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

高齢者保養施設門野の湯は、平成4年の開業以来、開館時間を午前7時30分から午後8時まで、入浴時間を9月1日から5月31日までは午前9時から午後7時まで、6月1日から8月31日までは午前9時30分から午後8時までとなっておりますが、夏時間の午後7時以降の利用者が非常に少なく、また1年を通して同じ時間のほうが利用者も分かりやすいこともあり、今回、年間を通して開館時間を午前8時から午後8時まで、入浴時間を午前9時から午後7時までに改正するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第79号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第79号 平成22年度身延町一般会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

この補正予算は、先ほど町長が申しましたとおり、9,552万7千円を歳入歳出それぞれ追加するものでございます。



まず、5ページをお開き願いたいと思います。

第2表 繰越明許費でございます。4款3項簡易水道運営費で、簡易水道事業特別会計の繰出金301万3千円を繰越明許いたします。これにつきましては、簡易水道事業特別会計で繰越明許をする事業に対します、一般会計からの繰出金を繰越明許するものでございます。

続きまして、8款2項道路橋梁費でございます。本町富山橋線道路改良舗装工事、それから古関丸畑線道路改良舗装工事、この2路線でございます。電柱および電線、電話線等の移設に不測の日数を要し、必要な標準工期日数を確保できないため、繰越明許をするものでございまして、4,500万円でございます。

次に6項下水道事業費でございますけれども、これも下水道事業特別会計で繰越明許をする事業に対する一般会計からの繰出金分を繰越明許するもので、1,362万1千円でございます。

それから、8ページをお開き願いたいと思います。歳入から、ご説明をしてみたいです。

12款1項1目民生費負担金でございます。保育所等の保育料等でございますけれども、前年の所得が確定したための見直しによる補正でございます。それぞれ現年分、過年分、委託金等、補正をいたし、金額としては368万3千円の減額でございます。

13款1項6目商工使用料でございますが、2節のキャンプ場使用料、憩いの森キャンプ場の当初予算35万円を計上してございましたが、指定管理になったため、協定書の内容等、変更があり、当初予算分を減額したものでございます。

それから14款1項1目民生費国庫負担金でございますけれども、2節、10節、それぞれ民間保育所の運営、あるいは事業に関する部分でございます。国の内示等がございまして、それによって、701万4千円の増額。それから10節につきましては、一時保育の関係の事業でございますけれども、76万円の増額になります。

続きまして、2項1目から2目、5目につきましては、それぞれ補助金でございますが、国の内示や実績等に併せ、増減をいたしました。

それから、15款1項1目の民生費県負担金でございます。2節につきましては、先ほどの国庫負担金に対する県費、4分の1の補助率の部分の運営費負担金。それから3節保険基盤安定負担金につきましては、963万8千円の減額でございます。これにつきましては、後期高齢者の所得軽減分が確定をいたしましたので、これにより基盤安定負担金の額が決定になったことにより減額でございます。

続きまして、2項の2目民生費県補助金でございます。1節の中の重度心身障害者医療費助成事業補助金237万円の増額でございます。これにつきましては、窓口無料化等により医療費が増えておりますので、補正をさせていただきました。また障害者自立支援対策臨時交付金、特例交付金の関係でございますけれども、交付決定に伴い、252万円の増額の補正でございます。3節の児童福祉費補助金でございますが、ひとり親家庭医療費助成事業補助金ということで、100万円。これにつきましても、窓口無料化の関係で、ひとり親家庭の医療費が増えてございます。

それから5行目といいますか、安心子ども基金保育サービス等充実事業補助金ということで、562万5千円の増額をいたしております。これにつきましては、子どもを安心して育てることができる環境の整備ということが目的で、県が基金に積み立てをいたしましたものを使いまして実施する事業でございます。もともとは国の経済対策で、平成21年の3月にきました経済対策の交付金を県で積み立てたものでございますけれども、562万5千円で、各保育所等

に、また歳出のほうでご説明いたしますが、AED、心臓除細動器を整備するものでございます。

それから、3目の衛生費県補助金でございます。医療施設耐震化市町村交付金に3,751万4千円を計上させていただきました。これにつきましては、飯富病院の耐震工事に交付されるものでございまして、これももともとは平成21年度に実施されました国の経済対策、公共投資臨時交付金で県が積み立てをいたしました部分の基金の活用でございますが、飯富病院の耐震事業に3,751万4千円をいただけますので、ここで歳入をし、飯富病院のほうへ支出をすることになります。

4目農林水産業費県補助金でございます。それぞれ当初予算から実績、あるいは中心になった事業等を勘案しまして、84万1千円の減額とさせていただきました。

それから3項の3目教育費県委託金でございますが、72万8千円計上させていただきました。これにつきましては、道徳教育総合支援事業委託金ということで、道徳教育の副読本を購入するため、県で委託をしていただいたものでございます。

次に17款1項2目指定寄附金でございます。82万3千円で、1点目としまして、原小学校教育振興備品購入寄附金ということで、東京都北区在住、若宮正英さんから原小学校のために使ってくださいということで、いただきました。これをのちほど歳出のほうで、ご説明いたしますけども、指定寄附金として50万円いただいたものでございます。

それから消防詰所建築用地取得寄附金ということで、これにつきましては、中山の消防詰め所が県道の拡幅により移転をするということで、詰所につきましては、県から補償金をいただいて、中山区が建て替えをいたします。ただし、土地につきましては、地縁団体に中山区がなっておりませんので、補償金を中山区で町に寄付をいたしまして、町で土地は購入するということになります。32万3千円でございます。

それから19款1項1目の繰越金でございますけども、3,546万7千円。これにつきましては、今回の補正の一般財源として充当するために充当したものでございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入でございます。窓口無料化高額医療費返還金ということで966万円。重度心身障害者医療費助成事業分ということでございます。これにつきましては、窓口無料化をいたしますと、当然、病院にかかりますと、窓口で無料になります。そうしますと、本来は高額医療費につきましては、あとで請求ということになりますけども、無料になってしまいますので、高額医療費についてはそこで支払ってしまうということになりますので、のちほど国保の特別会計、あるいは後期高齢者の連合会から、その高額療養費分をいただくということでございまして、この966万円は国保特会や後期高齢者の連合会からいただくことになります。

それでは、11ページの歳出へまいりたいと思います。

今回の12月補正につきましては、人事院の勧告に伴います職員給与の減額等の費用が2節、3節、4節に計上してございます。これらの説明を省略させていただきますので、ご了解をお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に2款1項1目一般管理費、11ページになりますが、ちょうど真ん中あたりになりますけども、総務費でございます。2款1項1目一般管理費でございます。11節から18節までは、庁舎全体にかかる消耗品や修繕費、あるいは備品等を計上させていただいております。

それから19節負担金補助及び交付金につきましては、その他の負担金として31万2千円。電算機等の共同廃棄処理負担金ということで、パソコンやプリンターを共同で廃棄するために、計算センターに負担をするものでございます。

分散処理システム負担金につきましては192万7千円で、これも計算センターでございますけども、国税の連携システムの負担金でございます。

続きまして、2目、一番下になりますけども、文書広報費で、次のページになりますけども、19節の負担金補助及び交付金、12ページの一番上になります。西嶋区の有線放送施設整備費補助金ということで、旧公民館、消防の詰め所から新公民館へ放送のリモート装置を設置する工事、97万2000円の工事に町が2分の1補助をするものでございます。

それから13ページの真ん中より、ちょっと下になります。13ページの下でございますけども、3款1項1目社会福祉総務費、28節繰出金でございますが126万6千円、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。同じく3目の高齢者福祉費で、繰出金1,095万2千円につきましては、介護保険特別会計への繰出金、それから4目の老人医療費、28節1,347万7千円の減額につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額でございます。これにつきましては、基盤安定負担金の963万8千円の減額も含まれております。

それでは14ページ、5目障害福祉費でございますが、19節負担金補助及び交付金59万7千円の増額でございますが、これも実績で増えた部分でございます。甲府市の住吉生活支援センターに1人、それから南アルプス市のきがる館に2人、通所しておりますので、それらの分でございます。それから20節の扶助費につきましては、1,833万6千円でございますけども、重度心身障害者の医療費助成、これも窓口無料化で増えているところで、1,440万円の増額でございます。

同じページ、14ページの下の方へまいります。2項の1目児童福祉総務費でございます。11節78万8千円。それから12節の通信運搬費1万2千円。それから18節の備品購入費480万円。今、申しました3点につきましては、先ほど歳入でご説明いたしましたが、安心子ども基金、保育サービス充実事業で実施をする事業でございます。印刷製本費の部分につきましては、子育てハンドブックを印刷する、78万8千円の部分でございます。

それから12節につきましては郵送料でございますが、18節の備品購入費につきましては、子ども用のAED、心臓の除細動器でございますが、8台、購入をいたします。町営の施設が5、それから私立が2、それから児童館に1ということで、8台を購入するものでございます。

それから地デジ対応テレビのDVD等の機器、テレビやDVDの機器ですけども、私立の2保育園に整備をするもので、80万円でございます。なお、町立の部分につきましては、前の経済危機対策の部分で、すでに整備をしているものでございます。この安心子ども基金につきましては、県の10分の10の事業でございます。

それから一番下になりますけども、20節扶助費の200万円。ひとり親家庭の医療費助成金でございますけども、これも窓口無料化に伴いまして、増額でございます。

それから3目から7目までにつきましては、各保育所の経費につきまして、予算計上をしております。

次のページ、16ページを見ていただきたいと思います。

8目民間保育所費ということで、13節委託料920万5千円ということで、保育所の所得決定による変更で、民間保育所運営費でございます。

それから19節の負担金補助及び交付金につきましては、国や県の交付決定に伴って、予算計上をいたしました。それぞれの事業の負担金139万9千円でございます。

次に4款1項2目予防費でございます。19節負担金補助及び交付金に4,009万4千円ということでございますけども、医療施設耐震化市町村交付金ということで、3,751万4千円。これにつきましては、歳入のほうでも説明しましたけども、飯富病院の耐震事業に充当をいたすということで、飯富病院に交付するものでございます。耐震の約9割を交付してくれるものでございます。

それから258万円、飯富病院の普通交付税再配分でございますけども、普通交付税の決定に伴いまして、飯富病院の交付税部分は早川町と身延町の両方で運営しておりますが、身延町に交付税は交付されますので、その交付された部分を早川町に再配分するものでございます。

5目の環境衛生費でございますけども、19節負担金補助及び交付金、合併処理浄化槽の設置整備補助金でございます。3地区増えましたので、325万5千円の増額になります。

次の2項1目清掃総務費でございますけども、19節負担金補助及び交付金に88万円。峡南衛生組合のゴミ処理施設の交付税算入分の再配分でございます。これにつきましても、旧六郷、それから早川町分は身延町に交付税が入ってきておりますので、その再配分でございます。

それから3項1目簡易水道運営費でございますけども、19節の補助金に奥之湯小規模簡易水道事業の補助金15万円。これは貯水槽の屋根の修繕でございますが、事業費としては25万円、5分の3を補助するものでございます。

それから折八小規模簡水につきましては、ポンプの自動化改良工事ということで、29万円ばかりの事業でございますけども、10分の7の補助で20万3千円。それから矢細工の小規模簡水につきましては、配水管の敷設替え、それから消火栓の改良工事ということで、378万円の事業費で、10分の7を補助する264万6千円の補助でございます。

なお、28節繰出金につきましては、簡易水道事業の特別会計へ繰り出すものでございます。

2目の簡易水道施設運営費でございますけども、11節に修繕費113万3千円、予算計上をさせていただきました。これにつきましては、中之倉の飲料水供給施設の水源の改修ということでございまして、ネットフェンス等の改修でございます。

次に6款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金に補助金といたしまして、増減を国の制度改正や実績を勘案し、それぞれ補正をさせていただきました。

それでは、次の18ページへ入らせていただきます。

真ん中より、ちょっと下になります。7款2項1目観光費でございます。特定財源の国県支出金に65万2千円の減額でございますが、これにつきましては、社会資本整備総合交付金で身延町のロードマップを作成するということでございましたが、かなり格安でできましたので、交付金を減額いたしまして、11節の財源組み替えとさせていただくところでございます。

次の19ページ、中ほどになります。8款2項1目道路橋梁維持費でございますが、13節委託料に600万円、下栗倉線測量設計業務委託ということで、町道の安全を確保するため、身延山カントリークラブ前の測量設計業務をいたすもので、600万円、予算計上をさせていただきました。

それから15節工事請負費800万円でございますけども、町道一之出道路舗装工事ということで、下山地内にありますけども、河川整備のため、舗装ができなかった部分が、今回、できるということで、800万円、予算計上させていただいたところでございます。

19ページが一番下になりますけども、6項下水道費、1目下水道総務費でございますけども、28節257万4千円の繰出金でございます。それにつきましては、下水道特別会計、それから農業集落排水事業の特別会計の繰出金でございます。

次のページ、20ページでございますけども、9款1項1目非常備消防費でございます。17節公有財産購入費32万3千円につきましては、先ほど歳入のほうで説明をしましたが、中山区の身延町消防団、中富第3分団第5部の詰所、中山の詰所でございますけども、その土地を購入するものでございます。

18節の備品購入費につきましては、小型動力ポンプを3台購入するもので、244万5千円でございます。これは当初予算と合わせますと、合計4台、ポンプを買うということになります。整備をする先は横根、西嶋、清子、元町の4カ所でございます。

ちょうど真ん中あたりになりますけども、20ページの10款1項1目でございますけども、11節需用費に10万6千円。それから12節役務費に6千円。それから14節12万円、予算計上をさせていただきました。これにつきましては、全員協議会でもご説明をいたしましたが、沖縄県の八重瀬町との児童の交流に対する経費でございます。それぞれ飲み物等の賄い、それから自然の里の宿泊施設や体験施設の使用料等でございます。それから13節委託料403万2千円につきましては、小中学校の普通教室にエアコンを設置するために、その設計業務を委託する費用でございます。この夏は大変、暑さが厳しく、各小学校、大変だったということでありまして、エアコンを設置するための業務委託ということでございます。

それから次のページ、21ページですが、2項10目教育振興費、11節46万8千円、これにつきましては、道徳教育の副読本の購入でございます。それから15目原小学校の教育振興費につきましても、備品購入費50万円につきましては、寄附金で対応をいたします。大判プリンターを購入するということで、予算計上をさせていただきました。

次に3項1目学校管理費でございますけども、11節需用費20万円、修繕費でございます。これはバスの修繕費、町営バスを修繕し、身延中学のスクールバスとして使用するための修繕費でございます。12節は、それにかかる手数料、自賠責保険料等でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、統合校指定制服等購入補助金ということで、106万2千円でございます。下山中学校の17人分の制服等、2・3年生分のものでございます。

次のページ、22ページをお願いいたします。

5目下山中学校管理費、13節委託料110万円につきましては、下山中学校の備品等、引越し業務の委託費用でございます。それから4項の2目公民館費でございますけども、11節に35万円、予算計上をさせていただきました。中富地区館や豊岡分館等の雨漏りや手すりの修繕でございます。

次の23ページ、5項の1目文化財保護費でございます。19節負担金補助及び交付金に38万1千円、計上させていただきました。門西家の住宅保存修理事業補助金ということで、29万8千円、これにつきましては、重要文化財の門西家、屋根の葺き替え等で795万円かかります。そのうち国が675万7千円、85%を出し、残りの119万3千円を県が2分の1、59万6千円。それから町が4分の1で、29万8千円。所有者がその残り、29万9千円を支出するものでございます。

それから若宮八幡神社のオオケヤキの保存事業の補助金8万3千円でございますけども、これにつきましては、町指定天然記念物のケヤキでございますけども、総事業費が25万円とい

うことで、町は4分の1を補助するものでございます。8万3千円でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第80号、議案第81号について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは議案第80号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明させていただきます。

今回の補正につきましては、国庫支出金等の決定による補正となっており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,088万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,795万8千円とするものです。

6ページをお開きください。

4款国庫支出金および7款県支出金の国庫県負担金については、特定健診の負担金増額によるもので、それぞれ90万4千円を増額となっております。

4款3目出産育児一時金については、5名分の見込み額10万円の計上となっております。

5款療養給付費交付金については、平成22年度退職医療費の療養給付費交付金の決定および過年度の療養給付費の確定による、1,770万8千円を増額補正となっております。

11款繰入金につきましては、一般会計よりの職員給与費の減額および出産育児一時金の一般会計よりの繰入金となっており、総額で1,266万円増額するものです。

7ページをご覧ください。歳出になります。

1款については、人件費ですので、説明は省かせていただきます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費については、3目への財源組み替えで17万円の減額となっております。

2款退職被保険者療養給付費については、療養給付費交付金の変更交付決定に基づくものであり、1,770万8千円を増額となっております。

3目一般被保険者療養費については、1目一般被保険者療養給付費と8款1目特定健康診査等事業費の財源組み替えであり、65万円の増額となっております。

2款4項1目出産育児一時金につきましては、当初11名分の予算を計上したところですが、11月末現在において、11名分の予算については支払い済みとなっており、今回、年度末までを見込みまして、5名分の25万2千円を補正するものです。

6款1項1目、介護給付費につきましては負担金の決定により、52万1千円を増額するものでございます。

次に8ページをお開きください。

8款1目特定健康診査等事業費につきましては、歳入のほうで説明させていただきましたが、国および県支出金の決定により、財源組み替えとなっております。

次に、議案第81号をお願いいたします。

議案第81号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

今回の補正につきましては、平成22年度後期高齢者医療基盤安定負担金の額の決定により、減額および一般会計よりの繰入金の減額補正となっております。

6ページをお開きください。

歳入ですが、3款1項2目事務費繰入金につきましては、職員の手当等の減額により62万7千円の減額となっております。

3目保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定により、1,285万円の減額補正となっております。

7ページをご覧ください。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費、3節、4節については人件費ですので、説明を省かせていただきます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、広域連合への負担金であり、これについては額の確定により、60万3千円の減額補正となります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましても額の確定によるもので、1,308万円の減額補正となっております。

3款1項1目保険料還付金につきましては、過年度分の保険者への還付金であり、23万円の減額となっております。

以上で、2特別会計に伴う詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第82号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

議案第82号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

最初に歳入ですが、4款1項1目1節1,802万7千円。介護給付費負担金現年度分は、8ページを開いてください。歳出、2款給付費の1項1目居宅介護サービス給付費と9目居宅介護サービス計画給付費に、それぞれ19節の補正額、合計7,800万円にルールであります負担割合の20%を乗じた1,560万円と、2項5目介護予防福祉用具購入費と6目介護予防住宅改修費にそれぞれ19節の補正額、合計66万円に20%を乗じた13万2千円と4項1目高額介護サービス費、19節の補正額380万円に20%を乗じた76万円と5項1目高額医療合算介護サービス等費、19節の補正額250万円に20%を乗じた110万円と6項1目特定入所者介護サービス費、19節の補正額290万円に15%を乗じた43万5千円の合計で1,802万7千円でございます。

6ページに戻っていただきたいと思います。

4款2項1目1節817万8千円、調整交付金現年度分は、2款保険給付費、先ほどの各項の補正額に、負担割合9%を乗じた合計額であります。

次に5款1項1目1節2,725万8千円、介護給付費交付金現年度分は2款保険給付費、各項の補正額に、負担割合30%を乗じた合計額でございます。

次に6款1項1目1節1,150万3千円、介護給付費負担金現年度分は2款保険給付費の1項、2項、4項、5項の補正額に負担割合12.5%を乗じた額と、6項の補正額に17.5%を乗じた合計額でございます。

次に8款1項1目1節1,135万8千円、介護給付費繰入金現年度分は2款保険給付費、各項の補正額に負担割合12.5%を乗じた合計額であります。3目その他一般会計繰入金、1節マイナス34万3千円の減額は、職員給与費の、繰入金の減額でございます。

9 款繰越金につきましては、前年度の繰越金でございます。

次に、8 ページのほうをお願いいたします。続いて、歳出の説明に移ります。

1 款総務費につきましては人件費ですので、説明を省略させていただきます。

2 款保険給付費の補正額は各項、各目ともに給付費の伸びによる増額補正をお願いするもので、平成 22 年 4 月から 10 月までの 7 カ月分の審査実績額から、残り 3 月分までの年間見込み額を算出し、それぞれ不足額を計上させていただきました。

補正額の大きい 1 項 1 目の居宅介護サービス給付費の内容をしていただきますと、要介護 1 から 5 の認定を受けた人が居宅において、訪問介護でありますホームヘルプサービスや訪問入浴介護、訪問介護、訪問リハビリ、通所介護でありますデイサービスや通所リハビリ、福祉用具貸与がそれぞれ介護度の限度額の範囲内で利用できるサービスでございます。

5 款地域支援事業費につきましては人件費でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第 83 号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは議案第 83 号 平成 22 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、詳細説明をさせていただきます。

4 ページをお開きください。

第 2 表 繰越明許費でございますが、2 款 2 項湯町簡易水道配水管および排泥管布設工事の翌年度繰越額 2,500 万円につきましては、下部回沢地内の県道湯之奥上の平線に配水管および排泥管布設工事を計画しておりますが、この計画区域は来年、県道の改修計画があり、県が改修工事を着手するとなると、排泥管の延長が変更となりますので、県工事の動向を見ながら発注するので、このたび繰越明許費とさせていただきました。

続きまして、歳入から説明させていただきます。7 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目簡易水道負担金、1 節加入者負担金につきましては、下山上沢地内の国道 300 号道路工事に伴う下山簡易水道水道施設移設工事補償としての受託工事負担金 52 万円の増額補正であります。

3 款 1 項 1 目簡易水道手数料、1 節加入手数料につきましては、設計審査ならびに完成検査手数料としての加入負担金、8 万円の増額補正であります。2 節給水装置工事業業者指定手数料につきましては、指定期間満了に伴う更新分として、59 万円の増額補正であります。3 節督促手数料につきましては、60 件分の督促手数料として 6 千円の増額補正であります。

5 款 1 項 1 目簡易水道一般会計繰入金、1 節水道事業費繰入金につきましては、人件費減額に伴い、人件費繰り入れ分として、39 万 9 千円の減額補正であります。

次に歳出を説明します。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目簡易水道管理費、2 節、3 節、4 節につきましては、給与改定等に伴う人件費ですので、省かせていただきます。

1 1 節の需用費につきましては、各水道施設電気料の予算不足が見込まれたため、光熱水費 20 万円の増額補正です。また、各施設の修繕費も予算不足が見込まれたため、修繕費 450 万円の増額補正です。

1 5 節の工事請負費につきましては、説明欄の記載のとおりでございますが、梅平第 2 配水



池排水流量計取り替え工事等、下部第1減圧槽水位調整弁取り替え修繕工事については、補助対象となっております、簡易水道建設費関連事業にて対応可能となりましたので、減額補正であります。

また下山の町営住宅東団地、給水管布設工事および期限切れ量水器取り替え工事については、実施設計後の差金が発生いたしましたので、減額補正であります。

以上、工事請負費、合計307万9千円の減額補正であります。

23節の償還金利子及び割引料につきましては、過年度還付金であります。使用口径の電算入力ミスの原因で、平成14年度から平成21年分の還付金として、7千円の増額補正でございます。

2項1項1目一般管理費、2節、3節、4節は給与改定等に伴う人件費ですので、省かせていただきます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第84号、議案第85号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは議案第84号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございますが、今回の補正は特定地域生活排水処理施設整備事業債を20万円減額し、限度額を230万円とし、過疎対策事業債を同じく20万円減額し、限度額を230万円と設定させていただくものでございます。

7ページをお開きください。

歳入であります。1款1項1目戸別浄化槽整備事業費分担金3万3千円の減額。これにつきましては、市町村設置型合併浄化槽の整備を現在、12カ所行っておりますが、このうち1件が10人槽から7人槽に変更になったと。人槽変えによる負担金の3万3千円を減額するものであります。

3款1項2目循環型社会形成推進交付金21万1千円の減額につきましては、浄化槽設置工事費の減額に伴う事業費の減によるものであります。

4款1項3目戸別浄化槽整備事業繰入金98万円の減額につきましては、人件費および浄化槽設置工事費等の減額に伴う一般会計繰入金の減額であります。

6款1項1目戸別浄化槽整備事業雑入5万4千円の減額。7款1項1目戸別浄化槽整備事業債につきましては、工事費の減額に伴うものでありまして、1節の下水道事業債と2節過疎対策事業債、それぞれ20万円の減額でございます。

8ページをご覧ください。

歳出ですが、3款1項2目戸別浄化槽整備事業建設費の3節、4節につきましては、職員給与改定による人件費の減額であります。15節工事請負費158万2千円の減額につきましては、浄化槽設置工事の内容変更および入札差金等による減額であります。16節原材料費5万3千円の減額につきましては、浄化槽の人槽変更に伴う減額でございます。

以上で、議案第84号の詳細説明を終わらせていただきます。

引き続き、議案第85号の詳細説明をさせていただきます。

議案第85号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、

詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費でございますが、1款2項事業費、身延公共下水道事業管渠布設等工事2,338万7千円。これにつきましては、現在、波木井地内周辺の管渠布設工事を進めておりますが、工事を一度に発注しますと、地域住民の生活に影響を及ぼすことから、順次、工区分けして発注しておりますが、12月の発注となりますと、工期的に4カ月から5カ月、必要となることから繰り越しさせていただくものであります。

また、梅平地内のマンホールポンプ設置工事につきましては、現在、施工しております管渠布設工事が完成しないとポンプが設置できないことから、年度内完成ができないため、合わせて2,338万7千円の繰越明許費を設定させていただくものであります。

次に、下部特定環境保全公共下水道事業、真空弁ユニット設置工事2,576万5千円。これにつきましては、当初は12基の真空弁ユニットを設置予定しておりましたが、10月1日の供用開始に伴い、今年度、25カ所の設置希望がありました。しかし、予算不足により12月補正後の執行となることから、受注生産であります真空弁ユニットの製作に不測の日数を要するため、2,576万5千円の繰越明許費を設定させていただくものであります。

以上が、繰越明許費の主な理由でございます。

5ページをご覧ください。

第3表 地方債補正であります。今回の補正は特定環境保全公共下水道事業債に710万円を追加し、限度額を1,710万円、公共下水道事業債は2,580万円を減額し、限度額を8,230万円、過疎対策事業債は1,830万円を減額し、限度額を9,940万円と設定させていただくものであります。これにつきましては、本年度の国庫補助金の当初要望に基づく内示額が減額されたことから、補助対象事業費の減額に伴う地方債の減額および身延下水道事業建設費と下部下水道事業建設費の間の事業費の調整によるものでございます。

次に8ページをご覧ください。

歳入であります。1款1項4目身延下水道事業分担金1,405万3千円の減額。これにつきましては、当初予算で供用開始区域予定の世帯数164戸で算出しましたが、10月16日の供用開始に伴い、区域が確定したため、確定戸数116戸で算出したところ、差額が生じたため、減額補正するものであります。

3款1項1目身延公共下水道事業国庫補助金4,790万円の減額。これにつきましては、当初の国庫補助金要望額1億7,500万円に対して、内示額が1億4,700万円でありましたので、2,800万円の減額と下部処理区への事業費の組み替えによる1,990万円の減額で、合わせて4,790万円の減額であります。

2目下部下水道事業国庫補助金1,590万円の追加につきましては、これも当初、国庫補助の要望額2千万円に対しまして、内示額が1,600万円ございましたので、400万円の減額と身延処理区からの事業費の組み替えによる1,990万円の追加で、差し引き1,590万円の追加補正であります。

4款1項1目の中富下水道事業一般会計繰入金、3目の角打丸滝下水道事業一般会計繰入金、6目の下水道一般会計繰入金は、給与改定に伴う減額でございます。

4目身延下水道事業一般会計繰入金856万1千円の追加につきましては、事業費の減額に伴う繰入金537万9千円の減額と、加入負担金の減額に伴う維持管理費への一般会計繰入金

1, 394万円の増額で、差し引き856万1千円の追加補正であります。

5目下部下水道事業一般会計繰入金467万5千円の減額につきましては、事業費繰入金554万5千円の減額と維持管理費繰入金87万円の追加で、差し引き467万5千円の減額補正であります。

7款1項1目身延公共下水道事業債は、公共下水道事業債2,580万円と過疎対策事業債2,550万円をそれぞれ減額し、2目下部下水道事業債には特定環境保全公共下水道事業債710万円と、9ページの過疎対策事業債720万円を追加するものであります。

10ページをお開きください。

歳出であります。給与、職員手当、共済につきましては、給与改定に伴う人件費の減額でありますので、省略させていただきます。

1款2項2目身延下水道事業建設費の、15節工事請負費5,805万円の減額につきましては、補助金の内示額の減による工事請負費の減額と下部下水道事業建設費の工事請負費との間の事業費調整による減額であります。

19節負担金補助及び交付金4,625万円の減額につきましては、県道の舗装本復旧工事負担金であります。道路管理者との協議により、原因者復旧となったことから負担金を減額するものでございます。

3目下部下水道事業建設費の15節工事請負費3,180万円の追加につきましては、先ほど繰越明許費のところでもふれましたが、真空弁ユニットの設置が当初の12基から25基と、13基増えたことによる増額でございます。また管渠布設工事につきましても、真空弁ユニット接続にかかる工事でございます。

22節補償補てん及び賠償金700万円の減額につきましては、湯町地内の下水道管布設に伴い、東電管とNTT管の移設補償を計上しておりましたが、工事着手前に試掘したところ、それぞれの管を避けて下水道管の布設ができるということでございましたので、700万円減額するものであります。

11ページをご覧ください。

1款3項5目下部下水道事業維持管理費の19節負担金補助及び交付金87万円の追加につきましては、下水道排水設備工事助成金2万円掛ける39戸を予定してありまして、78万円と汲み取り便所水洗化工事助成金、これは3万円を3戸分を予定してありまして、9万円の補正であります。

以上で、議案第85号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第86号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは議案第86号平成22年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を申し上げます。

6ページをご覧くださいと思います。

今回の補正については、利用者の増による歳入歳出の補正が主なものでございます。

まず6ページですけれども、歳入、1款1項1目の施設の使用料です。施設使用料として125万5千円の増。これについては利用者の増ということで、主催事業、また食堂使用料の増が昨年比、現在10月までの時点で17団体、約960人の増となっております。それに伴

う使用料でございます。

それから2款1項1目県補助金の青少年自然の里の補助金ですけども、これにつきましては、県の補助金については報償費、需用費がその対象でございます。当初予算で197万4千円の補助をいただいております。歳入にも出てきますが、消耗品等で、歳出が出てきますので、その県の補助金分です。これは2分の1が補助されるものでございますけども、上限が200万円ということで、当初予算197万4千円をいただいておりますので、残の2万6千円を追加しまして、上限いっぱい補助金としていただくというものでございます。

それから、7ページをご覧いただきたいと思います。

歳出の1款1項1目一般管理費、2節、3節、4節については人事勧告に伴う人件費の減額等でございます。

11節の需用費、減額の5万4千円でございますけども、これにつきましては消耗品、やはり利用者の増に伴う施設の消耗品の増が10万5千円。それから施設の燃料費、3月までの見込みをみますと、15万9千円の減額ということでございます。

それから2款1項1目体験施設の運営費でございますけども、8の報償費26万5千円の減額でございます。これにつきましては、陶芸体験活動の講師謝礼の減額でございますけども、2回分を減額しております。それから郷土食作りの講師謝礼の減額ということで、1団体4名を予定しておりましたけども、団体数が少なくて、1団体3名にした結果の減額でございます。

それから11節の需用費でございます。消耗品費の64万7千円の追加でございます。これはやはり、利用者の増によりまして、手作りキャンドル作り、それからスタンドグラスづくり等の主催事業の材料費の不足分、それから体育館、陶芸工房、和紙工房等で使用の消耗品の合計64万7千円の増額をお願いするものでございます。

それから3款1項1目食堂事業費ですけども、これは委託料でございます。やはり利用者の増によりまして、食堂で提供する朝、昼、夕食の利用者の食事代でございます。それが119万7千円ということで、歳入歳出合計128万1千円の追加をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

詳細説明が終わりました。

次に請願第4号について、紹介議員であります望月秀哉君より趣旨説明を求めます。

望月秀哉君、登壇してください。

○4番議員（望月秀哉君）

請願第4号について、ご説明を申し上げます。

お手元に資料があると思いますけども、まず請願の件名でございます。

教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書

請願者、住所、氏名は身延町西嶋562、身延町PTA協議会会長、笠井安秀ほか3名です。

紹介議員は、私と日向英明議員、それから福与三郎教育厚生常任委員長でございます。

請願の趣旨でございます。

きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。

義務教育の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。  
以上が、請願文書の概略でございます。終わります。

○議長（望月広喜君）

次に請願第5号について、紹介議員であります渡辺文子君より趣旨説明を求めます。  
渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

請願第5号

件名です。TPPの参加に反対する請願。

請願者、住所、氏名。甲府市朝日5-7-2。農民運動山梨県連合会、代表者、丹沢民雄。  
紹介議員、私、渡辺文子です。

請願の趣旨です。

菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で、環太平洋戦略的経済連携協定 TPP交渉への参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築を目指すと表明し、そのための検討を行っています。重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とTPP交渉への参加は絶対、両立しません。

今、求められていることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別をし、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考え、TPPの参加に反対をします。

どうぞ、よろしくご検討ください。

○議長（望月広喜君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

これで、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

平成 2 2 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 5 日

平成22年第4回身延町議会定例会(2日目)

平成22年12月15日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
10番	草 間 天	11番	福 与 三 郎
12番	川 口 福 三	13番	渡 辺 文 子
14番	穂 坂 英 勝	15番	伊 藤 文 雄
16番	望 月 広 喜		

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 日 向 英 明

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 依田光太



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の連絡をいたします。

日向議員は入院のため、欠席届が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第75号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

条例改正で、時間短縮による条例改正ということでもありますけども、休憩時間、休息時間等の関わりの中で、具体的に始業時、就業時、休憩時間、拘束時間を含む休憩、休息の関わりの中で、退庁時までを明確に説明していただくと、条例の改正の中身ではなくて、説明していただくと、よく分かるということで、お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

ただいまの穂坂議員の質問に対して、お答えさせていただきます。

過日の補足説明のときには4月1日から、4年前と同じく退庁時間を5時15分に変更させていただくということの説明しましたが、ちょっと詳しくというか、説明させていただきます。

平成18年度までは休息時間制度というのがありまして、一般職員の勤務時間の割り振りは、通常、午前8時半から午後5時15分までで、通しますと8時間45分ということですけども、休憩時間、いわゆる昼休みが45分。そして、お昼の15分間は休息時間、拘束時間で、その勤務時間を含む休息時間が15分ということで、実質は午前中、8時半から12時、そして午後は12時45分から5時15分まで、4時間半が勤務時間ということですけども、そのうちの午後、12時45分から1時までには休息時間ということで、昼休みという形で、通常1時間という形でしていましたが、18年の7月に国家公務員の法令の改正で、休息時間を廃止しますと。その15分は認めませんよということになりましたので、その15分間の、昼休みの

1時間、丸々は休憩時間ということのカウントになりましたので、その昼休みの15分間の休憩時間をうしろへもってきて、5時15分から5時半までということで、19年4月から全国的に退庁時間を5時15分から5時半までにしたという経緯です。

そういった経緯できましたけれども、過日の説明でも言いましたけれど、21年4月からということで、国家公務員のほうは、1日の勤務時間が8時間から7時間45分、15分を短縮したということに基づきまして、その15分間を退庁時間の繰り上げということで、5時半から15分短縮で5時15分とするものです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

制度的にどうのこうのではないんですけど、私どもの常識の範囲でものを考えたときに、休憩時間というのは、勤務時間の中間にあるべきもので、退庁時間の一番最後に休憩時間をくっ付けるということは、あり得ないのではないということを含んで、改めてお聞きしました。

そうすると、住民に分かるように、実際の始業時は何時、それから休憩時間がどこからどこまで、そして就業時は何時、そして退庁する時間が何時と、これが明確に分かると、どなたもこの条例改正の中身はうんぬんとしまして、分かりやすいと思うので、質問しました。そこだけ、もう一度、すみません。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

始業時間は8時半から、午前中の通常勤務が8時半から12時まで。そして正午から午後1時までの1時間は休憩時間です。そして、午後の勤務時間が午後1時から5時15分、4時間15分ということで、先ほども言いました午前中3時間半、午後4時間15分、合わせて7時間45分が勤務時間となります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

よろしゅうございますか。

（はい。の声）

ほかにございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第76号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

せっかくのご提案の中で、質疑が何もないというのは寂しい話でございまして、1点だけ、お伺いいたします。

地域情報通信施設の整備基金条例ということで、農村というのが地域に変わってきているということではございますけれども、題名を改めるのはいいんですが、基金として毎年、積み立て

ている、この基金の必要性について、お聞きしたいのが1点と、この条例によりますと、特定の、以前のSCTがPFIで、NNSのほうに代わって運営されていると。そこを指しているのか、身延町全体。例えばNNSは、身延地域の情報連絡網、テレビの放映も買収というか、経営を行っているように聞いておりますので、身延町を対象に基金を積み立てて、使うときには使えるのか。基金の目的と、これから先、どうなっていくのかなというのが疑問点でございます。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

それでは、お答えいたします。

9月の定例会において、ネットワーク下部にかかる条例の名称が変わったということで、それをお認めいただきましたけども、それに基づいて、今回の基金条例の名称を変えるというものでございます。

今、おっしゃった身延町全体かどうかということなんですが、これにつきましては、この基金はSCTということで、長年積み立ててきたということで、向こう10年間の、この基金の用途が決まっております。したがって、SCTを継承したネットワーク下部の支払いに充てるというふうなことになります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

そうすると、条文の中で予算から積み立てていくよというのは、今後も継続しながら、その旧下部のSCTの目的のために使われると。予算は積み立てていくような条文になっていたと思いますけども。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

現在の予算の残額が向こう10年間の支払いに、ほとんど充足できるということで、基金条例の内容につきましてはともかくといたしましても、現在の現在の資金で、向こう10年間の支払いがほぼ、とんとんというふうなことで充足いたします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

よろしゅうございますか。

（はい。の声）

他にございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第77号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

議案第77号について、お伺いいたします。

この条例改正は、リバーサイドパーク条例の全部を改正するという内容ですが、この中に利用時間が含まれていないと。以前の条例の中には、ゲートボール場、テニスコートにおいては午前9時から午後5時までの利用時間が条例の中に入っておるわけですが、今回の改定により、この利用時間が条例の中に含まれていないわけですが、このへんはどのような形で処理するんですか。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ご質問の件ですけれども、これは上程の中の詳細説明でもご説明を申し上げたとおり、本来、時間的なものは、条例において入れるというのは必須事項でないために、規則のほうで時間を定めるようにいたしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

それでは前の、結局、この条例というのは規則がないまま、この条例を適用したということですか。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

規則のほうもございませぬ。規則のほうへは、前の条例には、時間は条例のほうに謳ってありましたので、規則のほうへ謳ってありませんでしたけれども、規則は従来どおりございませぬ。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

こういった場合、条例を全部改正する上につけては、やはり前の条例をもとに改正するのが通例だと思いますが、その点、やはり、この利用時間については、一番基本となることだと思います。規則でもって謳ってあるということは、やはり一般的に条例を見まして、この中に時間が謳われていないということは、規則においては、一般の人たちは、この条例の中からは分からないわけですね。その点、やはりこの条例の中へは、利用時間も明記すべきだと思いますが、今後について、やはり、こういった条例改正においては、もとの条例に基づく内容において改正を願いたいと、このように思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございませぬか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

足湯設置ということなんですけど、足湯の面積と、その足湯に来る湯量はどのくらいか、お

伺います。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

お答えします。

足湯の部分につきましては、表面積、水面積ですが、3.2平方メートルということになります。湯量そのものは、1.6トン进行計算しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

1.6トンということなんですけども、これは時間的には1日の量か、1時間の量か、どちらなのでしょう。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

お答えします。

それは容積ということで、体積というふうなことになります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

それでは、冬、この間、行ってみたんですけど、手で触って熱かったんですけど、そのころはいいんですけども、足湯の、冬なんかは加温する必要があるか、ないかということなんですけど。1分間に大体、40リットルぐらいあれば、別に加温する必要はないと思うんですけども。そのへんは、考えているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

お答えします。

夏季はもちろんです。冬季の気温等も考慮いたしまして、源泉のかけ流しでございますが、加温、加水等、一切なしで運営していくということで、熱量計算はしてございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

質問が、条例の制定の中で聞くのはどうかというのものもあるんですけども、この管理は教育委員会で行っていると。中身をお尋ねすると、みんな下部の支所と。このへんは、行政の所管課はどこなのか。ほかに、この保養施設とかいろいろな問題、そういうふうに、いつも疑問

に思っていたんですけど、条例の中では教育委員会、それはそれで、なぜ教育委員会なのかも分からないんですけども、教育委員会。中身をいろいろお尋ねするときには、すべて下部の支所になる。どこが所管課なのか、いつも疑問に思いながら、お聞きしていたんですが、その点1点。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

お答えいたします。

下部の支所が、今、湯之奥高温源泉を管理しておりますけども、その分湯に関わる部分までにつきましては、下部支所が今後も管理をいたします。

なお、今回は、足湯設置は下部支所が行いましたけども、これにつきましては、この条例が公の施設の条例ということで、リバーサイドパークの設置条例の中に、あの敷地の中にあるということで、足湯のほうも組み込みました。ほかのゲートボール場等なんかですが、あれらと一体ということで、リバーサイドパークの施設条例に入れて管理をしていくのが適当というふうなことで、教育委員会と支所で協議をした結果でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

足湯のほうは無料ということですが、ゲートボールおよびテニスコート、1面につき、それぞれの使用料が出されております。金額の問題なども検討をすることだと思っておりますけども、これまでゲートボール、あるいはテニスコートの利用状況はどんな具合になっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ただいまのところ、今、手持ちに利用状況はございませんので、のちほどご連絡させていただきます。

○議長（望月広喜君）

のちほど報告するというので、よろしゅうございますか。

（はい。の声）

他にございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第78号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第79号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

いくつか、お尋ねします。

まずはじめに、9ページの歳入の県委託金のところで、先ほど先日、財政課長のほうで県委託金の教育費県委託金、これで道徳教育総合支援事業委託金として、72万8千円を計上してありますけども、これの歳出の部分がどこなのかということも1つ、お聞きします。

それから21ページ、教育費の学校管理費の中で、19節統合校指定制服等購入補助金、これは下山中学校の17名の生徒にということで出されているようですが、これは17で割ると、約9万4千円ぐらいになるんですが、これは何と何に使うのかということ。

それから、その次のページで、引越しの費用が110万円とありますけども、これは制服等の補助金よりも額が少ないので、これはこんなものでいいのかどうかということをお聞きします。

それから25ページに、その他特別職とありまして、これの報酬というのは、身延町特別職報酬等審議会条例というので、おそらく決めることなんでしょうと思いますけども、今日も出席されておりますけども、教育委員長もここに入るのかどうか。それから、もし入るとすれば、今後、いろんな場所でというか、いろんな議会の中で出席していただくことが多くなると思うんですが、その場合の報酬等が以前よりも引き上げられているのか。あるいは、費用弁償で済まされるのか、そのへんについて詳しくお聞きします。

それから、ちょっと戻りまして、今の教育関係の続きですけども、ここで聞くべきかどうか分かりませんが、一応、下山中学校の統合の費用がここへ出ておりますので、統廃合の全体計画、または中期、または後期計画について、どのような進捗状況か、もしお答えいただければ、お答えいただきたいと思います。

それから19ページの土木費、委託料の600万円というのがありますけども、下粟倉線測量設計業務委託、それからもう1件、20ページの小中学校普通教室エアコン設置工事設計業務で403万2千円ですね。前にもお聞きしましたけども、業務委託と、それから実際の工事というのは、まったく別物だというふうなお答えだったように記憶しておりますけども、これは委託料が600万円とか400万円なんですが、実際、工事にかかる、どのくらいの費用がかかるのか、もしお分かりになれば、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えさせていただきます。

9ページの歳入の教育費委託金、道徳教育総合支援事業委託金の支出、計上部分はどこなのかという、そこにつきまして、最初にお答えさせていただきます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

教育費の小学校費の教育振興費の11節の需用費46万8千円。これが小学校の関係の事業費でございます。副読本を購入する費用でございますけども、46万8千円。それから中学校費にもございまして、22ページになりますけども、7目の中学校費の教育振興費の11節の

需用費26万1千円、これが中学校で購入する副読本の関係の予算計上となります。

次に21ページの、学校管理の19節の負担金補助及び交付金の160万2千円。指定校制服等購入補助金の内容でございますけども、ここに関するものにつきましては、ブレザー、スラックス、これは夏と冬。スカート、夏と冬。シャツ、ネクタイ、ベスト、体育着、上履き、カバン、以上の種類でございまして、17名分でございます。

それから22ページの下山中学校管理費の、13節の委託費でございます。これにつきましては、統廃合に伴う引っ越し業務等ございまして、什器備品等164立方メートル、書類・ダンボール、300ケースを想定しています。4トントラックで8台、作業員30人を想定しております。

それから前へ戻っていただいて、20ページの教育委員会費の13節の委託料403万2千円でございます。これにつきましては、今後、このご議決をいただけたら、すぐに業者に設計業務を委託したいと考えております。現状では、ちょっと、その事業費自体は、いくらかという部分は、はっきりつかめないのが状況でございますけども、少なくとも5千万円以上にはなるのではないかなというふうに思っております。

内容としましては、小中学校の普通教室と特別教室、児童生徒に関わる部分でございますけども、そこへのエアコンの設置を考えていこうという内容のものでございます。

下山中学校の統廃合に関しましては、現在、統合準備委員会、あるいは記念事業実行委員会等で諸準備を進めています。これにつきましては、全員協議会でご説明させていただいたとおりでございます。統合準備委員会の状況は、主な協議事項については、おおむね終了しております。残っておりますのは教育課程であるとか、PTAの関係であるとか、そういった細部について、現在、詰めをしております。その詰めが終わったところで、統合準備委員会を開催いたしまして、それを最後にして終了したいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

質問にお答えします。

下粟倉の業務委託、それから工事費が把握できているかということのご質問ですが、これから状況の把握、そして地質調査をしまして、今後、法面の対策をどういうふうにするのか、そこへんの状況が今現在、分かっておりませんので、工事費の把握は現在、できておりません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

25ページの給与費明細書特別職の、その他特別職の内容はということですけども、これにつきましては教育委員さん、教育委員長さんも当然入っていますし、選挙管理委員とか公平委員、監査委員、農業委員、固定資産評価委員、そのほか投票所の投票管理者、そしてそのほか、消防団等も入っております。

そして、先ほどの教育委員長につきましては、年額で決まっております。日額ではありませんので、こうやって出席されたから、その費用弁償が増えるというものではありません。



○議長（望月広喜君）

よろしゅうございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

まず、道徳教育の内容というのはどんなふうになっているのか、小学校・中学校に分けてお聞きしたいと思います。というのは、道徳教育というのは、一時、廃れたというか、なんとなく昔の戦前の道徳教育が非常に強烈だったものですから、その反動というか、かなり変わってきているのではないかと思いますけども、どの程度の内容なのかをお聞きしたいと思います。

それから制服の件ですが、当然、3年生もこれに含まれていることだと思いますけども、たった1年使うのに、9万円というのはどうなのかというふうな感じがいたしましたので、お聞きしました。これは制服によって意識の統一を図るとか、そういうことがあるんでしょうから、それはそういうことで結構だと思います。

それから設計業務委託と、それから実際の工事等が別々の業者にいくというのがどうも、私はいまだにピンとこないんですけども、どうもそんなふうな形になっているようで、これは設計も施工も同じ業者がやっていたということが多かったような気がするので、お聞きしましたけども、これは結構です。

それから特別職の件ですけども、教育長と教育委員長とお二人いらっしゃって、われわれがこういう場所で質問するのは、教育委員長に限られるみたいな、そんなふうな感じがいたしておりましたので、これから学校統廃合の問題ですとか、いろいろな問題で議会に出ていただくことも多くなると思いますので、そのへんをご配慮いただきたいというふうな気持ちでお聞きしました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

まず小学校、21ページの小学校費における教育振興費の需用費46万8千円でございますけども、これにつきましては、県の10割の委託事業ということで、これは先ほどご説明した内容に関連しております。内容といたしましては、小学校8校分としまして、867冊の副読本、これを購入するものでございます。そのほかに24冊の指導書、教師用の指導書、これを購入いたします。これらにつきましては、5年程度の使用を想定しているということでございまして、教室へ備えつけるという内容でございます。これによりまして、道徳教育を推進していこうと、こういった内容でございます。

それから、22ページの中学校費の教育振興費の需用費26万1千円でございますけども、これにつきましては中学校4校分、444冊の副読本、それから指導書を9冊購入するという予定でございます。これにつきましても教室へ備えつけまして、5年間程度の使用をしていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私がお聞きした内容というのは、そういう何が何冊ということではなくて、道徳教育そのものの内容がどんなふうなものかということをお聞きしたかったんですが、その点については、ちょっとここでお答えするのも難しいかなと思いますので、できれば、この副読本というのを、私たちにも見せていただきたいなと思いますけども、これはどういうふうにすれば見られるのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

これは今から購入いたしますので、予備の分もごさいますので、また、これにつきましては、議員さん方にご覧いただけるような形にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

ちょっと何点か、お伺いします。

先ほどの芦澤議員と重なる点もあるかと思いますが、この教育費の中で、先ほども委託料の問題が出ました。このエアコンの設置については、結局、設計委託と同時に、こういう業者からの一括した見積もりをとるような方向で、考える必要もあろうかと思っております。というのは、この設計委託料だけで400万円という、大きな金がかかるわけですね。設計委託をしたからといって、設置業者がこれだけ安くできるかということ、それもやはり、設計と同時に、町ではこの学校へは何基、どういうエアコンを入れるんだという予定さえつけば、エアコンの大きさ、それから規模によって、購入業者が当然、それなりの設計はされると思います。ですから、こういった、各面にこの委託料があるわけですが、この委託料をもう少し、購入、または設置する場合に考えたらどうかと。

たまたま、下部の開発センター、これは余談になりますが、あれを解体するにおいても設計委託と。いわゆる解体業者に、すべてを委託した中でもって見積もりをとるというような方向をとれば、委託料も設計委託料も減額というか、少なくなるだろうと。その点。

それから、もう1点。備品購入費、20ページの消防車の大型動力ポンプ。今回、3台を入れ替えて、前、ポンプ車と同時に1台ということで、今年度4台という入れ替えですが、この3台の入れ替えは、年度当初には分からなかったかどうか。この入れ替えようとするポンプは何年ぐらい経過したポンプなのか、その点も伺います。

それから下山の中学校の統合問題ですが、ここに制服をはじめ生徒の学業用品一式、それから引っ越し費用が盛られているわけですが、記念事業をはじめ、今回、この下山中学校が統合するにつけて、今後、まだまだこういった補正なり、予算計上される見通しがあるのか。総額、どの程度の金額になるのか、その点をお伺いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

ポンプについての使用年数等は、申し訳ありませんけども、すべて記憶してありませんので、

のちほど調べてお答えします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、最初の委託料について、お答えを申し上げます。

それぞれに、例えばエアコンの設置に委託料を設けておりますけれども、当然、業者が設計をして、工事費等が出てまいります。それに基づいて、これから入札をするために、業者に委託をして、設計をしていただくという業務ですので、ご理解を願いたいと思います。それでないと、入札の予定価格とか、入札の金額も出てきませんので、それがための委託ということになりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

下山中学校の統合に関連した経費でございますけれども、まず記念事業実行委員会の補助金ということで、400万円。それから今回の議会に提案させていただいております、制服の関係の補助金が約160万円。それから引越しに関わる委託料として、110万円。これを合計しますと、670万円でございます。一応、この経費で、その統合に直接関わる部分の経費はないというふうに考えております。ただ、既存の木造の校舎であるとか体育館、あるいはプール等がございますので、それらの除去というような部分が出てまいりますと、そこらへんはまた経費が発生するというふうに考えております。

あと、スクールバスの運行の関係が出てまいります。これにつきましては、一応、現在、臨時職員による運転手の雇用によって、運行していこうという考え方で進めております。それに関わる、将来的にバスの購入というようなものも発生してくると考えております。当面は既存の町の町営バス、これを修繕いたしまして使うという考え方でございます。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

先ほどの同僚議員の質問の下山中の統合に関する内容の中で、制服等の補助金ですか、これが162万何がしとなっているわけですが、統合にあたって意思統一というか、そういうような愛校意識といいますか、そのようなことで分からないことはないんですが、プレザーから始まってスラックス、スカート、ネクタイ、上履き、カバン等々、ほとんど、生徒が必要なものを全部補助すると。この補助の金額は1人約9万円ということで、金額の補助率は何%なんでしょうか。それをまず、質問します。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

全額補助でございます。

○議長（望月広喜君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

全額補助ということですが、こういう状況の中で、そういうこともあり得るかとは思いますが、そのように決定した前に、同様な条件で統合した学校も県下にいくつかあるかと思いますが、そのへんのところの状況を参考にしたかどうか。やはり、例えば同じ学校の生徒が、もともとの身延の生徒は、そういうものを全部、いくら途中からとはいいますが、支給されるのにわれわれはと、こういうような意識も当然あるだろうし、やはり50%とか、そういうものだったら分かりますけども、これを全額支給、50%、70%にしても、全額、こういう品物を支給するのはどうかなと。私は一般の住民の感情を考えると、どうなのかなという感じがしておりますけども、そのへんの考えをお聞かせ願いたい。他の地域の状況も含めまして。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

これは私どもの考え方の中で、進めたものでございます。考え方としましては、今、現実、下山中学校の保護者は、下山中学校において指定された制服等々、すべて購入しているわけでございます。それが今回、学校統合によって新たに統一されたものを購入しなければならないという状況がございます。そこらへんを勘案いたしまして、全額補助もやむを得ないだろうと、こういう判断をいたしました。

○議長（望月広喜君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

そのことについては分からないわけでもありませんけども、住民の感情というようなものを配慮しないと、あんまり感想がよくないのではないかと、そういうことがあります。

それから、もう1点は以前の学校の制服、その程度まではやむを得ないかもしれませんが、例えば上履きとか、そういう、あらゆるものまで変えなければならないものか、そういうふうを感じるわけですが、このへんはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

指定されている内容のものにつきまして、今回、予算計上をさせていただいたものでございます。特に指定がないというものにつきましては、計上させていただいておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

私は先ほど質問して、まだ途中で、終わっていないんですね。それにもかかわらず、次の挙手した議員を指名して、議長、まだ、さっきの質問が私は終わっていません。

先ほどの質問について、また再度、伺いますが、このエアコンにしても、町内、町で取り付ける業者が当然、あるわけですね。そういった業者に概略見積もりをいただいて、それをもとに町で試算を出して、競争入札させるという方法をとれば、設計委託をしなくても設計ができ

るのではないかと思います。いわゆる設計業者専門へ委託すると、当然、やっぱり400万円からの金がかかるわけですね。その設計業者も建築業者に委託するのか、いわゆる電気の関連、いわゆる専門の業者へ委託するのか。そのへんにもやはり、かなりの金額差もあると思います。それから町内にも、当然、このエアコン関係をやっている業者も何件かあるわけですよ。そうした業者からの情報提供をいただいて、今回、町でこういうことをやるんだけど、概略、どのくらいかかるのかなというようなことから始めれば、当然、この委託料を含んだ中で入札できるのではないかと、私はこう考えます。計画したものをなんでも、試算を出すのに設計委託でもってやること自体は、こういう世知辛い世の中ですから、当然、町の財政的な面も考えた上で、できるだけ安く、効率的な支出をするような方向にもっていくことが第一だと思います。

当然、小中学校、今年の夏を考えると、エアコンも当然、入れてやらなければと思いますが、こうした予算的な問題はもう少し、行政側でも真剣に考えて、できるだけ節約した予算の中で立派な施設が設置できるように願って、私の質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

14ページですけども、生涯福祉費の中で補助金、住吉生活支援センター1人、それからきがる館が2人増えたというご説明で、この補助金が出ているんですけども、この住吉生活支援センターには、全部で何人、行っているのか。それからきがる館、これは何人、行っているのか。これは活動支援センター運営費ということですから、施設に補助金が出ているということと理解しているんですけど、これは授産施設というような考え方で理解してよろしいのかどうなのかということと、それからその下の地域生活支援事業費、扶助費ですね。その中で地域生活支援事業費、それから障害者自立支援対策臨時特例交付金ということと出ているんですけども、この上のきがる館にしても、住吉生活支援センターにしても、障害者自立支援のためのものだと思うんですけども、この施設に対する補助金と扶助費ですから、その本人に対するなんらかの補助金というか、扶助費だと思うんですけども、その詳しい内容を教えていただきたいと思います。

それから、その下の高齢者保養施設費の中で13節の委託料ですね、それから14節の使用料及び賃借料ということで、今、なぜ、この時期にこの項目に金額が載っているのかを説明していただきたいと思います。

あと先ほどから言っている子どもたちへの、教室へのエアコンなんですけども、これは確認なんですけども、具合の悪い子どもたちが入る保健室、この保健室には全部、エアコンが入っているかどうかを確認したいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいまの渡辺議員のご質問ですけども、最初に補助金ですけども、補助金の地域活動支援

センターの運営費補助金59万7千円ですけども、これにつきましては、住吉の生活支援センター、甲府市にございますけども、ここに1人、行っている部分の補助金と、それからきがる館、南アルプス市ですけども、ここに行っている分の補助金で、合わせて59万7千円であります。

それから地域支援センター事業費の57万6千円ですけども、これにつきましては、日中一時支援事業ということで、一時預かりの分ということで47万5,014円と、それから、この中には身体障害者の自動車の運転免許取得の助成事業として、1人分ですけども、10万円が入って、合わせて57万6千円でございます。

それから次の障害者の自立支援対策臨時特例交付金ですけども、これにつきましては、事業に対する経営の安定化を図る措置ということで、4分の3の補助ということで、自立サービスの利用促進事業ということで、かじか察に対しまして、323万5千円でございます。それから新規事業の移行促進事業ということで、これは全部、4分の3の補助事業なんですけども9万5千円。それから、もう1つ。新法への移行のための円滑な実施を図る措置ということで、グループホーム、ケアホームの移行促進事業費ということで、3万円で、合わせて3つで336万円の内訳となっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

保健室につきましては、今年度、夏前に整備しまして、今年の夏は、保健室については使える状態となっております。

○議長（望月広喜君）

身延支所長。

○身延支所長（望月和永君）

それでは、門野高齢者保養施設の委託料につきまして、説明をさせていただきます。

これにつきましては、9月等の補正でもありましたけど、お湯をあげるポンプの使用許可が県のほうから認められたことに伴いまして、その申請どおりのポンプが実際に入っているかどうかと、その検査が必要になったために、それを今度、また引き上げて、そのポンプが申請どおりのものかということを実際に目で確認するための作業がありまして、そのための委託でございます。

また14の使用料及び賃借料ですけど、これは本来ですと、当初の予算へ計上しておくべきだったですけど、それがちょっと落ちていまして、今回、計上させていただくことになりました。内容については、リース、モップ等でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

まず1点目の住吉生活支援センターと、きがる館ですね、これは授産施設というふうに理解してよろしいでしょうかということをお聞きしたいんですけど、どういうものなのかというのはちょっと分からないので、お聞きしました。

それから、ここの2つの施設に全部で何人、行っていらっしゃるのかということと、それから地域生活支援事業費ということは、レスパイトになるんでしょうか。先ほど、運転免許という話はいただいたんですけども、それ以外がレスパイトなのかなというふうに思ったんですけども、それのお答えと、この最後の障害者自立支援対策臨時特例交付金、これは扶助費でかじか寮にという話なんですけども、その障害者個人に対する扶助費というのは、また別に、当初かなんかで出ているということで、理解してよろしいんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

先ほどの住吉生活支援センターと、それから南アルプス市のきがる館ですけども、この施設につきましては、精神障害者の通所の施設でございます。それから人数につきましては、先ほど言いましたように、住吉生活支援センターには身延町から1人利用しております。きがる館のほうですけども、身延町のほうから2人の方が利用しております。

それから地域生活支援事業ですけども、これにつきましては、日中の一時預かりということの事業でありまして、レスパイトとはちょっと違う事業でございます。

それから最後の、障害者臨時対策特例交付金事業のかじか寮の分ですけども、これにつきましては、かじか寮の施設のほうに補助する扶助費の分としての費用でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君、いいですか。

（はい。の声）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

3点ほど内容を教えていただきたいんですが、11ページの一般管理費、負担金補助及び交付金の中で、電算機等の共同廃棄処理負担金、この中身と、16ページ、民間保育所費の次世代育成支援対策交付金、それから保育所特別保育事業推進費の補助金、この中身を教えてください、お願いします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは11ページ、2款1項1目の19節電算機器共同処理負担金について、ご説明いたします。

これらにつきましては、機器の廃棄を共同で広域計算センターにやっていただくものであります。内容的には、デスクトップのパソコンにつきましては約70台分、パソコンのディスプレイについては約56台分。その他、プリンターにつきましては、30台分等の廃棄について、峡南広域計算センターに負担金を出して、処理していただくものです。これらにつきましては、個人情報等の漏洩を防ぐための一括処理ということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

それでは、松浦議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、次世代育成支援対策交付金でございます。

この交付金は次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村で策定された子ども子育て応援プラン、本町では平成16年度に策定しております。それに掲げる事業を中心に、事業の実施を支援することにより、次世代育成支援対策の推進を図ろうとするもので、この金額につきましては、予算の範囲の中で一定の査定基準に基づき交付されるもので、総事業費の2分の1でございます。

具体的に言いますれば、今回の交付対象は一時預かり、対象は大野山保育園と下山立正保育園にかかる一時預かりの関係の助成で、交付金でございます。

なお従来までは、保育の一時預かり事業は、保育対策促進事業補助金に組み込まれていたものが、今回、今年度から次世代育成支援対策交付金に組み込まれたものでございます。金額的には、両園に47万5千円を交付するものでございます。

続きまして、保育所特別保育事業推進費補助金について、説明させていただきます。

この事業は保育所における特別保育、今回の場合は乳児保育を推進するため、これに従事する保育士の雇用に要する経費を助成し、乳児の受け入れのための環境整備を行い、地域の要望に即した保育体制を確立し、児童福祉の向上を図る目的とする補助金でございます。補助対象になるのは、乳児を3人以上受け入れており、かつ1歳以上を5人以上保育している保育所が補助対象でございます。

今回の場合は大野山保育園が対象でございます。現在、大野山保育所では0歳児が4名、1歳児が9名、こういふことで、この補助の対象になります。金額、91万9千円でございますが、この根拠でございますが、これは1歳児に対して支払うもので、1歳児9人掛ける1年分の12カ月、それと12月以降の4カ月分を足した112という数字が基本となりまして、単価が8,200円。ですから112掛ける8,200円で、91万8,400円という根拠になります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、3つについて、お答えをいただきましたけども、まず電算機の共同廃棄処理負担金ということではありますが、たしかに個人情報情報の漏洩等はあるわけですけども、結局、業者が個人情報を抹消するなりなんなりしているわけですよ。それで、私が言いたいのは、きっとリースだったはずですよ、この機械は。違いますか。すべてがリースだったはずなんです、そのリースのものがここにきて処分で、そういう発生をするものなんですか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

計算センター関係のは、計算センターで共同購入している分ということで理解していただきたいと思うんですが、それとあと、計算センターから共同購入したパソコン等については、峡南地域の全市町村とも一括、峡南広域計算センターで処理していただいております。



○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

私は金額のことを言っているのではないんです。やり方のことを考えていただきたいと思うんですが、峡南センターで共同購入したものは、こうしなければいけないという、それも結局、基本的にはリースですよ。違うんですか。町でリース代というのを払っているのではないんですか。まず、その点はどうですか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

一括購入したものは一括購入ということで、リースではありません。購入ということです。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

例えば購入するときも、購入ではできないんですかね、例えば処分の処理も含めて、この計算センターから一括購入するということは、計算センターは、そうすると、それをどこからリースかなんかしているんですか。そうでもないんですか。それをまた、売るといった形はとっていないんですか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

計算センターのことに関しては、申し訳ありません。確認をさせていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

確認したところで、あとで。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

僕がちょっと今、言いたいのは、例えばリースとか、それから共同購入でもいいんですが、例えば計算センターが共同購入して、それをこっちへ貸しているのではないかとか、いろんなシステムのやり方があるではないですか。例えば、この処分の費用も、たしかに今、処分費用というのはいろいろ、例えば冷蔵庫でもなんでもかかるではないですか、リサイクル費用みたいな形で。そのへんも考えた中で今後、やっていただきたいというのが一番なんです。もちろん、個人情報も完全に抹消するような形も含めて、そういう形をとっていいのではないかと。ほかのものはそういう、例えば一般の会社なんかは、そういう形をとっていますけどね。行政であろうが、そういう形はとれるのではないかとこのように思います。

それから先ほどの保育対策促進事業補助金、子育て支援のための一時預かりということなんです。これは民間だけなんです。民間だから、これなんです。それと保育所の児童、特別保育事業推進ですね。こちらのほうは、これも僕、単純に思うんですが、民間だからこれなんです。例えば町営でも、町立の保育所でも、こういうところはたしか、あったような気がするんですが、その順番とか、そういうことがあって、今回はこうなんです。それとも町立ではできないということなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

最初にお話しておきますけども、次世代育成支援対策が一時預かりでございます。事業としましては、そして保育所特別保育事業というのは、乳幼児に対する支援の事業でございます。町立の保育所におきましても、一時預かり事業は行っております。

以上です。

この次世代交付金につきましては、同じ事業をやっておりましても、民間への補助金ということでございます。町営には補助をしておりません。あくまでも町立のものですから、補助という形ではございません。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

では、最後に1つだけいいですか。

保育所の特別保育事業費について、これはどうなんですか。それは、答えていただいていないです。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

先ほども説明を行いましたけども、この事業は乳幼児における保育士の確保に要する経費の助成でございまして、補助対象になるには乳児を3人以上受け入れ、かつ1歳児を5人以上、保育している保育所が対象となる経費でありまして、身延町立の保育所の場合は、この対象者がおりません。今回は、この大野山保育所だけでございます。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

ダブったところを消しまして、補正額等については小さなもので大変、恐縮でございますけども、8ページ、13款1項6目商工使用料34万円の減額について、これは本栖キャンプ場の使用料だと思っておるんですけども、本栖は指定管理者だったので、これは予算策定時に聞くべき話だったか、前に聞いたのかも分かりませんが、ここで減額計上されておるんですけども、もともと、指定管理者制度の中で、町の予算計上してある金額ではないんではないかなと思ひまして、そのへんの仕組みを、ちょっと不鮮明なので、お聞きしたいというのが1点です。

それから歳出の中で、全般なんですけども、4節の調査費が、これも減額されておるんですけど、これは説明の段階で、給与改定に伴う減額であるためというふうな説明をされたように記憶しているんですけども、それもあるかもしれませんが、その内容はたぶん、共済組合の原資の減少に伴う、率の改定が伴って、こういう減額の金額が出てきているのではなからうかと思ひます。増額の箇所もありますので、それも含めてお聞きしたいという点。

それから、本当に変な話ですけども、28ページの給料の、職員の手当の状況等のところで、

補正前、補正後の比較の中で、看護・保健職だけがちょっと飛び抜けて、差が大きいものですから、ここはなんか別の要素が含まれているのかどうなのか、この際、お聞きしたい。この3点をお願いします。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

お答えします。

キャンプ場使用料ですが、当初予算のときには指定管理ということの中ですが、一応、キャンプ場の使用料というものを町へもらって、そして町で光熱水費を伝票に起こすという予定だったんですけど、直接、観光センターのキャンプ場のほうで支払いをしてもらおうということの中で、使用料は町にいただかないという、こんな格好でこの予算を減額しました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

共済費についてですけど、今回の補正関係がある共済費の欄は、一般会計につきましては、33の款項目でわたっていますけど、結論から言いますと、今回の増減につきまして、率の改定はありません。そして、中身は給与改定に伴うということで説明しましたが、そればかりではなくて、育児休暇に入った職員の分もごそと減っている。そして、先ほど言いました一般会計だけでもいいますと、33の款項目にわたっての共済費になりますけども、総額からいえば、今回の増減は402万3千円の減額になります。その33のうち増えているのは、3、1、1の社会福祉総務費のところですよ。それにつきまして、大きく減っているのが総務費です。これにつきましては、育児休業をしている職員が今年度、10月に職場復帰するということが分かっていたんですけど、配属先がまだ決まっていなかったということで、総務費、一般管理費のほうに計上してしまっていて、ちょうど、増えたところは3、1、1の社会福祉総務費のところですけど、そこについて1人産休に入った職員がいるということで、そこへ、一般管理費に計上して、見込んでいた職員をそちらのほうへ配属したということで、一般管理費が、金額から言えば202万6千円の共済費の減、そして社会福祉総務費のほうに19万4千円の増ということで、そこだけがプラス、それが理由です。

それと看護・保健職の給与のほうが目立つというのは、先ほども言いました育休、産休の関係で減りました。席はありますので、平均年齢的には変わらないけど、給料の内容は増減があるということで、ご承知おきを願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

よろしゅうございますか。

他に質疑は。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第80号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第81号について、質疑を行います。  
質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これは国保の特別会計とか、介護保険の特別会計とかも関係があると思うんですが、私は先日、後期高齢者医療の組合議会に行ってまいりまして、そのときにある議員が質問したことについて、非常に感銘を受けたというところオーバーですけども、そういうことがやっぱり必要なんだと思ったのは、後期高齢者にしても、一般の国保会計に含まれる人にしても、日ごろの健康管理とか体力の増進とか、そういうことが必要なんだと。それをすれば、かなりの部分で改善ができるんじゃないかということを感じましたので、その点について、各保険に関する課長さんに、どんなふうな対策を考えているか、あるいは講じているかについて、お伺いしたいと思います。特に後期高齢者の場合は、歯の健診によって、かなりいろんな改善が図られてきたということも聞いておりますので、その点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

保健事業に関してご質問ということで、詳細については保健師さんたちが各地域に出向きましたりして、病気にかかる前の指導等をしていただいていると私たちは承知しておりますし、横の連携をもった中で、事業の組み立て等をさせていただいております。その中で、やはり医療費等を下げる場合等についても、やはり後発医薬品をお使いいただくという形で、医療費を下げていく。そして健康事業については各地区の諸団体で、生涯学習課等とも連携をとりながら、健康維持という形で事業を進めさせていただいております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

後期高齢者の関係では、なんか補助金が出るというふうな話も、ちょっとの間、伺ってきたんですが、実際にどんな事業をするんだということがはっきりしないと、おそらく補助金もいただけないと思うんですけども、本町でそういうふうな事業ですね、今ちょっと申し上げました歯科健診を充実させるとか、そういうふうな事業を行うという予定はございますか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

後期高齢者医療保険の事業の中では、現在、その保健事業についての取り組みはしておりませんし、また今後、先行きの部分考えた場合、検討していかなければいけないという部分は考えております。やはり、皆さんの健康を維持するために、健診事業も福祉保健課と連携をとる中で、実施をさせていただいておる状況にあります。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

芦澤議員のご質問に関しまして、介護保険のほうから説明させていただきます。

介護保険のほうでは、保険給付を抑制するために、一般高齢者が要介護状態に陥らないようにするために、高齢者の筋肉トレーニング教室や転倒予防教室を実施して、予防に努めております。

○議長（望月広喜君）

よろしいですか。

（ な し ）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第82号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

8ページですけれども、保険給付費ですけれども、ある程度、この伸びは予想していたんですけども、居宅介護サービス給付費というのが7千万円ですね、補正額が。ちょっと、ほかのところと比べても、ここのところが突出しているの、どうしてこういう数字になったのか、ちょっと理解できないので教えていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

渡辺議員の質問にお答えいたします。

ただいまの、保険給付費の1目の居宅介護サービス給付費の、今回、お願いしてあります7千万円の補正なんですけれども、平成22年度当初予算を策定するにあたりまして、非常に厳しい状況にございました。そこで補正前の5億8,363万2千円ですけれども、これにつきましては、前年度の実績の数値を計上させていただきました。その中で、平成22年度4月から10月までの審査実績、7カ月分なんですけれども、積み上げてみますと3億7,061万3,275円です。これを7カ月で割ってみますと、1カ月が5,294万4,754円という数字でございます。これに年間の見込み額であります、12カ月分を掛けますと6億3,533万7,043円という金額になります。しかし、その7カ月の中でも最高の支払い額は10月であったんですけども、5億6,222万3,298円という数字でございました。この数字で、11月から3月までの5カ月分を試算しまして、予算残額から見込み額を除きますと、今回、6,809万7千円という数字が出ました。このたび、補正で7千万円を補正させていただいたということですので、ぜひともご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

要するに伸びという、当初予算のときに予想はしていたんですけども、なかなか厳しい数字なのでということで、だけど伸びは伸びで、これだけ必要だという数字が出たら、その予算を組

まなければ、普通はいけないですよね。補正をいっぺんに、こんなに組むという予算の組み方は、どうなのかなというふうに思うんですけど、そこをもう1回、お聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

先ほどもお話ししましたように、そのような中で、今、当初においても補正で対応をお願いしたいという中で、今回、このようなことでお願いしているわけです。

なお、それと併せまして、実際には本年度4月からの状況を見ましても、認定者増加等、あるいは居宅の方の一時的な施設の利用等が増えておりますので、給付費の伸びが思った以上に伸びているというような状況でございます。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第83号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

4ページの繰越明許費について、お伺いします。

県の工事のために繰り越されるということですけど、これは県のどのような工事で、いつごろから、この工事が始まるのか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

県に確認したところ、改修工事をするということですが、いつするという返事はいただいております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

それでは、それが終わったあと着工するというところで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

そのとおりでございます。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第84号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第85号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

望月秀哉君。

○4番議員(望月秀哉君)

8ページの下水道のことについて、事業分担金のことについて、お伺いいたします。

先日、一応、説明をいただいたんですけども、申し訳ありません、この加入負担金のところで、各下水道の加入数等、もう一度、申し訳ありませんが、よろしくお伺いいたします。

○議長(望月広喜君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(樋川信君)

加入負担金の戸数ですけども、当初164戸、計上しておったわけですが、供用開始に伴い、確定が116ということで、その差額でございます。

以上です。

○議長(望月広喜君)

望月秀哉君。

○4番議員(望月秀哉君)

164戸の予定が実際には116なんですね。あまりにも少ない、減少がひどいと思うんですけど、その点、何か特別な原因があるのか。それとも、供用開始というか、予定どおりに進める計画はありますか。

○議長(望月広喜君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(樋川信君)

当初は、梅平1区の区域を供用開始する予定でございました。なお、その区域について、全世帯を計上したという経緯もあります。また、梅平2区の供用開始する予定のところ、前年度の工事繰越等で遅くなりまして、後押しというか、本年度、工事に入っておりますが、それができないということで、今回の分担金の削減になっております。

以上です。

○議長(望月広喜君)

秀哉君。

○4番議員(望月秀哉君)

ということは、工事の都合とか、そういうことで、たまたま予定の加入戸数がなかったと、こういう考え方ですね。

○議長(望月広喜君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(樋川信君)

そのとおりでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

過日の町長の行政報告の中で、下水道の接続は中富が64.6%、身延16.6%、下部1.2%というふうな数字の発表があったと思いますけども、聞いたところによりますと、下部の場合は上水道の工事が終わらないと接続ができないのではないかとということで、先ほど草間議員からのほうからも上水道に関して、ちょっと質問があったようですけども、そういう状況が真実なのかとどうかということと、できるだけ早く、その下水道に接続することが必要であれば、県道の改修を急がなければいけないのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

水道の工事につきましては、9月いっぱいの接続ということで、下水は10月1日の供用開始でございます。したがって、10月1日までに水道の接続をしてくださいということで、ほぼ完了している中で、10月1日、供用開始にしましたので、水道の工事とは特に関係ないということです。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

1点だけ、5ページ、地方債補正の中身、公共下水道事業債と過疎対策事業債の限度額の減額が記されているんですが、その中身の説明をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

5ページの公共下水道事業債の減額と過疎対策事業債の減額でございますが、これにつきましては、当初、要望しておりました国庫補助金、この内示額が減額されたということの中の減額が主な原因でございます。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第86号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第87号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

なお、請願第4号、請願第5号については、議員提出案件でありますので、質疑・討論は省



略させていただきます。

議事の途中ではございますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（望月広喜君）

議事を再開いたします。

なお、先ほどの川口議員の質問に対しまして、総務課長。

○総務課長（広島法明君）

先ほどのポンプの件に関して、説明をさせていただきます。

今回、補正でお願いするポンプにつきましては、身延第3分団のポンプが前のものが平成4年10月購入のものです。そして、その次の身延第2分団のものが平成5年7月購入。そして、中富第3分団のものが平成5年12月購入のものです。その3台につきまして購入、買い替えの形になります。

そして、どうして当初で計上しなかったのかという質問ですが、これにつきましては、ほかのポンプ車等、社会資本整備総合交付金事業で買っていて、最初、車両につきましても、当初予算だと普通車2台、軽1台ということで当初予算をしていましたけど、最終的には普通車1台、軽2台ということになりまして、その差額等がありまして、これについては、補助金の返還はしないようにということですので、その補助金の枠内で、来年度購入予定のポンプを前倒して購入したということです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

先ほど松浦議員からのご質問で、電算機器等共同廃棄処理について、お答えさせていただきます。

まず1点、訂正させていただきますが、今回、廃棄するすべての機器は共同購入したのではなく、旧町のと、各町単独で購入したものです。大変、申し訳ありません。訂正させていただきます。

さて今回、単独で購入した機器を廃棄することなんですが、峡南各町、単独で購入した機器を、それぞれ各町単独で廃棄することよりも、計算センターにおいて、共同で処理することのほうがより安く、またセキュリティーの面からも非常にそちらのほうがいいのではないかと、平成16年、各町の関係者が集まりまして、共同処理することになりました。平成16年から各町単独で購入した電子機器についても、計算センターで一括処理をいただいております。

なお、各町単独でリースした電子機器につきましては、リース期間が切れた時点でリース会社に機器を返納することによって、あとの処分はリース会社にお任せするというので、ご理解をいただきたいと思います。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第75号について、討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第76号について、討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第77号について、討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第78号について、討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第79号について、討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員(渡辺文子君)

議案第79号 平成22年度身延町一般会計補正予算(第3号)について、反対討論をいたします。

この予算は、11月29日の臨時議会で反対をした身延町職員給与条例等の一部を改正する条例の具体化です。公務員の給与は、民間企業の基準ともなっています。昨年の引き下げに続き、この公務員の給与の引き下げは民間中小企業の賃金にも影響を与えます。もともと人事院勧告とは、公務員の団体交渉権や争議権を制約することへの代替措置で、公務員の利益を代弁すべきものであるにもかかわらず、生活を脅かす勧告を行うこと自体、問題です。

日本経済が深刻な危機に直面している今、求められているのは賃下げではなく、最低賃金を抜本的に引き上げ、人間らしい労働を保障することだと思います。このようなとき、公務員労働者の賃金引き下げという措置をとることに賛成することはできず、この予算には反対いたします。

○議長(望月広喜君)

渡辺文子君の反対討論に対して、どなたか賛成討論は、  
野島君。

○1番議員(野島俊博君)

賛成討論をさせていただきます。

ただいまの給与勧告の件でございますけれども、人事院、山梨県人事委員会の勧告でありまして、特に民間給与との比較につきましては、これは平成22年10月14日、山梨県人事委員会、平成22年給与勧告の骨子の中にありますけれども、139民間事業所の7,305人の個人別給与を実地調査いたしております。この期間は、22年5月1日から6月18日となっておりますけれども、これを受けまして、民間企業との格差に基づく給与改定でありまして、これを尊重し、賛成をします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

ご苦労さまでした。

他に討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第80号について、討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第81号について、討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第82号について、討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第83号について、討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第84号について、討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第85号について、討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第86号について、討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第87号について、討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第75号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第76号 身延町農村連絡施設等整備基金条例の一部を改正する条例について

は、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第77号 身延町下部リバーサイドパーク条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第78号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第78号 身延町高齢者保養施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第79号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第79号 平成22年度身延町一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第80号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第81号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第82号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第82号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第83号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第83号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第84号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第84号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第85号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第85号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第86号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第86号 平成22年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第87号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第87号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

請願第4号、請願第5号については、議会会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、請願第4号、請願第5号については委員会付託を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

請願第4号について、原案のとおり採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員でございます。

請願第4号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願については、原案のとおり採決することに決定いたしました。

請願第5号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 少 数 )

挙手少数でありますので、よって請願第5号 TPPの参加に対する請願につきましては、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長(遠藤守君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時20分

平成 2 2 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 6 日

平成22年第4回身延町議会定例会（3日目）

平成22年12月16日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続調査

追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程

追加日程第2 追加提出議案の提案理由の説明

追加日程第3 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
10番	草 間 天	11番	福 与 三 郎
12番	川 口 福 三	13番	渡 辺 文 子
14番	穂 坂 英 勝	15番	伊 藤 文 雄
16番	望 月 広 喜		

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 日 向 英 明

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 依田光太



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

議事に入る前に、昨日の望月明議員の下部リバーサイドパーク利用状況について、生涯学習課長より答弁を行います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、昨日の望月明議員のご質問で、リバーサイドパークのゲートボール場、またテニスコート場の利用状況というご質問でしたが、足湯設置に伴う条例制定の案件でありましたので、利用状況のほうは把握しておりませんでした。誠に申し訳ありませんでした。

早速、利用状況を確認しましたので、お答え申し上げます。

利用状況ですが、平成21年度については10大会、これは主な団体の使用でございます。主に町内の体育協会のゲートボール部、それから老人クラブの地区大会、県大会の予選等でございます。個人の使用はございません。全部で10大会ございまして、各大会とも平均18チーム、100名前後の参加でございます。

またテニスコートについては、平成21年度については1件のみでございます。1件で、2人使用ということでございます。それから平成22年度におきまして、現在までの状況ですけども、ゲートボール場については昨年とまったく同じでございます。ゲートボール部、それから老人クラブの地区大会、県大会等の予選等で参加チーム、参加団体ともまったく同様の使用状況です。それからテニスコートについては、22年度、2件の使用で、5名が使用してございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の連絡をいたします。

日向議員は昨日に引き続き、欠席届が出されております。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は、5人であります。

まず通告の1番は、望月秀哉君です。

望月秀哉君、登壇してください。

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

地球温暖化に伴う、いろいろな問題が起きている今、有機資源であるバイオマスの活用による地域おこしということが話題となっております。このことについて、町長ならびに関係機関のお考えを伺いたしたいと思います。

本年10月26日付けの山梨日日新聞に南アルプス市においては、本年度環境への負担が少ない、バイオマスの効率的な活用を図るバイオスタウン構想を策定すると報じられております。山梨県内では、これまでに笛吹市、韮崎市、山梨市、早川町、道志村、都留市の6市町村が農林水産省からバイオスタウンに指定されているほか、北杜市が構想策定を進めていると伝えられています。

国では農林水産省が文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省とともに平成14年に策定したバイオマス日本総合戦略の骨子を見直し、18年3月に新たな総合戦略を策定、それに基づき、バイオマスの総合的かつ具体的な利用に向けた取り組みが行われているところでございます。

地球温暖化防止の取り組みとして、二酸化炭素の排出源である化石資源由来のエネルギーや製品を二酸化炭素の増減に関与しない、カーボンニュートラルという特性を持つバイオマスで代替することによって、循環型社会の形成、農・林・漁業と農山漁村の活性化、競争力のある戦略的産業の育成などの期待が寄せられているところであります。

同戦略によりますと、2010年までに脱水污泥、食品廃棄物などの廃棄物系バイオマスの全体の80%、間伐材や竹などの林地残材等、未利用バイオマスの25%以上の利用を目指していますが、ご案内のように目標達成には、はるかに及ばないという現状でございます。

今こそ山林資源を多く抱えているわが町としても、バイオスタウン構想への名乗りを挙げる絶好のチャンスではないかと思えます。あるいは、すでに構想策定に取り組みされているとしたならば、その内容と、このことについての町長の基本的な考え方、ならびに関係各課長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの、望月議員の質問にお答えをいたします。

まず確認の意味で、バイオマスについて説明をさせていただきたいと思えます。

議員仰せのとおり、バイオマスとは家畜排泄物や農作物残渣、食品廃棄物の生ゴミ、木くずなど、動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをいうと思えます。また、バイオスタウンの構想を簡単にいいますと、市町村が中心になって、地域の家畜排泄物や農作物残渣、食品廃棄物や生ゴミ、木くずなどを変換施設において新たなエネルギーに変え、持続可能な町をつくるプランを示すものだと思います。

本町では、平成19年3月に作成いたしました第1次身延町総合計画において、太陽光、風力、水力、バイオマス等のクリーンエネルギーの導入を進めるために、新エネルギービジョンの作成を検討しますと掲げております。そして本年度、ご案内のとおり、当初予算に身延町地域新エネルギービジョン策定等の経費を計上し、関係団体の代表者等による策定委員会を組織、町民へのアンケート調査を実施するなど、バイオマスを含め、本町に適したクリーンエネルギー

はなんなのか、計画書にまとめる予定でございます。

身延町新エネルギービジョン策定委員会には、議会から産業建設常任委員長の参加もいただき、また本議会では3名の議員の皆さんから関連の一般質問をいただいております。

今後、町といたしましても、十分、検討してまいりたいと考えておりますが、議員の皆さんにも非常に興味がおありのことと拝察をいたしますので、研究会などを立ち上げていただき、町と一緒にご検討をいただく中で、よりよいアイデアをご指導・ご助言をいただければ、ありがたいと存じます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

ただいま、町長から話がありました、一応、策定委員会の計画は、着実に動きつつあるということなんですけども、そのへんの細かいことについて、どなたかお答えいただきたいと思えます。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは、質問にお答えいたします。

現在、身延町地域新エネルギービジョンの策定委員会を設置しまして、身延町にはどんなエネルギーがあるのか、どんなものが適しているのかという検討をしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

検討しているということなんですけども、もうちょっと具体的にお話いただけませんか。その内容について。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

今年、6月に町の施設に関連するということで、10名の課長さんたちからなる庁内委員会等を設置しました。また、先ほど町長が申し上げましたように、学識経験者、地場産業関係者等々のものから成り立つ、14名の代表者で構成しております策定委員会で、新エネルギービジョンを策定しております。現在、第2回委員会を開催しまして、その後、アンケート調査の実施、また今後、先進地の視察を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

そのアンケートというのは、どんなものなのか、あとで結構ですから、いただけますか。そのアンケートはどういう人に、例えば町民全部に出したのか、そのへんの答えを。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

アンケートにつきましては、住民アンケートということで、対象者を抽出しまして、世帯に対して310の世帯、また委員会の中でも話が出まして、企業のほうからもアンケートをとったほうがよろしいというようなことで、企業に対するアンケートを抽出して、43軒ほどアンケートをしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

分かりました。実は、このバイオマスの活用につきましては、峡南衛生組合が遠藤所長を中心に、非常に熱心にこの研究をいたしております。そのへんとの連携はなされていますか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

峡南衛生組合の所長にも委員になっていただきまして、委員会の中でいろいろ議論、検討させていただいております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

ありがとうございました。

ついては、今、峡南衛生組合の話をしたけれども、特に本町に多数繁茂しております竹の活用ということで、いろいろな機関と連携をしながら、遠藤所長が中心になって研究をしておるわけでございますけれども、つきましては、特に先ほど町長から話がありましたように、このバイオマスの対象になる資源はいろいろありますけれども、特に私がお聞きしたいのは、本町の、いわゆる里山といわれる部分の竹林の荒廃が非常に進んでおります。この竹の活用も、このバイオマスの資源として、非常に有効だということでございます。

つきましては、本町内の森林、非常にウエイトが高いと思うんですけども、森林の面積、もしできましたら、例えば人工林、スギ、ヒノキの植林とか、それとか、いわゆる里山といわれる部分の面積、あるいは、もしできれば、竹林がどのくらいの割合であるのか、その点が分かれば、ご回答をいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

それでは、お答えいたします。

本町の総面積は3万200ヘクタールでございます。そのうち森林面積が2万4,348ヘクタールでございます。そのうち民有林面積が1万6,513ヘクタール。森林面積の約67.8%を占めております。そのうちスギ、あるいはヒノキ、これらが主となります、人工林とい

われております面積が7,211ヘクタールでございます。そのうち竹林につきましては、272ヘクタールでございます。

以上であります。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

分かりました。どうぞひとつ、それだけ非常に大量にある竹林、あるいは間伐材等の廃材を活用することも、このバイオマス事業について大事だと思いますので、これからもそのへんの研究を進めて、委員会のますますの活躍をお願いしたいと思います。

そこで、もう一つ、町長にお伺いしますけれども、一応、構想をつくって、委員会を発足しているということなんですけれども、先ほど申し上げましたように、新聞報道によれば、現在、北杜市がその後どうなっているか、よく分かりませんが、私の手元にある資料では、7市町村がまさに、対策を進めているという形で報道されております。なんらかの、どういう表現をしているか分からないんですけども、いわゆる身延町もそういう取り組みをしているよという情報発信をするのがいいと思うんですが、そのへんについて。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどもお話を申し上げましたとおり、今、わが町では何を使ったらいいのか、太陽光、風力等々、バイオマスも含めて、何を使うことが有利なのかというようなことも検討をしております。

ご質問のバイオマスでございますけれども、バイオマスをタウンにするのか、バイオマスを使用する事業を起こすのか、どちらがいいかというようなことも検討をしていかなければならない問題だろうと思いますので、先ほども申し上げましたとおり、議員の皆さんも大変興味があるように拝察をいたしますので、勉強会を立ち上げて、私どもと一緒に勉強し、よりよい方向に進めるよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

分かりました。当然のことながら、非常に大事な施策でございますから、議会もそれなりの対応をしていただけることを思います。どうぞひとつ、今後ともこのことにつきまして、精力的に取り組みをなされまして、わが町の将来のために、あるいは地球温暖化という大事なテーマのもとで、それなりの位置づけをして活動されますようお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で望月秀哉君の一般質問が終わりましたので、望月秀哉君の一般質問は終結いたします。

次に通告の2番は、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に基づき、質問させていただきます。

今の内容を聞いておりますと、私が望月議員の関連質問をするような格好になるような気がしないでもないんですけども、バイオマスタウン構想というのがありまして、これは平成14年に農水省でつくった構想策定マニュアルみたいなものがありまして、それに基づいて、2008年3月に新たにバイオマスタウン構想策定マニュアルというものができたということで、今回、それに基づいて質問をさせていただきたいと思います。こういうものが、バイオマスタウン策定マニュアルというものでございます。

今、町長のほうからもお答えがありましたように、バイオマスタウン構想のほうにいくのか、あるいはバイオマスを利用するというだけで、その新エネルギービジョンの策定委員会というふうなことで活動されているということで、その新エネルギーのほうでバイオマスエネルギーを利用するというふうに考えていくというふうな、今、お話があったと思うんです。

バイオマスタウンというのを、なぜ、こういうものを立ち上げてきたかというか、構想を策定するマニュアルをつくったのかといいますと、私たち人類が古来、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、生物により生産される資源であるバイオマスを食料、木材として、さらにはエネルギーや製品として利用することにより、生活を営んできた。バイオマスとは、生物資源の量を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いたものであるというふうに、このマニュアルの本に書かれておりますとおりで、要するに私たちが日ごろ、なんの疑問もなく使っておりました、いわゆる化石燃料というものが有限であると。いずれは、なくなってしまうものであると。だったら、それに代わるものはなんであるかと。そういうエネルギーをどういうふうにして考えていくのかというのが、町の新エネルギービジョンの作成に関しても、もともなっていると思います。

そういう新エネルギー、それから今現在、われわれのまわりにある、普通にある木材とか、先ほど望月議員の質問の中にもありました竹ですとか、そういうふうな、いわゆる太陽光によって成長する、そういうものを利用して、今後やっていかなければならない、やっていくことがいいのではないかということが、このバイオマスタウン構想策定マニュアルの中には書かれているわけです。

そのへん、本当は質問する予定だったんですが、それにつきましては、今、先ほどの町長のお話の中にもありましたように、バイオマスタウン構想については、特に改めてお聞きする必要もないかと思っておりますので、現在、策定市町村として発表されている197というのが、全国のバイオマスタウンの市町村でございますけども、県内では先ほど望月議員の質問にもありました7市町村ということですけども、隣の早川町もその中に入っております。早川町のバイオマスタウン構想というのが、どのようなものであるのかということがお分かりになれば、ここで発表していただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは、お答えいたします。

早川町では、木質バイオマス資源を熱変換エネルギーにして活用しているということです。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ずいぶん短いお答えでしたけども、具体的にはどういうふうな利用法ですか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

具体的には、聞くところによりますと、温泉宿泊施設でありますヴィラ雨畑のボイラーが老朽化し、新たなボイラーを設置するために、同構想を導入することにより、高い率の国庫補助を受け、高性能ボイラーを設置したとのことをお聞きしております。

なお、木質燃料は木質のバイオマスで、間伐材や林地残材をチップやペレットにする方法が割とほかの市町村では行っているんですが、早川町の場合は森林組合にて、薪に加工して使用しているとのことでした。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

チップやペレットにして使うストーブとかボイラーとかというものが、かなりあちこちで開発されているということは聞いておりますけども、早川町では薪でということで、言ってみれば原始的な方法で使っているということですけども、実はわれわれ自身の生活が、私なんかは特に戦後まもなくの生まれですので、昔は本当に木材を燃料に使うというのは当たり前のことでありまして、そういう時代に戻れというふうな感じのものが、この場合はバイオマスタウンの構想の中にもあるような感じもしないんですけども、薪でボイラーを燃やすということでも、それもやっぱり、バイオマスの考え方ですけども、早川町の場合は、ただ、それ1つだけでしょうか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

構想の中には、いろいろお書きになっておられました。ただ、現在、今やっている薪を使ったヴィラ雨畑のボイラーの設置、これ以外の事業はやっておられないということをお聞きしております。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そういうものなのかも分からないんですね。というのは、私も一生懸命、バイオマスタウン構想策定マニュアルというのを読ませていただいたんですが、地域によって非常に難しい点があるということは承知しております。その他の先進地の事例についても、当然、情報を収集されていると思いますけども、その点について、もし何かあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

先進地の事例についても、ある程度、把握しております。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

特にどのような地域の情報を仕入れているのか、そのへん、1つでも事例をお話していただければと思います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

農林水産省のホームページの中にバイオマス活用の取り組み事例ということで、優良事例が掲載されておりました。その中で、ちょっと素晴らしいなと思ったのは、栃木県の茂木町というところでやられている茂木町有機物リサイクルセンター緑川という、こちらのほうでしている事業が目についたところです。また、そのほか、いろいろな事例については、機会があればご覧いただくこともできますので、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私がこんな質問をするのは、私自身もそうなんですけども、バイオマスタウン構想というのが非常に分かりにくいというか、あまり普段、目にしたり、耳にしたりすることがないんじゃないかなと考えたものですから、できるだけ、先ほど町長のほうからも議会でも勉強会をというふうにおっしゃっていただきましたけども、われわれ自身も、この考え方をいろいろ勉強しなければいけないと考えまして、現在、議員の皆さんにもお聞きしていただくほうがいかなと思ひまして、このような質問をさせていただいております。

バイオマスタウン構想というのは、非常に町全体として、バイオマスを利活用する方向で進んでいったらどうかということの提案でございまして、これは農林省だけでなく、内閣府、総務省、環境省、それから文部科学省とか、そういうふうな1府6省の協力で進めているというふうなことでございますので、言ってみれば国を挙げてというふうな、いわゆる省庁横断型の考え方ということで、それも先ほどちょっと申し上げましたように、化石燃料というのは有限であると。その後、地球が、あるいは人類がどういうふうに生き延びていけるのかという、そういう、いわゆる持続可能な社会をどういうふうにしたら築いていけるのかということがテーマにありますので、そういうふうな1府6省という、省庁横断型の組織になっているのではないかなと。それを町のほうに、あるいは市町村、あるいは県のほうに投げかけているというふうには私は受け止めたので、今回、この質問をさせていただきたいと思ひました。

バイオマスタウン構想の中では、当然、農業・林業の活性化というものが不可欠な要素になっていると思ひますけども、先ほど産業課長のほうからお示しいただきました数字が物語っておりますように、当町の山林は非常に広くて、全面積3万200ヘクタールに対して、山林が2万4,348ヘクタールと、8割を占めているわけです。ということは、われわれはこれを活用しないわけにはいかないというか、その中で生活しないわけにはいかないということで、考えていかなければならないと思うんですけども、農林業に携わる人たちの実情について数値で示



していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（申松文雄君）

それでは、お答えいたします。

最新版であります平成17年に実施されました、農林業センサスの結果から、数値等について、お答えをしていきたいと思っております。

まず農業関係につきましては、総農家数が1,307戸でございます。農家人口は4,079人でございます。うち自給的農家は1,180戸、販売農家につきましては127戸となっております。販売農家のうち専業農家につきましては42戸、兼業農家が85戸といった実情でございます。農地面積につきましては、田畑合わせまして、529ヘクタールでございます。

また林業につきましては、先ほども答弁を申し上げましたが、もう一度、ダブリますが、回答していきたいと思っております。

山林面積としましては2万4,348ヘクタール、身延町全土の80.6%が山林でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

林業のほうはいかがでしょうか。林業に携わっている人口。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（申松文雄君）

統計は、ちょっと出てこないものですから。申し訳ございません。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということで、非常に全人口が1万5千人ですよ。約1万5千人ですので、3分の1近くは、一応、農業に携わっているというか、農業もやっているということで理解してよろしいかと思うんですけども、このバイオマスタウン構想というものを、もし策定していくということになりますと、当然、農業についても林業についても、もう少し活性化していく必要があるのではないかと考えております。

特に先ほどの委員会のメンバーがどんな方なのか、ちょっとはっきり、私も把握しておりませんので、できればもう一度、詳しい内容というか、委員の皆さんをどんなふうなもので選考されたのかをお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは、新エネルギービジョンの策定委員会の委員の方々ですが、14名おられまして、学識経験者ということで山梨大学の名誉教授、花岡先生ですね。それと、あと町議会議員の産

業建設常任委員長さん。あと地場産業関係ということで、身延町商工会、ＪＡ西八代のほうとＪＡふじかわ、また峡南森林組合、身延森林組合。そのほかにエネルギー供給関係者ということで、東京電力さん。新エネルギーに関する団体ということで、山梨県の地球温暖化防止活動をしていらっしゃる方。あと住民代表ということで、山梨県の地球温暖化防止活動の推進委員さんが1名。あと行政の関係で、峡南林務環境事務所、峡南衛生組合。教育にも関係するということで、教育の関係から学校の校長先生1名。あと身延町の職員、行政関係ということで、会計課長、会計管理者になっていただいております。その方々、14名でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、そうそうたるメンバーという感じもいたしますけども、たしかに、これだけの、今のメンバーをお聞きしますと、まさにバイオマスタウン構想の策定に関わるというか、こういう策定について、検討しているというふうに考えてもいいんじゃないかというふうなメンバーでございますけども、農林業の活性化について、どうするかということに関してはどうなのかなというふうな感じがしないでもありませんので、農林業の活性化ということについては、やっぱり、町でできるだけ現状を細かく把握して、その上で新たな農業・林業を考える。あるいは、そういうNPOを立ち上げるとか、そういうふうなこともやっぱり必要ではないかなというふうに考えております。

現在、身延町では竹炭の有効利用により、荒れ果てた竹林の再生に貢献している身延竹炭企業組合、それから先日、町長の行政報告の中にもございますけども、フォレストサービス身延とか、中富森林愛護会などのコミュニティビジネスが発生しているというお話がありました。それから一部事務組合であります峡南衛生組合は、旅館食堂から出る産業廃棄物でもある生ゴミを堆肥に再生して峡南1号として販売する事業を起こすとか、最近では竹の粉末で廃油の処理を行うなどの事業で、環境維持に貢献しているということでございます。こういう団体のほかに、バイオマスタウン構想に貢献していただけるようなNPO、あるいはNGOが存在しているかどうか、その点、もしお分かりになれば、お願いしたいと思います。それから、その活動状況を把握しているかどうかについても、お伺いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

議員がおっしゃるとおり、町内には身延竹炭組合とか、峡南森林組合、峡南衛生組合等がありますが、そのほかにNPOという団体を、貢献してもらえようという団体があるかということなんですが、一応、把握している限りではNPO法人エコクラブ身延において、もしバイオマスタウン構想を導入しようとする場合、貢献していただける団体だと把握しております。

活動内容につきましては、食物残渣を収集し、EM菌を利用して飼料を作っていくと。そのほかに鶏糞を、やはり飼料にするとか、養鶏をしながら安全・安心なタマゴを作って、それを学校給食に提供したり、道の駅などで販売しておるような活動をしているということ把握しております。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

エコクラブ身延、これは下部の団体ですよ。その次に、そうしますと、NPOは今言った1つと、それからあとは企業組合、竹炭企業組合ですとか、そういうふうなことになると思いますけども、バイオマスタウン構想というものを2008年に農水省が発表して、その後、省庁とか県などから、こういうことに関して、なんらかの働きかけがあったんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

バイオマスタウン構想につきましては、先ほど議員の皆さんからお話がありましたとおり、バイオマス日本総合戦略として、平成10年12月に閣議決定されました。合併前に、それぞれの町になんらかの働きかけがあったものと思われま。また、その後においても、数ある国の施策の1つとして働きかけがありましたが、本町ではまず新エネルギービジョンの作成を行う中で、太陽光、風力、水力、バイオマス等のうち本町に適したクリーンエネルギーはなんなのか、計画書にまとめることとし、先ほどの町長の答弁にもありましたように、今年度、当初予算に計画書作成等の経費を計上し、現在、策定委員会の中でご検討をいただいております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

その策定委員会で結論を出すのは、いつになるのかということと、それから策定委員会が検討するのは、あくまでもエネルギーだけで、バイオマスタウン構想というものについては、特に検討していないのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

策定委員会のまとめとしましては、来年2月をめどにビジョンに対する方向性をまとめていただくようになっております。また、その中の新エネルギービジョン、全体で太陽光にするのか、風力にするのか、バイオマスにするのかというものは、大きな括りの中で考えていくということで、今の段階では、これ一本に絞るという段階ではございません。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

このバイオマスタウン構想というのは、非常に時間と金のかかる話だと思うんですよ。今、おっしゃるように来年の2月に、一応、その方向性が決まるということで、その後、いろんな計画をつくっていかなければならないというふうに思いますけども、根本理念というか、われわれが本当に、今、考えなければいけないというのは、地球を持続可能な社会にするためにはどうすればいいかという、そこが一番の基本でありまして、これは町長がそういうお考えで、そういうものを根本理念にお持ちになりながら、進めていくということで考えてよろしいのかどうか、町長にお伺いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど、望月議員の質問にもお答えしたとおり、そのとおりでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

このバイオマスタウン構想というのが非常に重要な課題であるし、この方向にいくべきであるというのが私の考えでございますけれども、今のところ、町では新エネルギーをどういうふうな形でということで、もっと大きく考えているような感じもいたしますけれども、非常に重要な課題であると思いますので、ぜひそのへんは、できれば町全体として、ここにいらっしゃる行政の中心になる方々を中心にして、進めていっていただきたいということと、それからもっと若手の、今後10年、20年、あるいは大げさに言えば100年かかるかも分からないという、そういうふうなバイオマスタウン、身延町をどういうふうにしていけばいいのか、あるいは国をどういうふうにしていけばいいのか、あるいは、もっと言えば、地球をどうしていけばいいのかというふうな問題でございますので、若い方たちのご意見も取り入れてやっていっていただければなというふうに考えております。

次にバイオマスタウン構想策定の可能性ということで、お聞きしたいんですけれども、先ほどの議論の中で、一応、新エネルギービジョン策定委員会のほうの結論を見ながらということで考えているようでございますけれども、先ほど申し上げましたように内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省という1府6省が関わっているということで、もし、これに対応する、町の部局ということになると、どこがどういうふうになるのかということが、私にはちょっと明確に分かりませんので、町長にお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それらにつきましては、今後、どの方向で進めていくかということは、まだ決定をされていませんので、どの部局でやるというようなことは考えておりませんが、今現在は政策室と、それから環境下水道課が担当しております。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほど策定委員会の中には、財政課長もお入りになっているということですので、当然のことながら、町として取り組んでいくということで考えていることは、よく分かるんですけども、先ほど私が提案いたしました、もっと若い人を活用していただきたいということに関しては、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

ただいまの質問でございますが、この新エネルギービジョンの導入につきましては、町民の

生活、教育、環境などのさまざまな施策に関係するというようなことから、庁内の関係課で相互に連絡・調整しなければならないと思っております。そのために、計画から本ビジョンの策定にタッチし、事業化の検討を進めていく体制ということで、現在、庁内に各課の課長さん10名で委員会構成しました、庁内委員会を設置しております。その策定委員会は事務局、エネルギービジョン策定委員会等々とキャッチボールしながら検討していくということで、現在、進めております。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほどの町長の、ご答弁とちょっと食い違うような気がしないでもないんですけども、要するに庁内でそういうふうに課長さん10名で、委員会をつくって検討しているということでございますので、できれば本当に、このバイオスタウン構想というものを進めていっていただきたいなというふうに考えております。

町長ご自身が当然、最後にはというか、方向性が決まれば、当然、指揮監督することが必要ではないかと考えておりますけども、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

恐れ入りますが、もう一度、お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

庁内で課長さんが10名で、庁内委員会というふうな形で進めているということで、当然、新エネルギービジョン策定委員会の結論が出る、来年の2月以降には新たな方向性が決まることになると思いますけども、バイオスタウン構想策定ということに関して、もしそういう方向が出た場合に、町長ご自身が当然、指揮監督するということが必要ではないかと思っておりますけども、これは町長、1つの政策であります「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」という、そういうビジョンの実現にも大きく関わってくるというふうに私は考えておりますけども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

まず、私どもの町の行政というのは、私が全責任を持つことは当然でございますので、そのことは議員のおっしゃるとおりでございますし、しかし、そうは言っても、今の仮定のお話をされておまして、バイオスタウンがよかったという結論が出たときにはどうするかということでございますので、私も先ほど、望月議員さんのときにお話をしたとおり、そういう結論が出れば、その方向で当然、検討をすると、こういうことでございますし、先ほど、くどいんですけども、当然、各課が検討をし、庁内で検討していることの責任は私でありますから、私が先頭に立つことは当然でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっと私の言い方が、お聞きした仕方が間違っているというか、うまくなかったかも分かりませんが、町長が町長になられたときに「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」という素晴らしい、私はまちづくりのビジョンとしては非常にいい考え方だと思いますけども、実際に具体的にどうするのかということに関しまして、このバイオスタウン構想というものを実現していくことが、私としてはこのビジョンの実現にも非常に、大いに寄与するものではないかというふうに考えるのですが、この点についての町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」という話が出てきましたが、住んでよしということはバイオスタウンだけを捉えていっていることではございません。住んでよしというのは、町の行政全体を捉えて、それが町のためになる、そのことによって、住んでいい町をつくりたいということを言っているわけでありまして、したがって、今、検討させていただいております。地域新エネルギービジョン、その中にあっても委員の皆さん、学識経験者、その他の皆さんが、あるいはまた、先ほどもお願いしておりますが、議会の皆さんの意見等もふまえる中で、何がいいかということが出てきたときには、その方向に進めたいと思います。もちろん、先ほどもお話ししましたとおり、バイオマスがいいとするならば、バイオマスも考えます。しかし、これはタウンがいいのか、バイオマス事業がいいのかということは、これは十分、研究していかなければならない課題であるというふうに考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは、ちょっと聞き方を変えてお聞きしますけども、持続可能な社会というふうに、先ほど町長のお話の中にもございましたけども、この点については、町長はどのようにお考えなのかということ、少し詳しくお話しいただければと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

持続可能な社会ということにつきましては、これは当然でございます、持続可能な社会をつくるということは、私だけの考えではございませんし、今、人類、生きている人間、全部が考えていることですので、私はそのことを必要なことであると認識しております。当然、そのためには何をしたらいいのか、そのために新エネルギービジョンの中でも、種々検討をしていただく中で、何がいいかということを検討させていただいているということでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

バイオスタウン構想というのが、非常に夢のある事業でもありますけども、逆に大変難しい事業でもあると思います。これは実際、さっきも申し上げましたように、実現には10年かかるか、20年かかるか分からないというふうな部分もございます。ただ、先進地の情報というのを見ますと、いろんな、例えばペレットストーブですとか、ペレットを使ったボイラーですとか、そういうものの開発が進んでおりましたり、いろんなノウハウが蓄積された部分もかなりあるわけですね。

ですから、そういうことでいけば、可能なまちづくりではないかなというふうに考えますけれども、そういう意味で、これは町長に提案するつもりで、私のほうでも今日、質問させていただいているわけですが、今後そういう、もしもバイオスタウン構想というか、そちらの方向に進むことがあれば、私たちも当然、細かく、そういうことに関わっていききたいと考えておりますし、ぜひ、そういう形で町の考えを進めていきたいなというふうに、協力を惜しまないつもりでおりますけども、この農林業の再生ということについては、単に身延町だけの問題ではなく、もう本当に国を挙げての問題というふうに考えておりますけども、具体的に現在、農林業の再生、あるいは農林業の活性化について、なんらかの具体的な方策があたりかどうかについて、お伺いします。町長、お願いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これにつきましては、非常に難しい問題でございますけども、農林業の再生につきましては、今現在、耕作放棄地等もございますし、これをなんとかしたいし、お百姓さんが、本当に食べられる農業がいいのかということも実は考えていたんですが、昨日のTPPの要望の問題も否決をされてしまいました。農業というものをどういうふうに考えているのかなという部分も若干、考えを変えなければならないのかなと考えておりますけれども、少なくとも、私どもの峡南地方においては、農業も大きな産業の1つでございますので、どういうふうにして、農業を考えていくのか。また、考え直してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

具体的な方策については、特にないということでお聞きしましたけども、里山の再生、先ほど望月議員の質問にもありましたけども、里山について、これは本当に差し迫った問題でありまして、里山が非常に荒れていることから、有害鳥獣の問題が出てきているということも、十分に私たちも意識しておりますけども、この里山の再生とか有害鳥獣の駆除などに関しましては、本町だけではなく、隣接する他町との連携も必要であるかと考えておりますけども、この点については、何か具体策を考えていらっしゃるかどうか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それは、常に私が言っておりますが、鳥獣害等々につきましては、私どもの町だけで対応す

るにしても、対応しきれない部分がございますので、峡南の広域の中でも検討をしているところでもございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

分かりました。私がお聞きしたかったのは、そういう、実際に具体的にどのようにされているかということをお聞きしたかったんですけども、広域的に考えていかなければならないということは、前から町長にお伺いしているところがございますので、承知しておるところでございます。

最後にバイオマスタウン構想を策定する、実現の可能性をどのようにお考えかというのは、先ほどの新エネルギービジョン策定委員会の結論が出ないと、なんとも言えないというお答えでしたので、あえてお聞きしないほうがいいのかと思いますけども、可能性として、あるのか、ないのかということだけをお聞きしたいと思います。町長と政策室長の、それぞれのお考えをお聞きします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど来、答弁をしているとおりでございます。持続可能な社会を目指す、このことについては、当然、重要なことですから、そのことを考えていかなければならない。この中に、バイオマスタウン構想もあるわけですけども、先ほど来、バイオマスタウンそのものが本当にわが町に有利なのか。あるいはそのことを構想としてつくっていても、将来まで本当に町民の皆さんが、これに対応してくれるのかどうか、その他も含めて、今、検討をさせていただいておりますので、その結果によりますけれども、パーセントがあるかないかということになりますと、それも含めて検討しておりますので、ないとは言えません。あるとお答えをしておきたいと思えます。含めて検討をしているということをご理解いただければ分かるではないかなと思えます。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

町長の答弁のとおりでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今日は、このバイオマスに関しまして、私と望月秀哉議員、それから続いて野島議員が同じような内容の質問をすることになってしまいましたけども、われわれ自身も、このバイオマスタウン構想、あるいは新エネルギービジョン策定に関しましては、大変、関心があるということはお分かりをいただけたと思うんですけども、なお引き続き、町としてもこの問題を真剣に取り組んでいただきたい。それによって、できれば本当に、これを私は起爆剤にして、町を活性化していければというふうに考えているところがございますけども、そのへんにつきましても、どうぞご理解いただきたいと思えます。



以上で、質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。  
一般質問の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。  
再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
次に通告の3番目は、野島俊博君です。  
野島俊博君、登壇してください。  
野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

通告により、一般質問を行います。

質問の内容でありますけれども、まず環境施策について。地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業について。2つ目が地域資源による新たな事業起こしについて、お伺いをいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、環境施策についてでございますけれども、先の望月議員、芦澤議員の質問による答弁を伺い、改めて私のほうから質問することはないと考えますので、ここで先の質問の中になかった項目2つだけを質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1つでございますけれども、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業についてでございますけれども、平成22年度の一般会計予算書に地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業補助金として、570万円計上されていると。ここで、NEDOの技術開発機構は、この21年度事業として公募をして、身延町も応募したと、こんなふうになっておりますけれども、この中で新エネルギー導入の意義について、環境下水道課長にお伺いいたしますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

ご質問の導入の意義について、お答えいたします。

現在、多くの利用されている石油などの化石燃料は、大気中の二酸化炭素を増加させることによって地球温暖化を招くなど、環境に多くの悪影響を及ぼしております。そこで新エネルギーは、二酸化炭素の排出が少ないことから環境へ与える負荷が小さく、資源制約が少ない国産エネルギー、また石油依存の低下に資する石油代替エネルギーとして、エネルギー安定供給の確保、地球環境問題への対応に資することから、持続可能な経済社会の構築に寄与するとともに新エネルギーの導入は新規産業、雇用の創出にも貢献するなど、さまざまな意味を有しております。

なお、エネルギー安定供給の確保に資する石油代替エネルギー、環境に与える負荷が小さいクリーンエネルギー、新規産業雇用創出への寄与、電力の負荷平準化の寄与等が考えられます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。

もう1つは、この地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等ということでもありますけれども、本町は新エネルギー、省エネルギー、両方を含めてでしょうか、そのへんのところをお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

今回、検討していますのは、新エネルギーだけでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

そこで、このあと、町長さんに化石エネルギーから新エネルギーへの、町長さんのこの事業における思いを伺いたいということでございますけれども、先ほどの質問の中でも、今後、新エネルギー対策について、学識経験者、地場産業関係者、住民代表者、エネルギーに関する団体、町議会議員等の代表者から構成した新エネルギービジョン策定委員会を設置し、策定委員会を中心に方向性を議論し、検討するということでもありますので、これに期待をいたします。答弁はいいません。

それと、もう1つ。現在の進捗状況はということでお伺いいたしましたけれども、これについても担当課長のほうより、答申を平成23年の2月にいただくということで聞きましたので、このへんのところも質問はなしということでさせていただきます。

したがって、このあとは私の思いと、また他町の実際のこれに対するプランを紹介させていただきまして、終わりにさせていただきますけれども、まず他自治体の住民アンケートの調査結果を見ますと、地球温暖化や環境問題に対する意識は非常に高く、多くの住民が取り組みの必要性を認識しているということでもあります。また、エネルギー枯渇、環境問題に対する対策については、95%の方が今のうちから対策を立てなければならないと、こんなような結果も出ております。

新エネルギー導入の意義についての答弁の中に、電力の負荷平均化、ピークカット効果への寄与を挙げておりましたけれども、導入により必ず省エネが出てくるということも自覚していただきたいと。さらなる経費節減に向けて、まい進してほしいところであります。

2008年度の日本の電力事情は、前月別割合は火力は70%、ただし石油から石炭、天然ガスへの代替が進んでおまして、原子力は23%、水力は7%ありまして、約1万1,700億キロワットの発電になっております。まだまだ化石燃料に起因する発電量は大変多くて、各自自治体が新エネルギー導入を進めれば、この電力会社のCO<sub>2</sub>削減につながり、大きく社会貢献を果たすことになることも、ぜひ自覚してほしいと思うところでございます。

最後に、この導入例をちょっと紹介させていただきますけれども、この北杜市のアクションプ

ランの例でございますけども、システムが太陽光発電10キロワット、導入場所が小中学校。導入コストが、これは500万円となっております。これは2分の1補助の場合となっておりますけども、助成制度が環境省のエコスクール事業、地域新エネルギー導入促進事業、NEDOの技術開発機構。導入効果が年間、導入発電量約1万2千キロワットアワー。経済効果が年に18万円。これは1キロワットが15円としての経済効果でありますけども、二酸化炭素削減効果が4,536キログラム、CO<sub>2</sub>、これは年ということであります。単純投資回収年数が約28年ということになっております。

期待される効果ということで、学校内で消費される電力の一部を補うことができる。発電量表示パネルなどとともに、小中学校に設置することで自然のエネルギーや環境問題に対する認識が含まれてくる。環境学習、環境教育に役立てていく。そんなふうになっておりました。

もう一つは、導入システムが太陽光発電50キロワット、これは導入場所が公共施設への設置。導入コストが2,500万円。これも2分の1補助の場合となっております。助成制度が地域新エネルギー導入促進事業。導入効果が、年間導入発電量が約6万キロワットアワー。経済効果が年に90万円ですね。これが、二酸化炭素の削減効果が2万2,680キログラム、CO<sub>2</sub>、年ということであります。単純投資回収年数が約28年というふうになっておりますけども、なお期待される効果は、住民の環境やエネルギーに対する認識を高める普及啓発効果が期待できる。施設内で消費される電力を賄い、ピークカットにも貢献できると。そんなふうな紹介をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移ります。

地域資源、間伐材、竹やぶ等を生かした新たな事業おこしについてであります。

12月8日の新聞に「竹パウダーで廃油を処理 峡南衛生組合 低コスト肥料化も 油のしみ込んだ竹の繊維は栄養価が高く、肥料として再利用することも可能。2011年度からの本格運用を目指している」とありました。竹の使い道、日本のあちこちで拡大する竹やぶが問題になっております。竹林整備の名のもとに竹の間伐をしているところもありますが、どうせ、また生えてくるんだから、やるだけ無駄ではないのかと、そんなふうになってしまうこともしばしばあります。

そのような状況の中で、当町においては竹炭組合による竹炭、竹酢液がブームになりまして、広く社会へ知れ渡るところになりました。これまで身近にある竹は、古くから生活用品や食料として親しまれていましたが、そのほとんどがプラスチック製品にとって代われ、高齢化によって管理できなくなった竹やぶが全国に広がっております。放置された竹林は、在来の生態系へもさまざまな影響を与え、災害などの発生の要因にもなっております。この竹の侵食を防ぐには、竹林を適切に管理し、間伐を行うことが必要となります。

そこに今回の竹パウダーで廃油を処理、地域を支える産業にもなり得る竹炭・竹酢液ともども、地球を救う竹の使い道となるのではないかと強く思うところでもあります。

そこで質問をいたしますけども、21世紀は環境の世紀、私たちは深く環境に関わって生きていかなければなりません。したがって、環境行政は重要な使命を担っております。しっかり役割を果たすことが求められています。われわれの今後の発展は、産業振興や雇用創出といった経済の成長を促すと同時に、いかに環境と共存するかが鍵となっていると考えます。地域資源、間伐や竹材を生かした新たな事業おこしについて、どのような将来展望があるか、その思いを町長さんにお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

先ほど、新聞に掲載されました件につきまして、お話がございましたけども、その件につきましては、峡南衛生組合の事業のようでございますので、私どもの単町が、決定的なお話ではできませんけれども、大変素晴らしい事業であるなど、こういうようには感じております。できることであるならば、その事業が成功し、私どもの町、あるいは関係の早川町、あるいは市川三郷町等々の竹林等が整備されればいいなど、こういうようにも思っておりますが、そのことはまた、峡南衛生組合のほうで議論していただくこととして、私どもは私どもの町として、間伐材とか、あるいは竹をどのように利用していくかというようなことにつきましては、まさに議員さんおっしゃるとおり、私どもの町には、間伐材とか竹材はたくさんあるわけでございますので、この私どもの町が保有する地域資源に目を向けて、新たな付加価値を生み出す事業の創出は絶対必要であると、こういうように思っております。すでにわが町においてもご案内のとおり、町民の皆さんがみずから知恵を出し合って、地域資源を活用していただいているところのコミュニティビジネスを立ち上げ、しかも成功している事例はたくさんございます。例えば身延竹炭であるとか工業組合、身延ゆばの里豊岡だとか、NPO法人のエコクラブ身延だとか、農事組合法人の下部特産物食品加工組合、大島農林産物の加工所管理会、それから手打沢の事務組合などがございます。私も常々申し上げておるとおり、町は町民の皆さんが、町内に眠っている資源を活用するために、知恵を出し合って取り組んでいただく、コミュニティビジネスにつきましては、さらにもっと申し上げますと、新たに事業を起こしたいとする町民の皆さんには、町も当初から同じテーブルについて、最大限の努力・協力は行います。

したがって、議員の皆さんにも、町民の皆さんの中にそういうお考えをお持ちの皆さんがいましたら、ぜひ情報を私どもにいただいて、そして雇用就労の場をつくり出して、お互いに考えていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

分かりました。町長さんの熱い思いというか、そういうものを聞かせていただきました。

実は、私がなぜ、このようなことをというのか、これは私の思いというか、提案になる部分でありますけども、ちょっと述べさせていただきますけども、まず身延に住んでいると癒される、またここに住み続けたい。自然と調和した快適な生活環境のもとに、地域資源を生かした活力ある産業が発達した町を目指したい、そんなふうな思いで質問させていただきました。

雇用就労の場をつくり出すことに対しての前向きな答弁をいただきました。さて、この件につきまして、今、この私たちの町は、これは山梨のデータバンクによりますけども、2005年の労働力人口が7,680人、完全失業者数が405人。この完全失業者の中に何人、うつ病で仕事に就けない人があるか。ちょっとここで福祉保健課長に、うつ病で仕事で就けない人が何人いるか、データがお持ちであれば、お伺いしたいんですけども。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

もう一度、お願いできますか。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

今現在、何人がうつ病で仕事に就けないのかという、そういう数字があれば、なければ、また、あとで結構でございますけども。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

その状況につきましては、就労の状況については把握しておりません。ただ、精神障害者手帳の交付につきましては、人数の把握はいたしております。

○議長（望月広喜君）

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

社会実情データ全国版によりますと、平成21年度のみずから尊い命を絶った人が3万2,845人にのぼり、そのうち失業生活者が3割を占める。うつ病は前年度7.1%増の6,949人と、これは大きな社会問題となっております。また、このうつ病が30代から50代に非常に多くて、女性は60代、70代に最も多く、21世紀に入って別次元のレベルに進化したのではないかと推測されます。

若い働き盛りの若者が、これからを担う若者にうつ病が増えている。年齢別に見ますと、心の病は30代に集中していると。この町の将来を考えると、大変、心配でもあります。

本年11月に、この身延中学校野球部が43年ぶりに県新人戦に優勝して関東大会へと。これだけのことで非常に町をわかせましたが、若者にはこのようなエネルギーが大変あります。なんとか、若者がもっと元気を出せるような環境をつくってやりたいと思うところでもあります。

さて、この峡南衛生組合には、今回の竹パウダー、実績のある堆肥づくり、土づくりに必要な技術や利用法を持っておりますけども、この技術実施の知識、専門知識と最も身近にある知恵と工夫と、我慢により厳しい時代に身を委ねた経験豊富な高齢者の方々、また地域ビジネスを立ち上げた事業体により、耕作放棄地等を利活用して新たな農作物の取り組み、フラワーセンター、特産品の開発、雇用の促進、特に身障者の方の雇用、またコミュニケーションがうまくとれない若者の雇用においては、土のにおい、木のにおいがうつの心を癒し、働ける喜びが生まれることも考えられます。そして、できた農産物は安く地元商店におろして、町内家庭へという考えも出てまいります。町のどこを見ましても竹やぶ、この竹が町に産業を興して、地球を救うことにもなるかもしれません。中部横断自動車道の開通が待たれるところでもありますけども、この道路が地域活性化産業観光道路となりまして、この町は癒される町、住んでみたい町を目指して、私の質問を終わらせていただきます。

以上であります。

○議長（望月広喜君）

以上で野島俊博君の一般質問が終わりましたので、野島俊博君の一般質問を終結いたします。  
次は通告の4番目は、渡辺文子君です。  
渡辺文子君、登壇してください。  
渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は今回、3点について質問をしたいと思います。

まず1点目、町立小中学校統廃合問題について、質問をいたします。

9月議会で調査検討特別委員会について、ご質問をしました。そのときの答弁を、その9月議会の中で白紙撤回すべきであるという、結論に達した調査特別委員会の結論に対して、調査特別委員会の委員のメンバーだけの問題だというような発言がありまして、その中で不穏当ということで撤回をしていただきました。

その後、今日に至るまで教育委員会で、そのことについて、どういう話し合いをされたのか、それからその議決をどういうふうにも今後、生かすおつもりなのかについて、お聞きをしたいと思います。まず、最初に教育委員長、お願いをいたします。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

前回の9月定例議会の渡辺議員の一般質問において、21年の第3回定例議会における調査特別委員会の報告をどう捉えているかとの質問への答弁の中で、教育委員会は、この報告は議員の総意ではないと発言したことを発端に、議事が一時中断するなど紛糾し、この発言を取り消した経過がございます。

渡辺議員の考え方は、この報告書は議会の議決を経ているものであり、当然、議員の総意であるということが、質問の際の発言から判断できます。私ども教育委員会も議会で議決されたものについては、議会としての機関決定であり、当然、議員の総意であると判断すべきであると考えております。

しかし、これが議決されていないものであれば、これは議員の総意であるとは、必ずしも言えなくなります。教育委員会は調査特別委員会報告に関しては、平成21年第3回定例議会の中で採決はなかったという記憶がありましたので、答弁の中で議員の総意ではないという考えを申し上げました。これに対して、渡辺議員は議決されているという判断のもと、強く反発したものだと思います。

こうしたことから、教育委員会は前回の9月定例議会終了後、平成21年第3回定例議会の議事録を確認いたしました。議事録によりますと、調査特別委員長の調査結果報告のあと、委員長報告に対する質疑が行われ、この質疑を最後にして、この調査特別委員会報告の件は終結しております。つまり報告されただけであり、議決はされておりました。今回も、渡辺議員のご質問では調査特別委員会の議決はどう反映していくかと、議決という言葉を使っておりますが、この議決という言葉は、実際は議決されていないわけですから、事実と反しております。この件に関しては、議決という言葉の取り消しをしていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

暫時休憩をして、そのところの確認をしていただきたいと思います。私はあくまで、議決をされたというふうに理解しているんですけど。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

この前は手元に議事録がございませんでしたので、確認ができなかったもので、そういうふうに申し上げたんですが、要するに今の行政実例で申しますと、本会議での委員長報告について、議決の対象とすることを決めた上で可決しない限り、議会としての機関決定とはならないので、単に報告されただけの委員会報告については、議会の総意とは言えないことになります。

本来、委員会付託されていない案件については、議決の必要はないのですが、特別委員会は多数派工作ができますね。構成されることが多いため、委員長報告を本会議で議決することで議会の意思とするケースでございます。

ですから、今言われたようなことが、渡辺議員が普段から少数意見ということで、よく言いますけども、政権与党のほうの方々が多数派工作であると、どの案件も報告だけでみんな議決になってしまう。こういうことは、よくないということですね。ですから、そういうことを申しておるわけです。ですから、教育委員長が答弁したとおり、議決ということは取り消していただきたいと思います、こういうふうに申しておるところです。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

確認をしていただきたい。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君の質問に対して、答弁ができないということであれば休憩もしますけども、しっかりと答弁をされているというような状況ですので、暫時休憩はできません。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、多数派工作とかなんとか言ったけども、特別委員会の中でそういう結論に達した、その重みというんですかね。たとえ、譲って、議決されていなくても、その委員会の報告、その重みというのはどういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

重みは、それなりのことで私ども考えております。要するに、キャッチボールをしながらという考え方がございました。しかしながら、委員会の調査特別委員会の中の一番はじめのタイトルの中に方向性とか、いろいろ書いてありましたが、それが白紙ということであれば、これは何をどういうふうに信じたんですかというような、考え方にとられても仕方がないわけですね。ですから、私たちも進む方向が1中2小ということで、審議会の答申が出ていますので、今度、それに向いていくしかないわけですので、あくまでも計画というのは委員会で作ります。前にも言いましたとおり、答申は法律ではないわけですけども、委員会で求めているわけ

ですから、今現在、そういう形で私たちは考えております。

ですから、渡辺議員が言われている調査特別委員会の重み、これも重々承知をしておりますし、期待はしておりました。しかしながら出た答えがそうであれば、私たちの行き先が見えませんが、今のまま粛々と進めていくような形になったことでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

それ以降という問題ではなくて、そのときの結論が拙速であって、1中2小は白紙撤回を求めるという結論だったと思うんですね。ということは、議会としてどうなのかではなくて、白紙撤回を求めるという結論があるわけですから、その結論を重く受け止めてくださったら、違うやり方があったのではないかなと思うんですね。ただ、要するに、そのことは全然、私からしたら無視をされて、どんどん進んでいっているというような状況があるのではないかと考えているんです。ということは、いくら、そこで議会として特別委員会をつくっても、なんのことにものならないということになりますよね。では、議会とは一体なんだろうか。なんのために、そういう話をしているのかということになってしまいうんですけど。全然、議員の話はその後の方向性が見えないからということで、無視をしていいんでしょうか。そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

21年9月議会におきましては、調査検討特別委員会の報告書の報告がございました。内容は、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、結びのところで、住民に対しての説明を怠り、4月に入ってから説明するなど、住民に対して困惑を招いたことは明白であり、平成22年4月実施の前期計画は拙速であるといっています。こういった状況がありまして、教育厚生常任委員会におきましては、この議会で提案させていただきました、豊岡小学校を廃止する学校設置条例、これを委員会として否決されました。そのあと、本会議におきましては、判断は逆でありました。そういったことを考えたときに、この報告書は、われわれは議員の総意かどうか、これはちょっと非常に疑わしいと。こういったことを考えて、前回の議会でそのような答弁をしました。私どもの捉え方です、考え方です。そういったことです。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

調査特別委員会の結論を出すまでには、私たちも住民の皆さんのところにお邪魔をして、いろんな方の意見を伺う中で、住民の思いというものを背負って、そういう報告書を出したんですね。別に私、個人的にどうのこうのということではなくて、私たち議員として、住民の皆さんのご意見とか、いろんな思いを背負ってきていますよね。その声をやっぱり、伝えたいという思いで、だからいろんなところに行って、いろんな人のご意見を聞く中で、そういう結論に達したんですね。そういう思いで、そういう報告というのは、個人的なものではなくて、住民の皆さんの思いなんだという思いで伝えたいんですね。そのところが、なんか多数派工作とか何とかいって、住民の皆さんの思いが本当に伝わっているのかなというのが、ちょっと私、



疑問なんですけども。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

勘違いしないでください。多数派工作とっているのは、議会の中で、議会の運営をするときに、そういう調査特別委員会というのは議員提案でできます。もし、それが通るであれば、ここを勘違いしないでください。通るであれば、いつでもそれはできるということですね。議決ということになりますね。これを勘違いしないでください。それと、今のことと調査特別委員会の皆さん方が何日もかかって、いろいろ調査したことと混同しないでくださいね。今、私が言うのは議会のあり方を言っていて、それを先生は議決議決というから、私たちは、議決はされていないということ、この前の議会で言ったわけですね。それをこの前は手元に、自分たちも確証たるものがなかったので不問に付したわけなんですけども、今回、また同じことが出てきましたので、私はまた、いい質問がきましたと思いました。釈明する場ができましたので、はっきりしておきたいと思い、そういうことで、はっきり申しておきます。それと、今、言われたこととは離してくれないと、変な話になります。それだけはお願いします。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

だけど、特別委員会の総意として出したわけですよ、報告書を。その重みはないんですかという話になるのではないですか。そうやって、住民の皆さんと話をしながら、結論を出したものは、重みがないんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

参考にはいたします。ですから、機関決定であれば、これは考えなければならないです。ですけども、今の議員さん方が調査研究、検討を今していますよね。そういうものについて、いずれ、そういう手続きがございまして、議長に対しての議決等、いろいろ方針が出ると思います。そういうことについて、機関決定になれば、私たちはそれを参考にしながら、うちのほうもいろんなことを考えていかなければならない。しかし、調査特別委員会において、いろいろ、何日もご苦労をなさったわけですが、出てきた答えが白紙撤回。しかし、その白紙撤回の議会の中で賛成・反対をしたときに、委員会では反対、しかし議会の本会議では賛成、これはおかしいではないですかね。このへんのことを考えていかなければならないわけで、私たち委員会では機関決定に従って、いろいろ、粛々とやっているわけなんですけども、今、先生が言われて、毎回やるわけなんですけども、そのへんのことよく考えて言っていたらいいなと思います。

まして、今言われた町民と言っていますが、町民の中には早くやれという人もいたということも、この前も言いましたよね。このへんのこと念頭に置いて、いろいろとご質問をしていただければありがたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん早くやってほしいという人もいるでしょう。やってほしくないという人もいるから、こういうふうな問題になっているんですね。だから、もう1回、元に戻って、きちっと説明をするなり、みんなの意見を聞くなりして、そしてもう1回、はじめからやり直したらどうですかということではないでしょうか。

その議決の件にしては、いろいろな、それは個人的な意見がありますよ。それはそれで、その本人が判断することであって、特別委員会としての総意というものが、結論があるわけですから、それを重く、たとえ議決がなかったとしても、そういう報告があって、私たちがそういうふうにして、調査をしたり、住民の皆さんと話をしたりする中で、そういう結論に達したわけですから、たとえ議決がなくても、それを重く捉えていただきたい。議決でなければ、あくまで参考だというふうにおっしゃったけども、参考にしていただいた部分があるんでしょうか。私は、なんか無視をされているような、全然、参考にはなっていないような、そのまま今までどおり、どんどん推し進めているように感じているんですけども、どういう面で、参考にしていただいたんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

要するに、その議会の特別調査委員会が出した白紙撤回等々の答えの中から、こちらのほうの進捗速度が遅くなったことは事実ですね。これは当然、委員会といたしましても、そういうことを念頭に、いろいろ話して、合議制ですので、教育委員の皆さま方とお話をしながら進めてきました。よって、下山のほうが1年遅れる。また今度、静川・西嶋につきましても、1年遅れるものをまた1年というような形で、考え方がずれてくるわけですね。これは皆さま方の成果ではないかと、私は思っています。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

遅れてはいるけど、着々と進んでいますよね。白紙撤回を特別委員会で求めているけど、それについて、どういうふうにか考えるかではなくて、その遅れている原因はいろいろあると思います。でも、私は私たちの成果とは、そんな捉え方はしません。着々と、やっぱり、無視をされて進んでいるんだなという思いは持っています。今後も着々と進んで、静川の件に関して、全協での文書をいただいたんですけども、これから進んでいくというような文書がありましたよね。そうしたら、少しは遅れたけども、白紙ということは、全然、考えもしないで進んでいくというお答えでいいんでしょうかね。そういうふうに理解して、よろしいんですかね。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

白紙というのは、とても無理なことなんです。皆さま方が旧3町が合併するときに、合併協定書にサインをしているんですね。ここをまず頭に入れておいて、物事をいろいろ考えてもらいたい。その前提があって、合併後にやるという前提があるわけですね。これを全部、サラにするということは、その当時の協定書はなんだったんですかということになりますね。ま

ず、これが1点ですね。

その次の大きな問題というのは、答申になりますよね。諮問をかけて答申がきたんです。皆さま方がそうやって、ここで可決したものを、いわゆる町長が縷々、機関決定したものを肅々とやってきたわけですね。これらについて、それを白紙白紙とよく言うけども、その白紙というのはなんなのかということなんです。ここが、一番大事なポイントなんです。ですから旧町村が合併するとき、すでに調定したのが合併協定書ですね。あの中に入っているのが、統合問題が入っているわけです。このへんのことをよく、皆さま方もいたんですから、先生は特に。そんなことをもう一度、考えて、いろんなことをご発言してもらったほうがよろしかろうと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、そういうことの発言をするなということなんでしょうか。決まったことはしょうがないではないか。いくら、住民の皆さんがいろんな思いを持っていて、それが私たちにこういうふうにいるから言ってくれとかという思いがあっても、そういう大筋は決まっているから、それは駄目だよと言えということですか。でも大方の皆さん、私はこれ以上、学校は減らすべきではないという考えですけど、でも大方の皆さんの中にはやむを得ないという方もいらっしゃいます。でも、それだったらそれで、きちんと説明をして、納得をする中で、やっぱり進めるような段取りをしていかないと、いろんな問題が出てくるんじゃないでしょうか。そういうやり方がまずかったから拙速であり、白紙撤回という、そういう結論に達したんじゃないかと思うんですね。やっぱり、住民の皆さんのご意見を聞いたり、地域の本当にそのの廃校になる地域の方たちの意見を十分聞いたり、そういうことがもっと、私は必要だったんじゃないかなと思うんですけど、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

私は決して、そうは思っていないんですね。例えば西嶋と静川ですか、議員さん方が各報告会をしましたよね。そのとき、西嶋でやったわけですけども、そのときの情報ですと、なぜ1年延ばしたと、逆に言われたと。そういう人もいるわけですよ。ですから、なぜ1年延ばしたんだと。来年、やればいいではないかというようなことを言われたということも耳にしております。

ですから、今言われたように、決められたから、やるんだからどうのこうのと言っていますけども、われわれは決められたことをやる、これは当たり前ですね、機関決定ですから。まして、そういう、根本的なものがあるが動いているわけなので、このへんのことについて、先生ももう少し、考え方を変えたほうがいいんじゃないですかね。やはり、そのへんのことをしないと、いつになっても、この話はまとまらないと思いますよ。だから、われわれも肅々と、着実に進んでいるというようなことを言っていますけども、私たちとすれば、ちょっと遅れているということはあるんですけども、これは今言われたように、お互いに、その話をしながらということ、十分、うちの町長もそのへんのことは理解を得て、やっていったほうがいいのかということ、当初、言われていましたので、そういうふうにどんどん変わってきたんですけ

ども。そのへんのことは、ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

先ほどから言っているんですけども、地域の方にもいろんな考え方がありますよね。私が言うように、絶対、これ以上、減らすべきではないと思う方もいるし、そうではない、もっと早くしろという方もいらっしゃると思いますよね。だから、そこに説明して、話し合いが必要なんではないでしょうか。それで、皆さんで、これだったら仕方がないねと。これでいくしかないねというような結論に達したら、それはそれで仕方がないことですよ。そここのところの段取りがないんじゃないですかと言っているんですよ。そういう一つひとつの説明会なり、具体的に言うと、静川の地域の方たちが書面を添えて出しましたよね。そういう方たちが説明会をしてくれと、去年の7月ごろから言っているけど、なかなか説明会も開いてくれない。保護者の方たちとは、いろいろ話をしているそうですけれども、もちろん、今いる子どもたちの保護者、その保護者の人たちは、一番大事ですよ。だからといって、地域の方たちを無視していいということではないと思うんです。保護者の方たちだって、何年かすれば地域の方になるわけですから、そういう意味では保護者も地域の人たちも、これだったら、これでいいか、仕方がないというようなところまで、やっぱりもっていかないと、そここのところがないから、いろんな問題が起きているんじゃないでしょうか。

地域の方たちの署名を添付した重みとか、思いとか、そういうものをやっぱり、きちんと受け止めて、説明をしていくということが続けていかないといけないんじゃないでしょうかね。そここのところが、両方に対して、地域の方たちは、いつも廃校になるとそうなんだけど、保護者の人たちにだけ判断を押し付けて、こういうことだったら仕方がないということにもって行って、地域の人たちは保護者の人たちが決めただから仕方がないと言ってしまうんですよ。いつも私は、統廃合はそんな感じがしているような気がしています。そうではなくて、地域の人たちだって、自分たちの思いはあるけど、子どもたちのことだって、考えているわけですから、そここのところの丁寧な説明、そここのところをもうちょっと、私は今まで足りなかったと思うし、きちんと説明すべきだったと思います。そここのところを聞いているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

そのことについては、何回も言われましたけども、私もはっきりは言いましたけども、要するに、今、渡辺議員が言われたように、その保護者の人たちから先にやる、地域の人から先にやる、どちらが先になるかということになりますね。ですけども、普通、考えると、言葉がちょっと適切ではないけども、一番被害をこうむるとかなんとかという、よくなるとかというのは子どもさんですよ。子どもさんの親ですよ。その親がどう思うかですよ。そのときに、それが理解得られて、今言われたように、いつもそうだと言うけども、大体どこでもそうだと思いますよ。ですから、そういうようにして、その人たちが、これではやっぱり、そのほうがいいよというふうになって、次の段階に入って、はじめて地域の人たちに説明するわけですね。

ですから保護者が一番受益、言葉は悪いんですけども、受益者という言葉は失礼ですけど、

一番関係のある人たちの親御さん、また子どもさんの人たちに一番はじめ、やはり了解をとらなければと。次のステップ、では逆のことがあって、地域が駄目だったというんでは、保護者の人たちが何を言っているんだと、ケンカになったときに、これは困るわけですね。ですから、一番、その原因である保護者のほうから、私たちは了解を得て、次のステップ、保護者の人たちもこういうわけで了解が得られました。では、次のステップにいきまして、地域の人たちにご理解願いたいといって、いろいろ説明をしているわけです。これが普通だと思いますよ。

ですから、今、渡辺議員が言われたように、たしかに地域も大事です。そこで育った、その学校に行ったことがある、それはどこでも同じなんですけども、その人たちも、やはり、そのへんのことには考えているとは思いますが、ただ、今、言われたように、そういうことが一歩前のことをしないと、次のステップに私たちは移れないわけですので、それで保護者とは、いろいろとお話をしているということでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

重なるんですけども、保護者がOKして、それで事後承諾ということではなくて、保護者にはもちろん、最初、説明をしますよね。地域の人たちだって、ずっと説明会をしてくれといっているわけですから、今、こういう状況だということを説明していかないと、どうなっているのかということも分からないんじゃないですかね。そういうことも並行してやっていかないと、いつも今までのとおり、事後承諾で、では仕方がないではないかということで、不満が、おかしいではないかということになってしまうと思うんですね。今、保護者の方たちとこういう話をしていますというようなことを地域の方たちにも、説明会を開いてくれということは何回も言われているわけですから、それはそれで、地域はあとだよという問題ではないと思うんですね。決めてから説明をするという問題ではないと思うんです。それを同時にやっていかないと、そういうやり方はまずいんじゃないですかということをおっしゃっているんですけどね。

ここにちょっと古い資料なんですけど、文部省の通達がありまして、公立小中学校の統合についてということで、学校統合の意義および学校の適正規模については、先の通達に示しているところであるが、学校規模を重視するあまり、無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上、著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。

二例、通学距離および通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響を十分検討し、無理のないよう配慮すること。学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等も考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることという通達がありましたよね。これはやっぱり、昭和の大合併で、いろんなところで、いろんな問題が起きたから、こういう通達を出さざるを得なかったと思うんですね。

そういう意味では合併したからこそ、地域の地域力、それを高めていくことが今、必要なんではないかというふうに思うので、地域の人たちの話を十分、聞く姿勢を持つことが私は重要だと思いますけども、今後どういうふうに、地域の人たちの声を聞いていくおつもりなのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

先ほどから申しましたとおり、保護者の意見を重要視、委員会としてはしています。そして、地域の方々に説明をしていこうと考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

それは決まったあとということですか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

納得をしてもらったということですね。だから、今言ったように、それを納得したものを地域の人たちが壊すようなことはしないと思いますよ。ですから、その逆もあるわけで、今、言われたのは、そんなことがあってはならないと。それはまた、やってはいけないし、子どものためを思うんですから、子どもたちの親御さんにまず、お話をして理解をいただくと。これが第1番、重点項目ですね。その次に出てくるのは地域の人たち、私はそう思っています。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、決まる前には地域の人たちとは話し合いをもたないということで、理解してよろしいですか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

今、保護者の人たちと鋭意、うちの課長等がやっておりますので、それらがまとまり次第、また地域の人たちに説明は、当然、西嶋も、静川も同じです。そうやって、今までやってきましたので、そうなると思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

だから、先ほど言っているように、決まってしまって、事後承諾で地域の人たちに説明をするということで、理解をしてよろしいんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

決まったかどうかは分かりません。ただ、そういうふうな同意というか、理解を得られれば、地域に説明をします。決まるのはここですから、決めるのは、議会で決めるわけですから。それを、だから、今言ったように豊岡も身延小も、下中も身延中も同じように、よその町村でも同じやり方だと思いますけど。やはり、そのへんのウエイトの置き方の相違があって、いろいろとお話がこんがらがっているような感じがいたしますけども、そのへんは何とぞ、ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん、ここで最終決定をするのは当然ですよ。その前の話を、私は言っているんですけど、これ以上言っても平行線ですので、1点だけ、あと、前期計画ということで、静川小学校、24年に延びたという説明を受けました。統合するにしても、しないにしても、23年度の町単の配置はあるんでしょうか。それは予定しているんでしょうか、町長に伺います。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

委員会といたしましては、今までの委員会でもそれはなくされては困るというのが原点に立っております。ですから、要望として町長のほうには、予算査定の要望としては上げるつもりであります。ただし、町長のほうで、予算査定のほうで、ちょっとこれはおかしいではないですか、国のルールどおりにやってくださいと言われれば何も言えませんが、そのへんについては、私たちも、委員長も筆頭に頑張ってお願いをするつもりであります。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

だから町長に伺ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

静川小学校、今の1年生が2人でございまして、2年生が4人ですから、6人の中で、複式でいくのか、2人と4人をそれぞれ、1人の先生が持つのが教育上、いいのかどうなのか等々を検討させていただいて、決めたいと思います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

まだ結論は出ていないという、これから検討するというところで、理解してよろしいですか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

今から予算の検討をしますので、今からでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

これは、今までどおり、町単の教師を配置していただきたい、これを要望して次の質問に移らせていただきます。

収納相談室の設置についてということで、質問をいたします。

町税、国保税などを払いたくても払えない、生活が困難な滞納者の立場に立って相談に乗り、滞納対象への援助ができる収納相談室の設置について、質問をいたします。

県は、県と市町村が共同して滞納整理をする共同徴収組織、地方税滞納整理推進機構を平成20年度から設置し、徴収強化を図ってきました。

県が市町村に出した市町村徴収率アップのための5つのポイントは、第1に組織的に取り組むとして、一番重要なのは首長が毅然とした姿勢を見せることである。滞納整理額や差し押さえ件数など数値目標を設定し、進行管理することが有効であるとされています。第2に、まず差し押さえから実施とされており、第3に、少額分納は原則認めないとして、1年以内に完納の見込みのないような、少額の分納は認めるべきではないと。少額分納は、職員の負担を増やすとともに、完納を困難にするため、徴収対策にとって、むしろマイナスであるとしています。第4に、延滞金はしっかり徴収するとして、延滞金は納税者に対するペナルティであり、延滞金を徴収しないと滞納は増えるとし、第5に法令に則った不納欠損を行うというものです。ここには経済不況に苦しむ住民や払いたくても払えない住民に対する配慮が、まったくないばかりか、納税者の保護を守ろうとする姿勢は微塵もありません。払いたくても払えないで苦しんでいる町民を親切に援助するのが、役場の職員の任務ではないでしょうか。

ここ1、2年、町民の間から取り立てが本当に厳しくなった、そういう声がたくさん寄せられています。調査をしたら、平成20年度、21年度で差し押さえ実施状況というのがありまして、不動産が平成20年度1件だったのが、平成21年度7件、給与の差し押さえが、これは減っているんですけど、平成20年度7件だったのが平成21年度が1件。預貯金、平成20年度が41件だったのが、21年度が101件。生命保険、20年度が41件だったのが21年度は167件、還付金とかということで出ています。これを見たときに、やっぱりお金があっても払わない人は別ですけども、払いたくても払えなくて、こういうような状況に陥っている人が、かなりいるのではないかなというふうに思っています。実際、町民の皆さんの話を聞いたり、私のところにもいろんな相談がくる中で、やっぱり仕事がない、給料が減ってしまった、会社が潰れてしまった、そういうことになかなか払えないという人たちが多くなっているのが現状だと思っています。

その中で国保は本当に、国保の問題は命のかかる問題で、重要な問題だと思っています。山梨勤医協では、8月から無料低額診療事業を県内で初めて実施をしました。所得が少ない人、所得がない人が病院に、保険証がなくて病院にかかれぬという人が、この相談窓口で相談にいらしています。

この事業の中で、身延町の方たちも何人か、保険証がなくて、病院に行きたいんだけども行けないという相談を受けました。事情を聞きますと、国保税だけでなく、町税、いろんな税が払いたくても払えないという実態が、たくさんあるということを感じました。

ある人は、息子さんの仕事がなくなって、お母さんと一緒に、前に相談に来たんだけど、その対応が本当に厳しくて、親子でこのまま、どこか、本当にいつてしまおうかと思ったというのを聞いて、そういう実態を本当に、役場職員の人は丁寧に聞いてくれたのかなというのを考えました。

もう1人は、仕事がなくなって、そして具合が悪くて仕事ができなくて、病院に通っていたんだけど、短期保険証だったために、その保険証がなくなって、その病院の医療を続けることができなくなって、巨摩共立へ相談に行ったという方でした。



ほかにも何件かありますけども、やっぱり町の職員として、町民の皆さんの生活実態がどうなのかということ、そのところを把握する努力が必要ではないかなというふうに思っています。

国保税の税金の推移ということで、減額免除の対象になっている世帯ですね。この世帯が平成20年度は、課税対象世帯全体に対して51.52%ですね。半分以上ですね。平成21年53.77%、増えていますよね。やっぱり生活が困難で、こういう軽減を受ける手続きはしているんだけど、所得がなくても、これはかかってきますよね。そういうことで、なかなか払えないという実態があります。こういうときに役場縦割りですけども、横の福祉とか、そういうところの連携を、税務課とか町民課とか連携をとる中で、そういう相談室を設置して、本当に住民の皆さん、この町に住んでいてよかったと思えるような、温かい対応が求められていると、私は思っています。

滞納のある人にお聞きをしましたら、滞納といって町から封筒が来るんだけど、おそろしく、それが開けられない。町は相談しに来てくださいといっているし、書いてあるし、そういう話は聞いているんですけど、ここに来られないんだという話をお聞きしています。

先ほど言ったように、本当に親子で、息子さんは、もう二度と、ここには来たくないというように思っていて、お母さんが話をしてくれましたけども、どうしたら、少しでも払ってもらえるかということを考えないと、あんな言われ方をしたんでは、二度と行きたくないというような人たちがいたら、いろんなものが減っているのに関わらず、やっぱり、ますます滞納も増えるし、払えない人たちも増えて、病院にも行けない人たちが増えてしまっていると思うんですよね。そういう意味では、そういう人たちを、横の連携で、各部署から状況が分かる人、それからOBでもいいです。そういう状況を把握しながら、そのお宅に行けるような体制をつくる。そういうことが今、必要ではないかなというふうに思っていますけども、そういう提案なんですけども、これに対して、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの質問にお答えする前に、ちょっと私の耳が違うのかどうか知りませんが、先ほど教育長から議決という言葉を取り消していただきたい、こういうお話がありまして、議長さん、それを認めていただいておりますが、これのお答えをまず、いただかなければ、前へ進まないような気もいたしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

それは、ちゃんと確認してから、お答えをしたいと思います。今は、私の質問を。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それについては、質問をするときに確認をしなければならないような質問をされては、先ほど私どものほうで、先生が暫時休憩と言ったときに、しっかり資料を読んで、そしてお話をしているわけですから。これが信用できないということですか。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

信用できないとかではなくて、私自身が確認しないと納得できないではないですかね。納得をして、もし謝るんだったら謝りたいということです。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議長、それでよろしゅうございますか。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君、進めてよろしゅうございます。

今の質問を続けてください。

○13番議員（渡辺文子君）

答弁をしてくださいと言っているんです。

○議長（望月広喜君）

今の質問に対して、町長、お答え願います。

町長。

○町長（望月仁司君）

議長から、そういう指導ですから、お答えをさせていただきます。

収納相談室の設置についてのお話でございます。

現在、滞納している人たちのためには、ご案内のとおり納税相談で対応をさせていただいております。相談者から生活の状況等をお聞きし、今後どうしていったらよいのかを話し合っているのが事実でございます。

相談に来る人たちの事情は、各自それぞれ違っていることは事実でございますが、その中には生活が苦しい人、あるいは滞納金額を長いこと溜めてしまって多くなってしまった人、払いたくても払えない人もいるわけでございます。その人たちが週に2、ないし3人程度の相談でございますので、今現在、納税相談で、すなわち現状で十分であろうと、こういう結論でございまして、新たに課や室を設けることは考えておりません。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

先ほども言ったんですけども、もちろん相談に来てくださいという話は、どこでも、広報にも載っているし、言われていますよね。けども、来たくても来られない。なかなか敷居が高いんですね。そこをどうするか、住民の立場に立ってどうするかということを、私は町長に検討していただきたいなというふう思ったんですけども、今のままで十分だというふうなお考えと理解してよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

週に2ないし3人でございますので、今までのままで十分だと私は考えておりますが、もし、

それで不服があるとするならば、議員さん方も議員活動の中で一緒に、私どものほうへ来ていただいても結構でございますし、当然の議員活動だろうと、こういうふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

話を聞いていると、やっぱり一律に滞納している人は悪質滞納者というような感じで、対応しているというような思いがあるんですね。そうではなくて、やっぱり、払いたくても払えないような人たちに、滞納している、その延滞金とかそういうものを、封を切れないでいるような人たちにも、きめ細やかに対応するような実情を十分調査して、そういう人たちのことを親身になって対応するような対策が、今、求められているというふうに、こういう時代だからこそ求められているというふうに思ったんですけども、そういうお考えはなくて、今で十分だということであれば、これ以上は続けていても進展がないので、3番目の、時間がないので、急いでいきたいと思います。

住宅リフォーム制度の創設をということで、県内22団体が所属している県民要求実現実行委員会が知事に提出した要求項目の中に、住宅リフォーム制度の創設があります。この制度は仕事おこし効果として、全国的に急速に広まっている制度です。少し家の一部を修理したいという町民に対し、町が補助金を出して、住宅をリフォームするものです。

秋田県では本年3月、秋田県リフォーム緊急支援事業が発足しました。工事代50万円以上で、県内の建設業者から工事代金の10%、上限20万円までを県が補助する内容で、実施期間は1年間です。資料によると、秋田県取手市では21年6月、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、リフォーム助成を実施しました。開始すると申し込みが殺到し、当初3千万円を予算計上しましたが、7月2千万円、9月5千万円、10月、さらに5千万円を市が専決処分を追加する盛況となったことでもあります。取手市の成果が県を動かし、秋田県の制度として創設されたということです。

秋田県では対象戸数7千戸、予算12億6千万円、建築関係8団体が取り次ぎ窓口として携わることになりました。申請は見積書、契約書、工事前後の写真添付と、至って簡単な手続きです。開始されると申し込みが日を追って増え続け、8月の臨時県議会で8億4,600万円の追加補正予算が可決されました。9月30日現在の利用状況は、申し込み件数で1万276件、交付額は14億5,009万円、対象工事費は総額で224億7,191万円となっています。同時に今年3月から各市町村でも、独自のリフォーム助成が次々と立ち上がっているとのこと

です。秋田県が行った利用状況に関わる現状分析によると、受注件数の72%が建設業者、続いて塗装業者、給配水設備業者、屋根・板金業者の順です。工事額ベースでも、建設業者が全体の81%で、その建設業者の受注額の45%は個人業者であり、個人業者は発注件数の割には発注額が多くなっています。それは町のように、自治体の規模が小さくなればなるほど、入札資格のない業者の工事高が多くなっているからです。八峰町の報告では、入札資格のある業者が1億7,600万円の受注工事高に対し、入札資格のない業者の受注工事高が1億8,100万円と上回っています。また補助効果に関わる計量分析によると、4月から6月時点での補助効果は、リフォーム戸数が前年同月よりも約2,800戸、114%の純増加。建設投資額が前

年同月よりも約70億円、170%純増加。これをふまえての年間ベースでは、推計でリフォーム戸数が前年、平年よりも約7,200戸の純増加。建設投資額が平年よりも約198億円、150%の純増加。純増だけの経済波及効果は311億円となり、今年度のリフォーム全体では、約512億円にのぼる経済波及効果を見込んでいるとのこと。

山梨県では、住宅リフォーム制度は実施していませんが、29都道府県の175自治体で実施をしています。住宅建設業者は、不況と住宅形式が変わったことで、大工さん、左官さん、建具屋さんなどの仕事が激減しています。その一方で、大規模な耐震工事は財政的に困難だが、少し家を直したいという人も多いと思います。そういう町民へ、町が補助金を出して住宅リフォームの手伝いをやると同時に、建設業者の仕事おこしができる住宅リフォーム制度の創設を提言しますが、町長の方針を伺います。

○議長（望月広喜君）

町長。時間1分でございます。

○町長（望月仁司君）

ただいまの補助金につきましては、また県とも相談をいたしますけれども、今現在、介護保険で在宅介護のための手すりの取り付け、階段の解消等々、住宅改修について、それから地震についても補強、それから改修等との支援をしているところでもございますが、今後、質問の件につきましては、今後、県とも相談をしながら検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

以上で、私の質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。一般質問の途中でございますが、ここで昼食にしたいと思います。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は、通告5番は穂坂英勝君です。

穂坂英勝君、登壇してください。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

私は、この議会で3つの質問を用意させていただきました。よろしくお願ひいたします。

1点目、中部横断自動車道建設に伴う活性化委員会についてでございます。

町長も早期実現に向けて、町長就任以来、促進活動に力を入れておられました。今定例会の行政報告の中でも、完成時期の見通しについて、ふれられたように記憶しております。改めまして、完成時期の見通しについて、町長、大変お詳しく活動してこられたので、そのへんを改

めてお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私どもに関係あります、市川三郷町の六郷インターから富沢インターまでの直轄区間につきましては、昨年、国交大臣の明言の中に、29年度中に開通をすると、こういうことが言われておりますので、29年度中でございますので、あと6年ぐらいかと思います。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

まだ先かと思ったら、あと6年ということに、こぎつけてきたようでございます。予測ですので、どういう先々、どうなるか分からないけども、それより早くなってくれば、なお、よろしいんですが、そういうことでございますので、6年先には開通できるという思いの中で発言させていただきました。

では、本町の、この中部横断道建設に伴って、計画されたインターチェンジ以外に2カ所のランプと申しましょうか、インターの設置、名付けて活性化インターと呼んでおりましたが、設置を精力的に求めて、活動してきております。

過日も住民の一人から、ある個所のインターの図面を見せられました。それがどういうものかは知るまでには至らなかったんですが、住民の一人の方が大きな図面を持っておりまして、ここがこうなって、こういうふうに、こっちから市川線が通ってという説明を聞いたわけですが、そこまで具体化しているのかなんなのか。町長の知る限りで、そのインターの設置について、どういう状況で、今、推移しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

活性化インターについては、私ども、実は命名したものではありませんので、全国的にその名前でございまして、それはそれとして、私どもが国・県にお願いしているのは、身延の竹炭のところを入ったところ、これを身延山インターと、一応、名前を仮に付けてお願いしておりますし、下田原には中富インターとしてお願いをしてあります。私どもには、まだ正式な図面もいただいておりませんが、私どもが漏れ聞くところによりますと、今、竹炭のほうに補償等の関係から図面がいつているのかなというように思います。したがって、竹炭のほうで参考にさせていただいたりしますと、その図面のとおりになるのかなと、そんなように思いますが、したがって、和田峠のところの、私どもが言っている身延山インターにつきましては、おおむねできるだろうと。しかし、まだ100%ではございません。

あと1点の下田原の中富インターにつきましても、県では造ってくれる方向で検討していただいております。しかし、これもまだ、いろいろな問題がございますので、100%ではございません。これからもぜひ100%、決定になるように努力はしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

和田地区内の竹炭のところはどうも、そんなような形で進んでいるらしいと。下田原のほうについては、まだその方向だろうけども、町長もまだ見通しをいれる段階ではなさそうでございます。そういう認識が住民の間では簡単に、側聞が本当の話になって、できることになったとかこうだという話がみられているので、整理のために、一番そのへんを非常にお詳しい町長に聞いておきたいということで、前段、お聞きしました。

そこで、本町でも中部横断自動車道の建設について、本議会でも18年だったと思うんですけども、産業建設常任委員会で付帯決議して、早期実現を図るといふことの促進を決議していただきました。そして、その中で、ランプおよびサービスエリア、道の駅を設置し、利便性、向上を図ること。それからインターよりランプ周辺道路の整備推進を図り、サービスエリア、道の駅を拠点とした活性化計画の推進を進めてくださいという形で、付帯決議がされております。当然、設置活動をするにしても、活性化という名前のとおり、町長も立候補するときに、この中部横断道については、千載一遇ということではございませんでして、この好機を最大限に活かすような、町政の推進を図りたいということをおっしゃってございました。とすると、すでにインターの設置の促進を図るためにも、活性化策が策定されているのではなかろうかなと、こういうふうに思ひまして、その活性化策の中身がお答えできるのであれば、お答えしていただきたい、こんなふうに思います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

まず中部横断自動車道は、国道52号の防災上の代替道路として位置づけがなされ、またご存じのとおり、新直轄方式で建設されるため、身延町内は無料区間となり、地域住民の利便性は非常に高いものになると予想されます。町では、さらに使い勝手をよくするために、また地域の活性化に寄与するためのインターチェンジの設置を2カ所、要望しております。インターチェンジの設置を希望している周辺の活性化計画の策定は、できているのかとの質問ですが、まだ策定しておりません。町では、要望どおりインターチェンジの設置が決まりましたら、その周辺の活用方を検討し、必要と思われる事業を考え、その事業に見合った国や県の補助事業を探り、その補助を受けるための計画書の策定を考えたいと思っております。

とにかく、今は地域の活性化に寄与するためのインターチェンジの設置が決定されるよう、強く要望してまいりたいと考えております。

なお、中部横断自動車道の活用方策につきましては、身延町総合計画の後期計画策定年度でもあります。平成23年度、来年度において役場内に中部横断自動車道活用プロジェクトチームを設置し、検討してまいりたいと考えております。

議員の皆さまにおかれましても、研究会などを立ち上げていただきながら、町と一緒にご検討をいただく中で、よりよいアイデアを町にご指導・ご助言いただければ、ありがたいと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

お答えのとおり、これからだということであれば、それはそれで、これから精力的に、例えば道の駅を設置してほしいという要望を出すにしても、早い時点、あるいはアクセス道路からの諸問題の早い時点が一番得策。それから住民も、やはり、これが身延町の活性化の契機になるという期待を抱いていると、そういう活性化策については、どうなっているんだよということをついつい口に出します。その活性化策たるものが、どんなに大変な策定をするかなんてことは考えずに、そういう話が出てきます。そのときに、まだなんにも考えていないよということ、やはり、私どもも行政も言えないという中で、早期に活性化計画の策定をし、町民に説明され、それからまた住民の知恵も借りながら、構造物ばかりではございません。身延が流通の中で、あるいはそれぞれの行政の中で活性化策が策定されると。道路とか、道路の拡幅とか、アクセス道路がどうのこうのということばかりではなくて、身延の住民の生活基盤を変えるような、そういう大きな期待を持った施策を策定してほしいと、こんなふうをお願いいたします、この質問は終わります。

次に、国民健康保険特別会計の安定化についてでございます。

本町の国民健康保険事業は、医療給付費が国の基準より著しく高額であるため、平成21年1月でしたか、事業運営の安定化措置を講ずる指定市町村に指定されました。このことそのものが、当然、行政は百も承知、二百も合点で受け止めて、その対策をしてきているところだろうと思います。しかし、いったん、われわれも含めて、この指定の中身はどういうものかなんてことは誰も知らなくて、国保会計が大変だというふうなとり方をしているに過ぎないのが一般的ではないかと思えます。そこで、この指定は、どういうものかなんたよという説明をしてあげる必要があるのではないかなと。要は、給付費が異常に高くなっているそのことを、1.17ポイントとかなんとか、いろいろございますけども、それを指して改善をしなければいけないよと。改善できない場合は、身延町がどれだけ余分な負担をしなければいけないよというふうな中身をご説明いただくとありがたい、こんなふうにあります。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは、今、穂坂議員さんの国民健康保険の事業運営、21年に国から身延町は医療費が非常に高いということで、指定されたその内容について、ご説明をさせていただきたいと思えます。

身延町においては、療養給付費が全国平均からすると非常に高いという形で、普通、全国平均は1.14がベースとなっております。指定された年度については、1.194という形の数値が出ておまして、この数値については、身延町の基準給付費を分母として、基準給付費は国の全体の平均値がございまして、そこに身延町の被保険者数を掛け合わせて、それを基準給付費の分母といたしまして、実績の医療給付費を分子として出たものが地域差指数というものになります。その地域差指数というものが1.17を超えてしまいますと、国の指定になってしまうと。指定年度については、1.194という数値になっております。これに指定されますと、なかなか、指定を解くことが困難という形で、その医療費を下げなさいよと。なんとかして医療費を下げなさいよという指導を、国民健康保険運営安定化計画というものを毎年つくりまして、それに沿って事業を進めていくという形になります。

平成21年度においては1.14という数値で、国が示した数値よりも低くなっております。また、この数値が1.17を超えますと、今度は町の一般財源から、その国から補助金が減らされてきますので、その補てんをしていかなければならないという部分がございます。従来ですと、保険料が保険税から2分の1、そして国、県、町からそれぞれがしていかなければならないということがございますので、なるべく、この1.17を超えないような状況でもっていかなければいけないということが、基本ベースにございます。今、この計画に基づいて、保健師さん、生涯学習課の職員の皆さんのご協力を得る中で、なるべく医療費がかからないような事業を展開してある最中です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

対策を講じておられるわけでございますけど、具体的に対応してきた、実施してきた対策としてはどんなものがあつたんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

まず基本的な部分からですと、やはり皆さん、病気になりますと不安を抱えておりますので、医療機関を2、ないしは3という形で医療機関を回ってしまいますので、その部分につきまして、保健師さんたちがレセプトを確認いたしまして、重複頻回をしないようにと。その対象の住民の皆さまにご指導をしていただくと。それともう1つは、生涯学習課の事業、あと地区の事業として、リズム体操なり、いろんな事業をして、そこに集まることによって、病院にかからないような健康づくりをしていただくという。グループ活動もしていただいているという状況になります。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

レセプトの点検というお話でございますけども、実際問題、レセプト点検で、病院ウォッチングだとか、縦覧診療だとかというものはチェックできますかね。なかなか、ちょっとできるものではないかと、少しずつはもちろんできるんでしょうけども、まず診療報酬明細書の読み方から、知恵がないと、知識がないとできないわけですよ。そのへんを含めて、これは大変なことをやられているんだとは思いますが、有効的な手段が私どもも持っているわけではありませんし、当然、大変、難しい話ですけど、そういう形で、とにかく現実には身延町、早川町、県下で一番、高い水準を示しているわけでございますが、もう高齢化の町は、そういうところへいってしまうという諦めも多少あるんですけども、そのへんを含めて、ご努力をお願いしたいと思います。

それで側聞ですけども、保険税の見直し時期にきているのか、見直しを必要とする時期にきているのか、このへんは分かりませんが、そんなお話を聞いておるんですけども、そのへんはいかがなものでしょうか。



○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

国保税の見直しについてというご質問ですが、皆さま、十分ご承知かと思いますが、国民健康保険は加入者の相互扶助のもとに成り立っている社会保障制度となっております。また国民健康保険は、市町村が行う公営企業でもあるということも重々、皆さまご承知かと思います。その中で、先ほど言いましたが、身延町は平成21年1月30日付けをもって、国民健康保険第68条の2、第1項に基づく指定を受けたところでもあります。

先ほど来から説明をさせていただいておりますが、指定の概要としましては、医療給付費が国の基準より著しく高額な市町村を指定し、国および県の助言・指導のもとに給付費の適正化、国保事業の運営・安定化の措置を講じることとしており、毎年、安定化計画を作成して、国・県に提出する中で、事業等を実施しているところです。

そんな中で、医療費は平成20年度以降、増額の一途にあり、この要因としては高度医療技術の進展による1件当たりの医療費の増もあると、私たちは推測しております。この結果、財政調整基金を取り崩す中において、国保の特別会計決算をしている状況にありますが、平成21年度決算においては、基金を6,600万円取り崩し、基金残高が22年度当初においては2億700万円となっています。平成22年度決算見込みにおいては、基金の取り崩しを1億円見込んでいるために、残高が1億円強となるかなと推測しております。

このような中で、ご質問の国保税の見直しを考えているかについてですが、国保税の改正については2年に一度、見直すこととされており、平成21年度に改正いたしました。23年度がちょうど、2年の改正時期となります。21年度改正の折は見込まれた額より税収が伸びない状況と、医療費が予想よりも多く、このままの状況でいきますと、基金の残高が底をつき、平成24年度決算においては、赤字となることが推測されますので、平成23年度より国保の税率改正に向けて、現在、国民健康保険運営審議会で税率改正について、協議していただいている状況でございます。また、医療費の削減につきましては、福祉保健課の保健師さんたちにも、日々尽力をいただいております。ご報告させていただきます。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

先ほどの同僚議員の国保税について、滞納のお話がありました。滞納者の減額対象が51%にあるという話を聞きました。それはそれ、話は別問題でございますけれども、国保税の値上げ、誰が考えても必至の状況ではありますけれども、値上げ幅、その他について、重々、協議をしながら、財政基盤が弱いからという理由だけということとは、当然やらないわけですが、そのへんを含めて、改定内容をどのようにしていただくかというふうにお願いします。

そして、改定内容でございますけれども、現在の税の資金がざっと分けて、応能益で分けまして、負担がその中で資産割と所得割に50%50%に分けてやられるのが現在の中身でございますけれども、私がお願いしたいなと思っているのは、この方法の中身が当然、時代に合ったものではあつたはずですが、しかし、今現在、考えてみると、特に身延町のような高齢化が過度に進んでいるところは、資産割に50%というのは、資産割といっても、その資産から収入が得られるようなものはいいんですけれども、収入が得られず、高齢化してしまっている。ただ資産

は持っているだけで、いっても金にならない、なんにもならない、買う人もない、そういう資産が存在するだけであって、固定資産税がかかってくるのはやむを得ないんですけども、それから引っ張ってきた保険税の税額も、それをもとに算定されるのは、少しくついんではないかなと。近隣の市町村の中でも資産割は、軽減しているところがあるように見受けられます。そのへんを考慮に入れて検討して下さるかどうか、このへんをお聞きします。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

国保税を算定する場合、応能・応益といひまして、所得割、資産割、均等割、平等割の4つで計算をさせていただいております。今、穂坂議員さんが資産割についてなんとかという話をお聞きしたんですが、やはり小さな市町村になりますと、資産割をなくすと、3方式といひますが、所得割と均等割と平等割だけにしますと、3方式になってしまいますが、そうしますと、今度は所得の、若干でもある方については、その負担が大きくなってしまうということがございますので、今、資産割がかかっていくという人たちは、やはり資産を持っていらっしゃる方ということですので、応分の負担をしていただく中で、若い人たち、ないしはそれ以外の人たちの負担を軽減していただく方法も一方で、そして運営審議会の中でもそういう方向で進めていきたいという、4方式で進めていきたいという形の話合いをされているところです。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

おおぜいの方というわけではございませんが、私どもが日々、相談を受けるときに、一番、説明しにくいところではあるんですが、私は息子の扶養家族になっているんだと。だけでも、資産が昔、商売をしようと思って建てた資産がここにあると。それによって、固定資産税は高いわ、保険税は高いわと、それはなんとかならないかと言われても、なんとかありません。そういう点では、しょっちゅう相談に来られて、それはあなたの財産だからしょうがないという話になるんですけども、収入は伴っていないわけですよ。大体、特に身延あたりになりますと、そこは3方式にしろとは言いませんけども、資産割を低く算定するぐらいは考慮してほしいなと、こういうことでございます。実態上は、皆さんそうだと思います。

それから、所得割が高い人が高くなっていいとは言いませんけども、その収入が伴っているとすれば、これはしょうがない、取るものも多いんだから払うものも多くなるという、多少の納得はそちらでは得られやすいんですけど、本当に休眠状態になっている資産が、評価だけというのは大変、きついに私自身も思います。これを審議会でしょうか、いろいろご協議いただく中で問題を提起していただいて、算定の参考にぜひしてほしいなと、こんなふうに思います。同一な質問で申し訳ありません。町長、細かい中身はございませんけども、私の申し上げたことについて、お考えはどうなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまのお話でございますけれども、今、審議会の中で、これらも含めて検討をさせていただいている最中ということで、特に議員さんの代表が3人ですか、今、日向議員が審議会の

会長ですけども、ちょっと体調を崩していますけども、そのほか議員さんの皆さんがおいでになりますから、ぜひ、内容はご存じだと思いますけども、今、所得割がいいのか、それから均等割がいいのか、あるいは財産にも掛けるほうがいいのか、そのへんも検討している最中ですので、全然大丈夫は、考慮しませんということではございません。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

この質問について、終わらせていただきます。

行政改革の現状についてでございます。

行財政改革と謳わなかったのは、行政改革を論ずるときに財政改革が最終目的になりますので、財政を密にして論じては、少しいびつなものになってしまうんですけども、私の職責の立場上、財政については控えさせていただきますので、つい、偏る形の論議になろうかと思えますけども、お願いいたします。

町長は町長選出馬の公約の中で、すぐになすべき重要政策3点を優先順位で挙げておられました。その最優先で、行財政改革の断行を挙げておりました。そしてそのとおり、町長は就任以来、行財政改革に取り組んでいることも承知はしております。町長就任、3年目に入りました。小さな役場・大きな仕事集団を目指し、そしてその具体的成果はご自身で、どうぞ判断されているのか、雑駁な質問で大変恐縮ですが、お答え願います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

誠に難しい質問を頂戴いたしましたけども、私は私なりには一生懸命させていただいていると、こういうふうに思っておりますけども、評価は私がすることではないだろうと。例えば穂坂議員なり、町民の皆さんが評価をしていただくと、こういうふうに思っておりますので、いずれにしても、一生懸命頑張らせていただいていると、このことだけは言わせていただきます。評価は、皆さんがしていただくものだと思います。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

そのようなご答弁で、まったく、誰でもそういうご答弁で返ってくるかと思いますが、ご努力しているという言葉をお聞きしたかったというところの質問の内容でございました。

それで本町の財政力に見合った、身の丈の合った行政、いわゆる小さな政府、機能的な行政機構を構築することにあると思うんです。そして、その具体的な対策、集中プランもありましたでしょうし、いろいろありますけど、具体的な対策として取り組んできたものは、どんなものがあるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

まず平成17年から21年度まで、集中改革プランということで、それらの取り組み実績に

つきましては、9月1日の全員協議会の際、配布いたしました集中改革プランの総括表をご覧いただきながら、実際の取り組み状況を見ていただきたいと思います。

その中で、職員数につきましては、平成17年に259名いた職員も平成22年には37名減の222名となりました。小さな役場になりつつあるのではないかと思います。

なお、組織の見直しにつきましては、その時代において、最も望ましい組織機構に編成したいと考えておりますので、随時、組織の見直しを行っているところです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

良い悪いは抜きにいたしまして、職員の数を減らすのが行政改革ではございません。しかし、そうは言っても、職員の数が減ったところが1つの小さな政府、それをどう効率的に住民サービスの向上に結びつけていくか、これは町長の手腕にかかっているのではなからうかと思いません。それで、人減らしは行政改革ということではございませんけど、現実、あれから今日まで、人減らしはしていなかったのではないかなと私は思っています。自然減。表れてくる表の数は、数合わせとまでは申しませんが、自然に退職者が何人いて、採用される人間が何人だという形で流れてきて、その結果の報告のように、大変、申し訳ないんですが、そういうように見えてしまう部分がありますし、行政機構を町長がお考えになっているように、いじった部分というのは、私の勉強不足ではございますけども、現実に見られています。行政改革をしてきた内容は、いっぱいあります。私にも分かるところ。例えば、旧下部町にあったSCTというのがありました。これがPFIで、民間の力を借りてやるようにしたこと、これも大きな行政改革の1つでございますし、成果はたくさんあるんですが、今言ったようなところでは見えていないという点でどうなんでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

人員配置等につきましては、実は平成23年度に向けて、明日、人員体制ヒアリング、今年度よりも来年度という形で、それぞれの所属長が自分のところの業務をしっかりと把握して、今年と同じことをしていたんでは駄目だと。今年以上の仕事をするには、どうしたらいいか。または、今年の業務を見る中で、来年度、膨らむ業務がある場合には、それなりの人員配置も必要。そして、そっくり同じような業務だったら、多少、人を減らしてもいいというような形で、先ほどから自然減、人減らしというようなこともありますけども、基本は少数精鋭、そのそっくり同じ仕事をするなら、職員も今年よりも来年1.2倍とか1.3倍の仕事ができると思いますので、それなりに仕事のほうの内容も増えていきますけど、その職員数も少しずつ減ってはいきますけど、業務のほうは少しずつ増えていきます。その中で、先ほども言いましたように、一人ひとりが1年1年、パワーアップしていくような指導ということは、町長と一緒に職員の意識改革ということで努めています。それが先々は小さな役場、大きな仕事集団につながると思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

○J Tで職員の意識改革を進めながら、仕事量の増えた部分をカバーするような方法で、小さな政府をつくり上げると、こういうご答弁でございますけども、類似町がどうのこうのということは申し上げません。類似町はこういう人口に、職員の数がこうだからなんて言い出したら、これはまた、きりのない話でありまして、私どもの町よりも人口がずっと多くて、ずっと少ない職員数のところもあるし、逆のところも、もちろんあるしということですから、そういう類似町を見てどうのこうの、比較検討をして、うちはどういう規模が適正かということは申し上げますが、町長も就任するときに適正規模、適正要員数という表現でおっしゃっておりますので、そういう形で申し上げさせていただきました。町長も適正要員数というものを持っていたらっしゃいました。それで、この中に取り組んできたはずでございます。町長の公約の中に文言がそうありましたので、私はそう捉えていますけど、そういう意味で申し上げたわけで、決して多いとか、少ないという話ではありません。

むしろ、今、意識改革という言葉が出ましたので、質問の前の話が多くなってしまって、うまくないんですけども、今の行政の職員のあるべき姿が昔と違いまして、昔のようにゼネラリストを求めて、町のことはなんでも分かる職員は、今は必要ないです。スペシャリストを求めます。だから異動なんか容易にできません。1つの仕事をスペシャリストとして、仕事ができるようになるだけで精一杯なはずで。そして効率的な仕事、効率的なサービスをあげていくという点であれば、昔のように、彼に聞けばなんでも分かっている、彼は優秀だからという職員であれば、どこへ配置しても、こっちを減らして、こっちをやってもということもありますけども、そういう、今のご時勢ではないはずですので、そういう面も含めて、いろいろ忙しいと思いますし、高度なテクニックを維持しながら、本当にテクニカルスキルを上げなければ、業務にも就けないような職員の皆さんの仕事の内容のことは、私でも分かります。はたから見て、ちんぷんかんぷんですけども、分かります。そういう中で効率を挙げて、小さな機構、小さな政府で、小さな行政機構をつくって効率的にやっていけといわれるけれど、○J Tで、町長、総務課長が指導してなんていう状態ではないと思います。今の職員は優秀であることだけは、いつも言葉にするように認めておりますので、ぜひそのへんを含めながら、小さな政府づくり、次代を担う子どもに身延町の負の遺産を残さないような、行政基盤を確立させるような方法を、ぜひともお願いしたいと思います。

行革の推進委員会、名称は的確ではございません。というのは、庁舎の中に設けられておられるように聞いておりますが、そうでしょうか。勘違いかもしれませんから、どうですか。ないですか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

一般の町民の皆さんの代表の方たちを指していますか。そちらは、行政改革の推進委員会にのっております。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

どのような行程の中で、その審議委員会は審議結果を出していくような形になっているのでしょうか。というのは、行政改革というのは終点がないわけですよね。常に改革をしていかなければならないということだから、結果がないんだけど、結果がないよといって、いつまでも審議会があるだけで、なんにも出てこないということでは困りますので、その行程をどんな形になっているのか、お聞きしたい。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

行革推進委員会の皆さんには、今回は行政改革大綱を新たにつくりました。そのときに大綱の内容等について、検討していただいております。さらには、先ほど申しましたように、平成17年から21年度、行政改革プランの取り組みにつきまして、毎年毎年、その取り組みの状況を報告しながら、チェックをいただいております。最終的に、5年間の総括表についても十分、内容を精査いただく中で、次の集中改革プランについては、もう少し分かりやすくとか、小さな数字ではなく、もっと精神的な部分とか、そのあたりに重心を置くようにとか、そういう指導のもとで、今回は実行プランを作成させていただきまして、前回の議会の全員協議会のときに、皆さんにお示ししましたとおりです。随時、皆さんにチェックをいただきながら行っております。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

例えばの話をこんなところで出すのは大変、適当ではないかと思えますけども、行政改革という中身の中で、例えば別な面で、今、論議されているように聞いておりますけども、保育所の民間経営がどうだろうかという検討をなさっているように聞いております。これもある側面からすると、行政改革なんですね。こういうことにも踏み込んだ改革の中身を策定しながら、踏み込んでいっていただきたい。ごたごたしないようにするためには、そこが大きな要素をふまえながら、行政改革がされていくのではなかろうかなど。例えばで申し訳ないんですけども、保育所施設、公営町立保育施設が民営化されるとなると、行政機構から、とりあえず仕事がまったくなくなるわけではありませんけど、行政面の仕事はたくさん残りますけども、1つの組織としては切り離されるわけですが、行政改革につながっていくはずでございますので、そのへんも頭に入れながら、進めていただきたいと思います。

いずれにしても、行革が住民に見えて、住民が納得していただけるように、住民が納得したらどうのこうのではありません。納得していただけるような、ご努力を皆さんがしていることが住民に見えるような、クリエイティブな政策の進め方をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（望月広喜君）

以上で穂坂英勝君の一般質問が終わりましたので、穂坂英勝君の一般質問は終結いたします。

以上で、通告されました一般質問は、すべて終了をいたしました。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任委員会副委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等特別委員会委員長から所管事務調査について、議会会議規則第74条の規定によって、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上、6委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会副委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査といたすことに決定いたしました。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題とすることにご決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程を行います。

同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、1件を上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

同意第10号について、町長。

○町長(望月仁司君)

今回の追加提出議案につきましては、人事案件1件となっております。

それでは、説明をさせていただきます。

同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下山5954番地

氏 名 望月達也

生年月日 昭和22年4月12日

平成22年12月16日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由でございます。

平成23年3月31日に、上平聖道委員の任期が満了いたします。その後任委員を選任した

い。

これが、この議案を提出する理由でございます。

特に同意第10号につきましては、来年4月1日付けの法務大臣委嘱に向け、1月の上旬には、法務局に候補者を推薦する必要があるとございます。したがって、本定例会に追加提案をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（望月広喜君）

町長の説明が終わりました。

なお、同意第10号につきましては、人事案件ですので、詳細説明は省略いたします。お諮りいたします。

同意第10号は人事案件ですので、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第10号については、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

なお、質疑・討論が省略になりましたので、議事日程を繰り上げます。

追加日程第3 追加提出議案に対する採決を行います。

同意第10号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第10号 人権擁護委員の候補者の推薦については、山梨県南巨摩郡身延町下山5954番地、望月達也氏、昭和22年4月12日生まれを推薦することに決定いたしました。

これで、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（望月仁司君）

大変、お疲れさまでございました。

平成22年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言あいさつをさせていただきます。

本定例会は去る12月13日に開会され、本日までの4日間、私どもの提案に関わる諸議案につきまして、ご熱心にしかも真摯にご審議をいただきました。

ただいま、すべての議案につきまして、原案のとおりご議決、ご認定、ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に心から敬意を表し、お礼を申し上げます。

今、世の中では集権的統治ではなく協力統治、ガバナンスといわれております。公共のガバナンスとは行政と議会、さらに住民が一体となって、協働して公共空間を治めることだといわれております。

なお、開会中、議員の皆さんから賜りましたご意見・ご要望につきましては、これを尊重し、今後の町政運営に遺憾なきよう努めてまいりますので、変わらぬご指導をお願い申し上げます。



いよいよ本年も残り少なくなり、寒さが日増しに厳しくなる季節になってまいりました。議員の皆さんには、お体には十分お気をつけていただいて、ますますのご活躍いただけますことをお願いし、閉会のあいさつとさせていただきます。ご苦労さまでございました。

○議長（望月広喜君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

よって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。

会期4日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本年もいよいよ押し詰まり、寒さもいよいよ厳しくなりますが、各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また議員各位、町長はじめ執行部の皆さまには無事に越年され、希望に溢れる新年を迎えられますようお祈り申し上げまして、平成22年身延町議会第4回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時05分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上